

久喜市の環境

平成26年版（No.27）
(平成25年度報告)



こども自然観察会（埼玉県自然学習センター・北本自然観察公園）

久 喜 市

は　じ　め　に



平成22年3月23日に、埼玉県東北部の拠点都市として新「久喜市」が誕生してから、5年が経過しました。

最初の4年間は、新久喜市としての「基礎作り」のための期間でもありました。基礎を築くことが出来た今、まさにこれからが久喜市発展の本番となります。

しかしながら、全国的な人口減少時代の中で、これまでと同様に持続的に久喜市を成長させることは容易なことではありません。久喜市が名実ともに埼玉県東北部の拠点都市となるためには、これまで築いてきた基礎の上に、様々な重要な事業を実施していかなければならぬと痛感しているところです。

このような中、久喜市では、環境問題に立ち向かい、市・市民及び事業者の協働による取組みを推進し、かけがえのない我が久喜市を未来に引き継ぐために、平成25年3月に「久喜市環境基本計画」を策定いたしました。

さらに、都市緑地法第4条に基づいて策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」であり、久喜市の緑と公園などのオープンスペースに関する総合的な計画である「久喜市緑の基本計画」を、平成26年11月に策定いたしました。

今後、この計画に基づいて、河川や水路などの水辺や今も残っている屋敷林などを保全するとともに、道路や住宅地、工場などの都市緑化を推進し、自然と生活が調和した、住みよいまちづくりの実現に邁進していきたいと考えています。

また、組織をあげて環境に配慮した取組みを積極的に推進するための、「久喜市環境保全率先実行計画」につきましても、引き続き取り組んでまいります。

今後も持続的発展が可能な社会と豊かな自然環境を、未来の子ども達に引き継いでいくため、皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

本書は、平成25年度における久喜市の環境の現況と、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況を、年次報告書としてまとめたものでございます。皆様が環境の保全活動を進めていただくうえで、この報告書がその一助となれば幸いです。

平成27年1月

久喜市長 田中宣二

目 次

第1章 総説

第1節 久喜市の概要	2
1 位置、地域の特性	2
2 人口	2
第2節 環境行政の概要	3
1 行政組織	3
2 事務分掌	3
3 環境関係決算額	4
第3節 環境基本計画	4
1 環境基本計画の目的	4
2 計画の位置づけ	5
3 環境指標一覧	6

第2章 環境の現状と対策

環境目標Ⅰ 地球にやさしい循環型のまち

I－1 地球温暖化対策	11
1 地球温暖化対策の取組み促進	11
2 地球環境問題に関する啓発	17
I－2 再生可能エネルギー・省エネルギーの普及	20
I－3 循環型社会の形成	22

環境目標Ⅱ 豊かな自然と人がともに生きるまち

II－1 生物の多様性の確保	23
1 指定希少野生生物種	23
2 特定外来生物の防除	24
3 鳥獣保護区	24
4 身近な野生生物の保護	25
5 環境教育・啓発	25
II－2 身近な緑の保全と創造	26
1 自然林の育成	26
2 「久喜市緑の基本計画」の策定	26
3 樹林地や屋敷林などの保全の推進	27

環境目標Ⅲ 健康で安全に暮らせるまち

1 公害苦情の変化	30
2 種類別件数とその概要	30

III-1.	大気環境の保全・交通対策	33
1	大気汚染測定結果	33
2	光化学スモッグ関連測定結果	45
3	騒音・振動	47
4	悪臭	60
5	ダイオキシン類	61
6	PM2.5	65
III-2.	水環境の保全	66
1	監視体制	66
2	概況	66
3	公共用水域の水質汚濁に係る環境基準	67
4	工場、事業場の規制関係（水質）	96
5	生活排水対策	99
III-3.	土壤・地盤の保全	100
1	監視体制	100
2	概況	100
3	精密水準測量成果表	101
4	観測井による観測結果	102
III-4.	放射性物質による環境汚染への対応	108
1	監視体制	108
2	概況	108
環境目標IV.	みんなで取り組む環境づくりのまち	
IV-1.	環境保全活動の普及・啓発	112
1	環境保全活動の推進	112
2	緑の推進員	114
IV-5.	環境マネジメントシステムの運用の促進	115
1	環境マネジメントシステムの概要（平成25年度）	115
2	取組み結果（平成25年度）	116
・	測定結果集計表（環境保全事業）	119
・	測定結果集計表（一般事務）	127
・	測定結果集計表（公共工事）	128
・	測定結果集計表（施設管理）	129
・	環境方針	138

第3章 環境基本計画の推進

第1節 環境基本計画の推進体制	141
-----------------	-----

資料

□久喜宮代衛生組合概要	143
□環境用語の解説	165

第1章 総説

第1節 久喜市の概要

1 位置、地域の特性

本市は、都心まで 50km、埼玉県の東北部に位置し、東は幸手市及び茨城県五霞町、南は蓮田市、白岡市、宮代町及び杉戸町、西は鴻巣市及び桶川市、北は加須市及び茨城県古河市に接しています。

総面積は 82.4km²、市域は東西に約 15.6km、南北に約 13.2km にわたり、台地や自然堤防などの微高地と後背湿地などの低地からなるほぼ平坦地です。市内には利根川、中川、青毛堀川、元荒川のほか、葛西用水や見沼代用水などの多くの河川や用水路に恵まれています。

交通基盤は、J R宇都宮線、東武伊勢崎線及び東武日光線の 5 つの駅のほか、東北縦貫自動車道（以下、「東北道」という。）の久喜インターチェンジ、首都圏中央連絡自動車道（以下、「圏央道」という。）の白岡菖蒲インターチェンジがあり、交通の要衝としての利便性を活かして久喜菖蒲工業団地などが整備され、県東北部の拠点都市として発展を続けています。

久喜市の位置



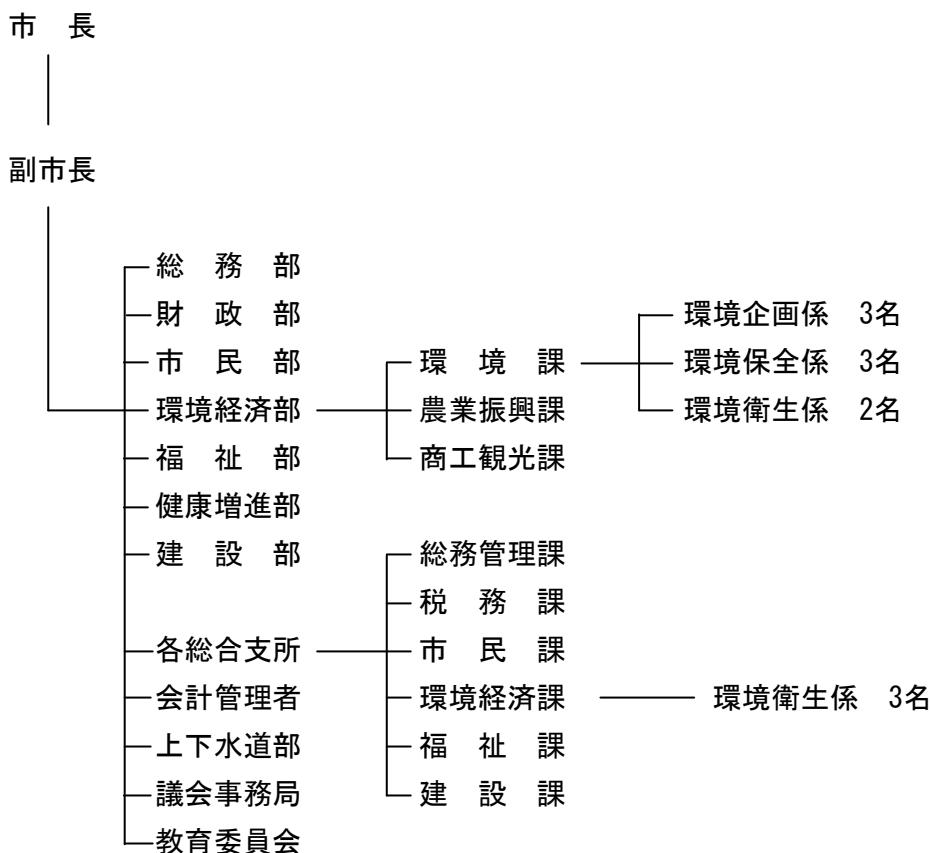
2 人口

平成26年1月1日現在の人口は155,158人です。

第2節 環境行政の概要

1 行政組織（平成26年4月1日現在）

本市の環境行政組織は、次のとおりです。



2 事務分掌

○環境課

- 1 環境基本計画に関すること。
- 2 環境政策の企画及び推進に関すること。
- 3 久喜宮代衛生組合及び広域利根斎場組合との連絡調整に関すること。
- 4 自然保護対策に関すること。
- 5 鳥獣保護等に関すること。
- 6 環境保全に関すること。
- 7 公害防止対策に関すること。
- 8 電波障害対策に関すること。
- 9 廃棄物等の不法投棄に関すること。
- 10 専用水道、簡易専用水道及び自家用水道に関すること。
- 11 畜犬登録及び狂犬病予防に関すること。
- 12 環境衛生に関すること。

○総合支所 環境経済課 ※環境分野に関する項目のみ抜粋

- 1 北本地区衛生組合との連絡調整に関すること。（菖蒲総合支所に限る）
- 2 し尿処理収集に関すること。（菖蒲総合支所に限る）
- 3 自然保護対策に関すること。（市の計画策定業務を除く）
- 4 鳥獣保護等に関すること。
- 5 環境保全パトロールに関すること。
- 6 公害防止対策に関すること。
- 7 電波障害対策に関すること。
- 8 廃棄物等の不法投棄に関すること。
- 9 専用水道、簡易専用水道及び自家用水道に関すること。
- 10 畜犬登録及び狂犬病予防に関すること。
- 11 環境衛生に関すること。（許認可事務を除く）

3 環境関係決算額

年度	環境衛生費（単位 千円）
平成23年度	76,696
平成24年度	82,895
平成25年度	88,885 ※2

※1 上記決算額は、環境衛生費の当該年度における支出済額です。千円未満は切り上げています。

※2 比較のために、平成25年度から「環境衛生費」に科目変更となった合併浄化槽普及促進補助事業（下水道業務課）に関する経費（43,521千円）を除いています。

第3節 環境基本計画

1 環境基本計画の目的

市では、合併に伴い失効した、平成8年4月制定の「旧久喜市環境基本条例」に代わる条例として、環境の保全及び創造に関する取り組みの基本的な方向と枠組みを示す新たな「久喜市環境基本条例」を平成25年1月1日に施行いたしました。

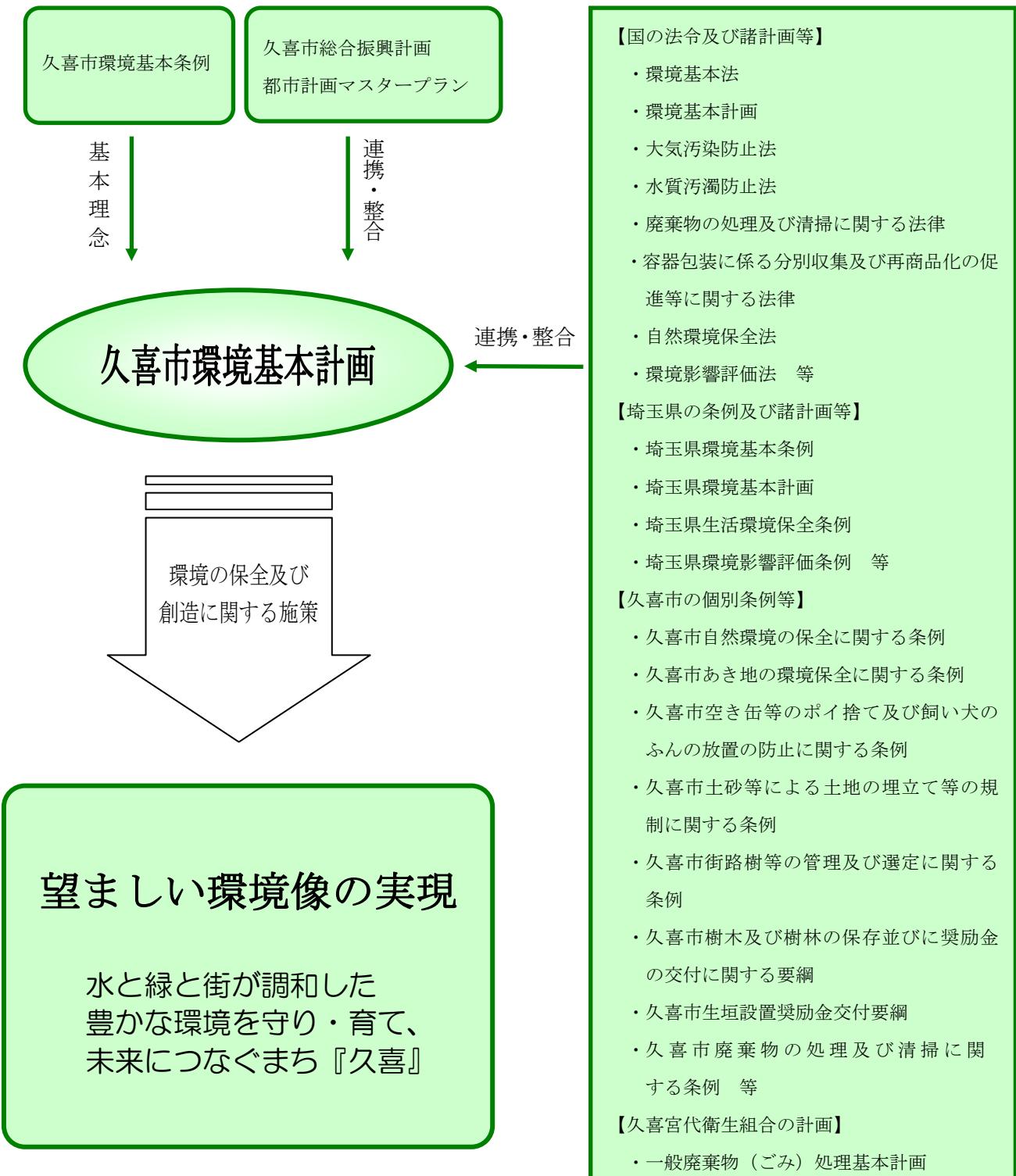
また、併せて、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成25年3月に「久喜市環境基本計画」を策定いたしました。

同計画では、「望ましい環境像」を掲げ、この望ましい環境像を実現するための施策の基本的方向、市・市民及び事業者それぞれが果たす役割などについて規定しています。望ましい環境像の実現に向けて三者が協力し合い、また、それぞれの立場から積極的な取り組みを推進することとしています。

2 計画の位置づけ

久喜市環境基本計画については、久喜市環境基本条例の基本理念を踏まえ、また、久喜市総合振興計画等との整合を図りつつ、計画の中の「望ましい環境像」の実現に向けて、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための中心に位置づけています。

(参考) 環境基本計画に関するイメージ図



3 環境指標一覧

久喜市環境基本計画における環境指標

※環境基本計画の基準年度は平成23年度であることから、平成23年度との比較を行います。

※7項目は、環境基本計画における中間目標（平成29年度）および平成34年度末の目標です。

環境目標	主な実施方策	環境指標	平成23年度	平成24年度	平成25年度	上段：中間目標（平成29年度） 下段：計画目標（平成34年度）
		温室効果ガス排出量	913.3千t-CO ₂ (H21)	1,007.3千t-CO ₂ (H23)	1,048.1千t-CO ₂ (H24)	685.0千t-CO ₂
	市内循環バス乗車人数	152,876人	156,498人	148,758人		161,000人 169,000人
地球温暖化対策の取組み促進	低公害車導入率	50.0%	59.6%	65.0%		70% 100%
	地元農産物を取り入れた学校給食食材の割合	8.1%	12.3%	12.1%		10.1% 12.6%
	グリーン購入率	78.2%	89.2%	81.2%		95%以上 95%以上
地球にやさしい循環型のまち	小・中学校における環境学習の実施数	145回	140回	140回		150回 150回以上
地球環境問題に関する啓発	市民を対象とする環境学習会の開催数	14回	13回	11回		15回 16回
	再生可能エネルギー・省エネルギー導入の促進	太陽光発電システムの最大出力 (累計)	1,202.2kW	1,757.9kW	2,483.4kW	4,950kW 9,450kW
公共施設での再生可能エネルギーなどの率先導入	太陽光発電システムを導入した市有施設数（累計） LED照明を導入した市有施設数（累計）	9箇所 12箇所	11箇所 15箇所	16箇所 36箇所	16箇所 36箇所	18箇所 30箇所 26箇所 46箇所

環境目標	主な実施方策	環境指標		平成23年度	平成24年度	平成25年度	上段：中間目標(平成29年度) 下段：計画目標(平成34年度)
		市民一人1日当たりのごみ排出量 (資源物を除く)	再生利用率 (リサイクル率)				
地球にやさしい循環型のまち	ごみの減量・リサイクルの推進	517g	483g	481g	483g	481g	428g 350g
	再生利用率 (リサイクル率)	30.9%	31.7%	33.0%	33.0%	33.0%	38.5% 44.7%
水辺環境の保全	自然に配慮した水辺環境の整備延長 (累計)	約17.3km	約17.4km	約18.3km	約18.3km	約18.3km	約22.5km以上
身近な野生生物の保護	「ふゆみず田んぼ」の実験田数 (累計)	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	1箇所 2箇所
環境教育・啓発	野生生物生息空間数 (累計)	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	3箇所 4箇所
	自然観察会参加者数	65人	84人	86人	86人	86人	70人 80人
	環境関係住民団体数	6団体	6団体	5団体	5団体	5団体	7団体 8団体
豊かな自然共施設などの推進 と人がともに生きるまち	公園、沿道や公設など自然化の推進	市で管理する都市公園の整備（供用）面積 公園管理団体数	606,302m ² 54団体	606,307m ² 123団体	628,910m ² 140団体	628,910m ² 140団体	633,000m ² 651,000m ²
	樹林地や屋敷林などの保全の推進	自然環境保全地区の指定数 保存樹木数 (累計)	3箇所 261本	3箇所 264本	5箇所 227本	5箇所 227本	6箇所 9箇所
	市内の緑化と環境保全型農業の推進	市民農園整備面積 (累計)	17,729m ²	18,929m ²	18,929m ²	18,929m ²	18,929m ² 19,709m ²
美しい景観の保全と形成	環境保全型農業推進事業実施面積	353a	1,002.45a	1,180.90a	1,180.90a	1,180.90a	380a 410a
	観光交流振興事業の参加者数	200,000人	220,000人	230,000人	230,000人	230,000人	225,000人 250,000人
	地区計画を定めている地区数 (累計)	12地区	12地区	12地区	12地区	12地区	12地区以上 12地区以上

環境目標	主な実施方策	環境目標		平成23年度	平成24年度	平成25年度	上段：中間目標(平成29年度) 下段：計画目標(平成34年度)	
		大気・悪臭関係の苦情件数	騒音・振動関係の苦情件数				79件以下 79件以下	
健康で安全に暮らせるまち	公害などの環境対策の充実	河川の水質基準達成率	河川清掃への参加者数	76.0%	79.8%	68.8%	77.0% 78.0%	
	公共用水域の水質保全	農業集落排水処理を含む下水道普及率	農業集落排水処理を含む水洗化率	77.9%	77.9%	77.4%	79.1% 80.1%	
	生活排水処理対策の推進	地下水揚水量	地下水揚水量	14,490m ³ /日	6,811m ³ /日	6,268m ³ /日	11,610m ³ /日 9,540m ³ /日	
	土壤・地盤の保全	環境関係住民団体数(再掲)	ゴミゼロ・クリーンタウン運動参加者人数	6団体	20,597人	20,858人	5団体 8団体	7団体 8団体
	環境保全活動の推進	不法投棄苦情件数	小・中学校における環境学習の実施数(再掲)	17件	52件	61件	21,160人 20,700人 20,800人	17件以下 17件以下
	みんなで取り組む環境づくりのまち	市民を対象とする環境学習会の開催数(再掲)	本市の事務事業から排出される温室効果ガス総排出量(H22)(二酸化炭素換算)	145回	140回	140回	140回 150回 150回以上	150回 16回
							11,223t以下 平成29年度実績値以下	
							10,497t	

その他環境に係わりのある指標

※久喜市環境基本計画に未掲載の環境に係わりのある指標です。

主な指標	平成23年度	平成24年度	平成25年度	備考
人口（4月1日現在）	156,562人	155,879人	155,507人	
公共施設電力使用量	22,497,114kWh	21,619,268kWh	22,194,454kWh	
市民まつりにおける苗木の配布本数	500本	423本	600本	EMS
道路新設距離数	1,385m	1,981m	1,896m	EMS
各種環境講座の観察会等参加人数	120人	119人	129人	目で見る環境講座を含む
太陽光発電補助件数	106件	130件	163件	
粉石鹼製造事業廃油リサイクル量	145.6t	148.2t	109.2t	EMS
河川浚渫延長	2,193m	1,539m	1,923m	EMS
都市公園整備箇所数	80箇所	80箇所	83箇所	
都市公園総面積	1,076,307m ²	1,076,307m ²	1,098,910m ²	供用開始済み面積
一人当たりの都市公園面積	6.90m ²	6.92m ²	7.08m ²	
保存樹林箇所数	8箇所	9箇所	8箇所	500m ² 以上
保存樹林面積	15,275.85m ²	16,025.85m ²	13,145.85m ²	
生垣設置奨励金件数及び延長	4件 55.4m	0件	0件	
市民農園設置箇所数	4箇所	4箇所	4箇所	
市指定文化財の数	72件	72件	72件	
公共下水道普及率	68.5%	68.6%	68.9%	
汚水処理人口普及率	85.9%	86.1%	90.0%	
合併浄化槽設置補助件数	78基	58基	58基	EMS
累積地盤沈下量（過去5年間）	最大102mm	最大91mm	最大95mm	
久喜駅前広場の放置自転車台数	632台	597台	543台	EMS
環境推進協議会会員数	43団体	43団体	43団体	

第2章 環境の現状と対策

環境目標Ⅰ．地球にやさしい循環型のまち

I－1．地球温暖化対策

本市の事務事業に伴い排出される温室効果ガスを削減するための「地球温暖化対策実行計画」は、合併前の旧市町において策定、実行されてきました。いずれの旧市町においても、温室効果ガス排出量の削減について積極的に取り組んできました。

そのような中、平成24年3月には、新しい「久喜市環境保全率先実行計画」が策定され、運用されています。

また、東日本大震災による国内の電力需給のひっ迫を契機とした省エネルギー化の徹底的な推進や節電の取組みは、地球温暖化対策にも寄与していくものと考えられます。

1 地球温暖化対策の取組み促進

(1) 環境保全率先実行計画の推進

環境への関心が高まるなか、市民に対し、率先して環境に配慮した行動を実行すべき立場にある市として、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく、温室効果ガスの排出の抑制のための計画である、新たな「久喜市環境保全率先実行計画」を平成24年3月に策定いたしました。

本計画では、目標として、平成28年度の温室効果ガスの総排出量を基準年度（平成22年度）比で5%以上削減することとしています。

平成25年度の市の事務・事業活動によって排出された温室効果ガスの総排出量は、10,497t-CO₂でした。基準年度（平成22年度、11,807t-CO₂）比で約11.1%削減することができました。

取組み結果は、15頁の「温暖化防止等に対する市の取組み」のとおりです。

地球温暖化問題の解決には、市・市民及び事業者が現状を認識した上で、それぞれの役割分担のもと、持続可能な循環型社会を構築していく必要があります。また、市は、自らの事務・事業に伴う温室効果ガスを削減する責任があり、環境施策を推進する主体として、市民や事業者に対して模範となる取組みを行うことが求められています。

(2) 苗木及び種苗の配布

①久喜市民まつり（久喜地区）

平成 25 年 10 月 20 日に開催された第 27 回久喜市民まつりにおいて、市内在住の方で「エコライフ DAY に関するアンケート」に回答していただいた方に、苗木を配布しました。

配布樹種等
・ミカン 300 本
・ブルーベリー 300 本

同時に、緑の募金に協力をお願いし、11,158 円の募金をしていただきました。



市民まつりでの苗木の配布

②公共施設での種子の配布（菖蒲地区）

平成 26 年 2 月 3 日から平成 26 年 2 月 28 日にかけて、菖蒲総合支所窓口 6 箇所及び公共施設 10 箇所で、花の種を配布しました。

配布種子
・コスモス 4,000 袋



公共施設での種子の配布

③久喜市菖蒲産業祭（菖蒲地区）

平成 25 年 11 月 3 日に開催された第 30 回久喜市菖蒲産業祭において、苗木の配布を行いました。

配布樹種
・ブルーベリー 500 本



菖蒲産業祭での苗木の配布

④栗橋やさしさ・ときめき祭り（栗橋地区）

平成 25 年 11 月 17 日に開催された「栗橋やさしさ・ときめき祭」において、栗橋 B & G 海洋センターで「エコライフ DAY に関するアンケート」に回答していただいた方に、苗木を配布しました。

配布樹種	・ミカン	50 本
	・ブルーベリー	200 本



栗橋やさしさ・ときめき祭りでの苗木の配布

⑤わしのみやコスモスフェスタ（鷺宮地区）

平成 25 年 10 月 26・27 日に開催が予定されていた「わしのみやコスモスフェスタ 2013」が台風の影響で中止となつたため、菖蒲産業祭（平成 25 年 11 月 3 日開催）において、苗木の配布を行いました。

配布樹種	・ミカン	60 本
	・レモン	50 本
	・デコポン	50 本

同時に、緑の募金に協力をお願いし、11,563 円の募金をしていただきました。

集められた募金は、（公社）埼玉県緑化推進委員会を通じて、緑化の普及啓発、ボランティアによる森林の整備、学校等の緑化の推進、さらには、次代を担う緑の少年団の育成等に役立てられます。

（3）緑のカーテン

緑化の推進、地球温暖化防止、ヒートアイランド現象の緩和などを目的として、平成 25 年度は、久喜地区 12 箇所、菖蒲地区 5 箇所、栗橋地区 5 箇所、鷺宮地区 5 箇所、合計 27 箇所に緑のカーテンを設置しました。

緑のカーテンとは、にがうり（ゴーヤ）や朝顔などのつる性植物で緑のカーテンを作り、強い日差しを遮り日陰をつくることで、建物やその周辺の温度が上がるのを防ぐことができます。

また、蒸散作用により気温を下げる効果もあります。夏の暑い日に緑のカーテン越しに吹く風は、天然のエアコンのように涼しい風になります。

公共施設に緑のカーテンを設置することにより、エアコン等の消費電力の削減に繋がり、CO₂排出の削減も期待できます。

さらに、多くの公共施設に設置することで、施設を利用する市民の目に触れ、多くの市民が自宅等に自ら緑のカーテンを設置することが期待されます。

緑のカーテンの効果の一例として、次のものがあります。

- ・植物の蒸散作用による冷却効果
- ・日除け
- ・CO₂（二酸化炭素）の削減
- ・緑が見た目にやさしい
- ・野菜などを収穫できる

緑のカーテン設置施設

地区	設置施設
久喜地区 (12箇所)	市役所本庁舎、ふれあいセンター久喜、児童センター、中央保健センター、中央公民館、東公民館、清久コミュニティセンター・西公民館、さくら保育園、あおば保育園、すみれ保育園、中央保育園、中央幼稚園
菖蒲地区 (5箇所)	菖蒲総合支所、しょうぶ会館、しみん農園菖蒲、菖蒲保健センター、森下公民館
栗橋地区 (5箇所)	栗橋総合支所、栗橋保健センター、栗橋文化会館、栗橋B & G海洋センター、健康福祉センター
鶯宮地区 (5箇所)	鶯宮総合支所、鶯宮東コミュニティセンター、鶯宮西コミュニティセンター、鶯宮児童館、鶯宮地域子育て支援センター

公共施設への設置例



久喜市役所本庁舎



清久コミュニティセンター・西公民館

(平成25年度) 溫暖化防止等に対する市の取組み
(実行計画取組み結果)

取組み項目	主な取り組み内容	基準年度(H22年度)	H24年度	H25年度	基準年度比	目標値(H28年度)
(1) 電気使用量 (温室効果ガス換算)	屋外み時の消灯、ノーアクションデーの実施 トイレ、給湯室、コピー室等のこまめな消灯 冷暖房温度の適正管理 太陽光発電システムの活用 等	電気使用量 25,280,852kWh	21,619,268kWh	22,194,454kWh	-12.21%	- 6.1%
	温室効果ガス 9,758,409 kg	8,345,037 kg	8,567,059 kg	-12.21%	-	
(2) 施設の燃料使用量 (温室効果ガス換算)	ボイラ等の適正な運転 冷暖房温度の適正管理 沸かし過ぎや確実な栓締め等ガス器具等の適正な使用 省エネルギー機器の導入 等	都市ガス 341,334m ³	280,054m ³	282,922m ³	-17.11%	1.0%増以内
	LPG 43,970 kg	37,270 kg	32,885 kg	-25.21%	±0	
(3) 公用車の燃料使用量 (温室効果ガス換算)	水曜日ノーカーデーの実施 出張時の公共交通機関の利用 公用自転車の利用 アイドリングストップの実施 等	ガソリン 106,112 l	104,344 l	96,448 l	-9.11%	11.0%増以内
	軽油 14,010 l	14,358 l	14,921 l	6.50%	±0	
(4) 温室効果ガス総排出量	温室効果ガス 293,968 kg	293,351 kg	274,137 kg	-6.75%	-	
	温室効果ガス排出量の合計 11,807 t	10,258 t	10,497 t	-11.10%	- 4.9%	
(5) 水道使用量	節水コマの取り付け こまめな蛇口の開閉等 トイレの1回流し 等	水道 293,023 m ³	281,728 m ³	289,274 m ³	-1.28%	- 0.1%
	ミスコピー用紙の裏面使用 両面印刷・両面コピーの実践 会議資料の簡略化、必要最小部数の作成 市役所LANによるメール、掲示板の活用 等	購入量 14,461,200枚	12,664,125枚	13,360,000枚	-7.61%	- 5.4%
(7) コピー用紙購入枚数						

取組み項目	主な取り組み内容	基準年度 (H22年度)	H24年度	H25年度	基準年度比	目標値 (H28年度)
⑥ ごみの減量	分別回収ボックスの活用 使い捨て容器の購入や使用を控える	ごみの減量 (本庁舎)	48 t	9.4 t	8.8 t	-81.67% - 62.5%
	ごみの堆肥化等 ごみの共有化	ごみの分別 (全庁)	全部署で概ね良好	全部署で概ね良好	—	—
⑨ グリーン購入の推進	購入前にグリーン製品であることを確認 塩化ビニル製品等焼却時に環境汚染物質を発生する可能性のある製品の購入を控える グリーン購入情報提供システムの利用	グリーン購入率	74.8%	89.2%	81.2%	95%以上
	グリーン購入数	2,751/3,680品目	4,605/5,161品目	4,248/5,234品目	8.56%	95%以上
⑩ 公共事業に係る環境配慮	公共事業環境配慮項目の実施 低騒音・低振動型の建設機械の使用 再生資源の活用 工事現場からの汚染防止 建設廃棄物等の適正処理等	A評価割合	100%	100%	100%	95%以上
	対象工事 (設計)数	120/120	154/154	168/168	0%	0%

2 地球環境問題に関する啓発

全ての人々が環境について関心と知識を持ち、環境保全の大切さを普及啓発することを目的とし、次の事業を実施しました。

(1) 環境学習事業

①野草・昆虫観察会

日 時 平成 25 年 7 月 6 日（土）
場 所 久喜菖蒲公園
参加者 19 人
内 容 久喜菖蒲公園の昭和沼周辺に生息しているトンボ、バッタ、アブ、チョウや自生している野草の観察をしました。



②夏休みこども自然観察会

日 時 平成 25 年 8 月 20 日（火）
場 所 県自然学習センター・北本自然観察公園（北本市）
参加者 25 人
内 容 センターの観察園で「とんぼ」や「チョウ」などを観察しました。



③巨樹・巨木観察会

日 時 平成 25 年 11 月 1 日（金）
場 所 神明神社・天王山塚古墳・本多静六記念館（菖蒲総合支所）
参加者 23 人
内 容 菖蒲地区の歴史や樹木の特性について学び、理解を深めました。



④目でみる環境講座 1

日 時 平成 25 年 12 月 18 日 (水)
場 所 公益財団法人「本庄早稲田
国際リサーチパーク」(本庄市)
参加者 13 人
内 容 スマートエネルギータウン
プロジェクトの実施地を見学し、
最先端のエネルギー環境技術や、
取組みについて理解を深めました。



⑤野鳥観察会

日 時 平成 26 年 1 月 27 日 (月)
場 所 内池・中川周辺
参加者 19 人
内 容 自然環境保全地区である内
池や、中川周辺に飛来するカワウ、
ダイサギ、カイツブリなどの野鳥
を観察しました。



⑥目でみる環境講座 2

日 時 平成 26 年 2 月 24 日 (月)
場 所 株式会社ヤクルト本社 茨
城工場
参加者 30 人
内 容 環境配慮への取組みを行っ
ている施設の見学を通じて、身近
な環境問題について、理解を深め
ました。



(2) リサイクル促進事業

家庭から排出される使用済みの廃食油をリサイクルし、粉石けんとして有効活用することにより、ごみの減量や水質汚濁防止など環境負荷の軽減に繋がるリサイクルの仕組みについて、理解を深めていただくための体験事業を実施しています。

実施回数 42 回 (平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月)

のべ人数 207 人

廃油リサイクル量 109.2ℓ

(3) チャレンジ 25 キャンペーンへの参加

チャレンジ 25 キャンペーンでは、オフィスや家庭などにおいて実践できる、温室効果ガスの削減に向けた具体的な行動を「6 つのチャレンジ」として提案し、その行動の実践を広く国民に呼びかけています。

具体的には、2020 年までに、温室効果ガスの排出量を 1990 年比で 25% 削減することを目標としており、市においても、平成 25 年度は、広報くき 7 月号、8 月号に特集記事を掲載し、市民及び事業者への普及啓発を行っています。

(4) 情報提供

温室効果ガスの排出量削減等、地球環境問題への対策は、市・市民及び事業者の連携による取組みが求められています。

市では、広報紙やホームページなどを通じ、市民及び事業者に地球環境問題に関する情報を提供しています。

平成 25 年度に行った主な情報提供は、次のとおりです。

- ・『「久喜市環境基本計画」を策定しました』（広報くき 5 月 1 日号、ホームページ）
- ・『チャレンジ 25 キャンペーン』（広報くき 7 月 1 日、8 月 1 日号）
- ・『地球温暖化防止に向けた市の取組み結果をお知らせします』（広報くき 8 月 1 日号、ホームページ）
- ・『アイドリング・ストップにご協力を！』（広報くき お知らせ版 10 月 15 日号）
- ・『ノーカーデーを実践しましょう』（広報くき お知らせ版 10 月 15 日号）

I – 2. 再生可能エネルギー・省エネルギーの普及

平成 23 年 3 月の東日本大震災以降の電力需給のひっ迫を契機に広がった、安定的なエネルギーの確保に対する不安は、現在も解消されたとは言えない状況です。

そのような中、「再生可能エネルギー特別措置法」（平成 23 年制定）などの整備も進み、再生可能エネルギーが社会的に注目されています。今後も再生可能エネルギーの普及拡大を図っていく必要があります。

平成 25 年度末現在、公共施設の太陽光発電システムの導入は 16 箇所となっており、発電規模合計は 225.26 kW、太陽熱利用システムは 3 箇所で有効集熱面積合計は 160.62 m²です。

太陽光発電システムが設置された公共施設一覧

No.	施設名	設置年度	発電規模 kW	年間総発電量 kWh	CO ₂ 削減効果 (見込み) t-CO ₂
1	清久コミュニティセンター・西公民館	H13	4.36	4,254	約 2
2	久喜南中学校		10.00	11,988	約 5
3	緑風館	H14	20.00	17,297	約 7
4	ふれあいセンター久喜		20.00	18,404	約 7
5	久喜小学校	H15	20.00	27,503	約 11
6	総合体育館第 1 体育館		30.00	18,130	約 7
7	菖蒲学校給食センター	H17	2.50	2,082	約 1
8	市役所本庁舎（西側車庫）	H22	9.12	11,181	約 4
9	鷺宮地域子育て支援センター	H23	5.80	10,594	約 4
10	あゆみの郷	H24	10.32	14,709	約 6
11	すみれ保育園		20.00	28,403	約 11
12	市役所第二庁舎	H25	10.00	2,408	約 1
13	栗橋南小学校		35.00	10,175	約 4
14	さくら保育園	H25	21.56	-	-
15	小林・栢間学童クラブ		3.30	-	-
16	鷺宮学童クラブ		3.30	-	-
合 計			225.26	177,128	約 69

(注)

- ※1 CO₂の削減効果の算出にあたり、電気のCO₂排出係数：0.386を採用しています
この数値は、「埼玉県地球温暖化対策推進条例」に基づく、事業所計画における係数と同じ数字を採用。平成 16 年から平成 20 年までの 5 カ年間の平均値です。
- ※2 本表以外に、前谷・五領線（久喜地区）の街路灯（9 基）[2.8kW]のほか、太陽光発電システムの付いた 120W 規模の LED 照明灯等が、19 箇所設置されています。
- ※3 さくら保育園、小林・栢間学童クラブ、鷺宮学童クラブについては、平成 25 年度末に設置が完了したため、発電量の記録は平成 26 年度からになります。

また、住宅用太陽光発電システムを設置する市民に対しては、設置費の一部を補助しており、平成 25 年度の補助金交付件数は 163 件で、交付対象における設置出力の合計は 725.45kW になります。補助金の交付を通じて地球温暖化防止の取組みに対する環境意識の向上を図っています。

住宅用太陽光発電システム設置者に対する補助実績（年度別一覧）

年度	補助件数	発電規模 kW	年間総発電量 (見込み) kWh	CO ₂ 削減効果 (見込み) t-CO ₂
12	6	18.98	18,980	約 7
13	13	47.85	47,850	約 18
14	6	22.37	22,370	約 9
15	19	69.69	69,690	約 27
16	44	119.75	119,750	約 46
17	44	152.18	152,180	約 59
18	7	21.76	21,760	約 8
21	34	117.00	117,000	約 45
22	50	202.10	202,100	約 78
23	106	430.61	466,739	約 180
24	130	555.63	634,244	約 245
25	163	725.45	725,450	約 280
合 計	622	2,483.37	2,598,113	約 1,003

(注)

※1 年間の総発電量（見込み）については、23 年度と 24 年度については定期報告のあった数値に基づき算出、その他の年度については「一般社団法人 太陽光発電協会」から示されております「1kW当たりの年間発電量（推定値）1,000kWh」を乗じて、年間の推計総発電量として算出しています。

※2 CO₂の削減効果の算出にあたり、電気のCO₂排出係数：0.386 を採用しています。この数値は、「埼玉県地球温暖化対策推進条例」に基づく、事業所計画における係数と同じ数字を採用。平成 16 年から平成 20 年までの 5 カ年間の平均値です。

I – 3. 循環型社会の形成

廃棄物の処理は、久喜宮代衛生組合により、「久喜宮代清掃センター」、「菖蒲清掃センター」、「八甫清掃センター」の3つの施設で行っています。

本市全体の一般廃棄物排出量は減少傾向です。平成25年度の一人1日当たりの家庭系ごみ排出量は481g、再生利用率（リサイクル率）は33.0%です。

久喜宮代衛生組合により、家庭や事業所への生ごみ処理機購入費の補助、地域での設置型生ごみ処理機の設置に対する補助、生ごみ減容化処理事業、剪定枝資源化設備によるチップ化及びたい肥化事業等が実施されています。

また、久喜地区の農業集落排水処理施設から発生する汚泥は、久喜宮代清掃センターの「し尿処理施設」で脱水処理し、民間肥料会社が肥料を製造して販売しています。

今後も、久喜宮代衛生組合と連携し、さらなる廃棄物の発生抑制やリサイクルを推進していきます。

※ 「ごみ・資源の量」の実績等は、「久喜宮代衛生組合概要」（P143以降）参照。

環境目標Ⅱ. 豊かな自然と人がともに生きるまち

市内には、河川や用水、池沼、湿地などの水辺、屋敷林、農地などの緑豊かな景観が広がっています。自然環境を保全し、次代に継承するために、水辺や緑を生かした田園環境と都市的環境が共存するまちづくりが期待されています。

II-1. 生物の多様性の確保

平成20年5月の「生物多様性基本法」の制定や、平成22年3月の「生物多様性国家戦略2010」の策定など、野生生物や生態系の保全が推進されています。これまでの自然保護対策は、特定の絶滅するおそれのある種の保護など個別の保護を中心でした。これに対し、今後は生物の豊かさ（多様性）を生物の種、生物が生活する環境、生物の遺伝子のそれぞれにおいて実現することが必要とされています。

1 指定希少野生生物種

「久喜市自然環境の保全に関する条例」に基づき、特に保護する必要があると認める種を「指定希少野生生物種」として指定し、採取や捕獲などを禁止しています。

現在、表3に示す4種（植物3種、動物1種）が指定されています。

久喜市指定希少野生生物種（平成22年2月1日指定）

分類	種名	科名	レッドデータブック	
			環境省	埼玉県
植物	カワラマツバ	アカネ科	なし	絶滅危惧IB類
	コキツネノボタン	キンポウゲ科	絶滅危惧II類	絶滅危惧IB類
	ヒメシロアサザ	ミツガシワ科	絶滅危惧II類	絶滅危惧IB類
動物	ミドリシジミ	シジミチョウ科	なし	準絶滅危惧



コキツネノボタン



ヒメシロアサザ

2 特定外来生物の防除

本来の生息地域から、元々は生息していなかった地域へ人為的に持込まれた生物を外来生物といいます。外来生物のうち、在来の生物を補食したり、生態系に害を及ぼす可能性がある生物は「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」により特定外来生物に指定されています。

この特定外来生物のうち、埼玉県内では、ペットとして輸入され飼われていた「アライグマ」が、逃げたり、捨てられたりして野生化し、平成18年度から各種被害が急激に増加しています。また、天敵がなく雑食で強い繁殖力を持っていることから、在来の野生動物や生態系に悪影響を及ぼすことが懸念されています。

このため、埼玉県では、平成19年より「埼玉県アライグマ防除実施計画」を策定し、計画的な防除対策を実施しています。

本市でも、埼玉県アライグマ防除実施計画に基づき、アライグマの目撃情報があった場所に捕獲箱を設置しています。

アライグマ捕獲頭数の推移

(単位：頭)

地 区	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
久喜	0	3	1
菖蒲	1	7	2
栗橋	0	0	0
鷺宮	0	0	1
計	1	10	4

3 鳥獣保護区

鳥獣保護区は、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を禁止し、安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全、管理及び整備することにより、鳥獣の保護繁殖を図ることを目的として埼玉県が指定し、地区指定を通じ地域における生物多様性の保全にも大きな役割を果たすものです。

本市では、鷺宮神社及び久喜菖蒲公園が鳥獣保護区に指定されています。

鳥獣保護区

鳥獣保護区名	指定面積 (ha)	指定期間
鷺宮神社	2.8	平成 24 年 11 月 1 日～平成 34 年 10 月 31 日
久喜菖蒲公園	40	平成 21 年 11 月 1 日～平成 31 年 10 月 31 日

4 身近な野生生物の保護

児童が主体的に環境保全活動を実践する態度を養うため、環境教育の一環として学校ビオトープの設置を進めています。また、市内の公園にもビオトープを設置し、様々な生物の生育・生息場所となるよう整備しています。

久喜市内の主なビオトープ

	実 施 施 設
学校	久喜小学校、太田小学校、江面第一小学校、江面第二小学校、清久小学校、本町小学校、青葉小学校、青毛小学校、久喜東小学校、久喜北小学校、菖蒲東小学校、東鷺宮小学校
公園	香取公園、古久喜公園、沼井公園
その他	清久工業団地周辺地区開発整備（調整池水田ビオトープ）

5 環境教育・啓発

次世代を担う児童や生徒、市民を対象に環境教育、環境学習を実施し、環境に関する知識の向上や環境の大切さを啓発しています。

環境教育・環境学習参加人数

環境教育・環境学習名	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
野草・昆虫観察会	15	9	19
こども自然観察会	7	17	25
巨樹・巨木観察会	30	35	23
野鳥観察会	13	23	19
目で見る環境講座①	32	18	13
目で見る環境講座②	23	17	30
計	120	119	129

II－2. 身近な緑の保全と創造

市内には、田畠や山林、公園など多くの自然とふれあえる場所があります。田畠は菖蒲地区に多く、山林は菖蒲地区と鷺宮地区で多く見られます。しかし、近年、田畠や山林の面積が減少傾向で、耕作放棄地が増加しています。

本市では、緑豊かな住みよい環境づくりに寄与することを目的に「樹木及び樹林の保存並びに奨励金の交付に関する要綱」や「生垣奨励金交付要綱」に基づき、緑化の推進を奨励しています。

また、「久喜市自然環境の保全に関する条例」に基づき、自然環境保全地区の指定を進めています。

1 自然林の育成

久喜総合運動公園内（平成22年3月7日植樹）、三崎の森公園内（平成21年2月23日植樹）、中川水辺自然観察広場内（平成23年11月28日植樹）の3箇所で、自然林や森の育成を目的とした植樹が市民ボランティアの協力を得て行われました。

自然の力を活かして、苗木が高木へ成長して森へと変化していく過程を身近に実感できます。

2 「久喜市緑の基本計画」の策定

平成26年度策定を目指し、「久喜市緑の基本計画」の策定作業を進めました（平成26年11月策定）。

緑の基本計画は、都市緑地法第4条に基づき、市町村が策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の通称です。この計画により市は、緑の保全及び創造などに関して、その将来像、目標、施策などを定めることができます。

市は、本計画に基づき、緑地の保全、緑化の推進、生物多様性の確保、緑のネットワーク、生態系ネットワークの形成などに関する各施策を総合的、計画的に実施することになります。

計画の位置づけ

本計画は、都市緑地法に基づいて、久喜市総合振興計画を上位計画として、都市計画マスタープランや久喜市環境基本計画などの、まちづくり関連計画との整合を図り策定するものです。目指す久喜市の緑の将来像の実現に向けたまちづくりの指針となります。

3 樹林地や屋敷林などの保全の推進

(1) 自然環境保全地区

「久喜市自然環境の保全に関する条例」に基づき、自然環境保全地区の指定を進めています。

久喜市自然環境保全地区

名称 (指定日)	地区	面積	特徴
武井家屋敷林 (平成 23 年 8 月 29 日)	北青柳	2, 330 m ²	屋敷林は約 100 年も維持管理が行き届き、良好な環境が保たれている。また、巨木も多く歴史的価値が高い。
吉羽天神社周辺 (平成 23 年 8 月 29 日)	吉羽	2, 484 m ²	社寺林は伐採が行われにくいため、樹林環境が長く維持されており、巨木も多い。また、周辺には樹林、竹林、湿地、池などの多様な環境があり、生物の生息環境としても重要である。
栗橋内池 (平成 23 年 8 月 29 日)	栗塚	12, 669 m ²	栗橋内池にはアサザ、マツモ、ヒシなどの重要な水生植物が生育している。また、冬季には水鳥の越冬場所としても重要である。
八甫の森 (平成 25 年 8 月 1 日)	八甫	4, 220 m ²	周辺環境も含めて猛禽類がこの樹林を利用していることが確認されている。また、エゾビタキなど渡り鳥の休憩・中継場所としても重要である。
所有者の意向により非公開 (平成 25 年 10 月 1 日)		2, 880 m ²	ケヤキやクスノキ、シラカシなどから構成され猛禽類の食痕も確認されるなど、鳥類の貴重な生息場となっている。昆虫類と爬虫類では希少種が確認され、まとまった樹林として重要である。

(2) 樹木樹林の保存、生垣設置の奨励

市では、緑豊かな住みよい環境づくりに寄与することを目的として、「樹木及び樹林の保存並びに奨励金の交付に関する要綱」や「生垣設置奨励金交付要綱」に基づき、緑化の推進を奨励しています。

平成 25 年度の実績は次のとおりでした。 (平成 25 年度末現在)

①指定樹木 227 本 交付金額 408,600 円

	樹木本数	奨励金額
久喜地区	188 本 (保全地区移行 33 本、伐採等 4 本)	338,400 円
菖蒲地区	10 本	18,000 円
栗橋地区	15 本	27,000 円
鷺宮地区	14 本 (伐採 1 本)	25,200 円
合計	227 本	408,600 円

②指定樹林 9 箇所 16,025.85 m² 交付金額 116,686 円

	樹林数	樹林面積	奨励金額
久喜地区	6 箇所	8,986 m ²	60,368 円
菖蒲地区	1 箇所	766 m ²	6,128 円
栗橋地区	0 箇所	0 m ²	0 円
鷺宮地区	2 箇所	6,273.85 m ²	50,190 円
合計	9 箇所	16,025.85 m ²	116,686 円

※1 樹林 1 箇所については、年度途中で保全地区に移行したため、移行までの半年分の金額の交付です。

※2 生垣設置奨励金については、平成 25 年度の交付実績はありません。

(3) 緑のリサイクル制度

市では、家庭や事業所などで不要となる樹木（鉢植え含む）をあらかじめ市に登録し、必要としている方へ紹介して、市内の緑を有効利用して緑を保全する制度を設けています。

緑のリサイクル登録・活用状況

年度		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
樹木を譲りたい人	件数	6	10	10
	本数	58	56	17
樹木を必要としている人	件数	13	9	13
	本数	29	7	10
譲り渡しできた人	件数	7	3	5
	本数	29	7	9

環境目標Ⅲ. 健康で安全に暮らせるまち

大気汚染や水質汚濁などの防止を通じて、安全で快適な生活環境の保全が進められています。市民や事業者などの協力により、大気汚染や騒音、水質汚濁などの公害防止対策の推進が必要です。

1 公害苦情の変化

かつては、産業活動に伴って排出された「ばい煙」による大気汚染や、化学物質の流失による水質汚濁が公害として認識されていましたが、産業活動に伴う公害は法律や自治体の条例による厳しい規制、産業界の努力によって急速に改善されてきており、その発生源が工場や、事業所という例は少なくなっています。

平成 25 年度の苦情件数は 190 件で、昨年より 19 件の増加となりました。区域別にみると、67 件が住居系地域で発生しており、110 件は市街化調整区域、5 件は工業系地域、残りの 8 件はその他の区域となっています。

統計的には、苦情を典型 7 公害（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、地盤沈下、土壤汚染）と不法投棄、その他と分類していますが、その苦情の内容は、発生源の原因が一般家庭の日常生活の中にあるものが大半を占めています。発生源も市民、被害を受けるのも市民というケースが多くなっています。

環境問題に対する関心が高まる中で、苦情や通報が多く寄せられますが、これらの苦情は、法律や条例に違反しているもの、もしくは規制の対象となっているものは少なく、住民間の話し合いで解決できる内容のものが殆どとなっています。しかしながら、近隣住民同士の関係の希薄化や、苦情を言うことによる関係の悪化への懸念から、行政の仲介を希望する声が多く見られます。

こうした状況から、市・市民及び事業者がそれぞれの役割分担の中で協働した取組みが重要になっています。

2 種類別件数とその概要

（1）大気汚染

平成 25 年度の苦情件数は 35 件（久喜地区 5 件、菖蒲地区 10 件、栗橋地区 13 件、鷩宮地区 7 件）でした。主な内容は、枝や落ち葉などの野外焼却（適切な焼却施設を用いないで、廃棄物を直接焼却する行為）に対するものでした。

なお、農業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却等は、例外的に認められていますが、煙や臭いなどで、近所に迷惑をかけることがありますので、できる限り枝木等は分別し、衛生組合に出していただくようお願いします。

(2) 水質汚濁

平成 25 年度の水質汚濁に関する苦情件数は 3 件（久喜地区 1 件、菖蒲地区 1 件、鷺宮地区 1 件）でした。その内容は、市内にある水路に油の様なものが浮いている、自動車が水路に落ちたことによる油の流出というものでした。

水質汚濁、水質異常が発生した場合は、県や市の関係部署などと協力して被害状況の確認、被害の拡大防止に努めています。

(3) 悪臭

平成 25 年度の悪臭の苦情件数は 19 件（久喜地区 12 件、菖蒲地区 1 件、栗橋地区 5 件、鷺宮地区 1 件）でした。悪臭は人によって感じ方の違う典型的な感覚公害であり、人によっては感じ方の差が大きいものです。その上、苦情を受けて現地を調査しても、原因を特定することができない場合もあります。

また、市内のすべての工場・事業場から発生する臭気全体が対象となります。引き続き近隣の方の迷惑にならないように注意をしてください。

(4) 騒音・振動

平成 25 年度の苦情件数は 29 件（久喜地区 14 件、菖蒲地区 4 件、栗橋地区 7 件、鷺宮地区 4 件）でした。その内容は、工事現場や事業所からの騒音、特に早朝や夜間の騒音に対する苦情が多く寄せられています。早朝や夜間の騒音については、過去の例からも大きな割合を占めています。近隣住民の迷惑になりますので注意をしてください。

なお、振動のみの苦情は少なく、騒音と関連している場合が多くを占めています。

(5) 不法投棄

平成 25 年度の苦情件数は 61 件（久喜地区 4 件、菖蒲地区 23 件、栗橋地区 20 件、鷺宮地区 14 件）でした。

市では不法投棄の防止を図るため、月 2 回の割合で、市全域を対象として市職員による環境保全巡回パトロールを実施し、不法投棄の早期発見及び撤去並びに生活環境の保全に努めています。

また、不法投棄物の中に所有者を特定できるようなものがあれば警察に連絡し、行為者の特定に努めています。

この中で、耕作されていない田畠や、空き地に廃棄物が投棄されている状況を目にします。これら不法投棄された廃棄物は、地主の責任において処理もしくは撤去することになりますので、柵等を設ける等ごみを捨てられないように自己防衛手段をとることが必要です。

なお、不法投棄、ゴミのポイ捨て及び飼い犬のふんの放置に関しては、禁止を呼びかける看板を市が無料で配布していますので、必要に応じてご活用ください。

(6) その他

その他として、上記以外にも 43 件（久喜地区 20 件、栗橋地区 17 件、鷺宮地区 6 件）の苦情が寄せられています。

①久喜地区

隣地の樹木の枝がはみ出していることや、雑草が伸び、敷地が適正に管理されていないなど、民地間でのトラブルが大半となっております。

②栗橋地区

隣地の樹木の枝がはみ出していることや、野積みやごみの溜め込みで敷地が適正に管理されていないなど、民地間でのトラブルや、鳥の糞害に関する苦情が寄せられました。

③鷺宮地区

野積み等で敷地が適正に管理されていないなど、民地間でのトラブルや、犬のなぎ声や犬糞の放置など、犬の飼い方に関する苦情が寄せられました。

公害苦情種類別受理件数

年度 種別	H21	H22	H23	H24	H25
大気汚染	49	43	57	39	35
水質汚濁	4	3	6	4	3
悪臭	13	25	22	14	19
騒音・振動	35	20	20	22	29
地盤沈下	0	0	0	0	0
土壤汚染	0	0	0	0	0
不法投棄	65	83	17	52	61
その他	29	12	24	34	43
合計	195	186	146	165	190

III-1. 大気環境の保全・交通対策

1 大気汚染測定結果

(1) 監視体制

埼玉県では、大気汚染の原因物質である二酸化硫黄、一酸化窒素、二酸化窒素、窒素酸化物、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、非メタン炭化水素、メタン炭化水素、全炭化水素について、常時監視体制をとっています。市内には、この県の常時監視システムのうち2ヶ所（久喜南中学校：一般環境測定局、本町7丁目地内県道さいたま栗橋線沿線端から3mの距離：自動車排出ガス測定局）が設置されています。

【久喜南中学校：一般環境測定局測定内容】

一酸化窒素、二酸化窒素、窒素酸化物、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質

【本町7丁目地内さいたま栗橋線沿線・3m地点：自動車排出ガス測定局測定内容】

一酸化窒素、二酸化窒素、窒素酸化物、非メタン炭化水素、メタン炭化水素、全炭化水素

なお、市においても、二酸化硫黄と二酸化窒素の測定を簡易測定法（フィルターバッジ法）により、市内4ヶ所において実態調査を実施しています。

また、大気汚染防止法や埼玉県生活環境保全条例に基づく、ばい煙発生施設などを設置している事業所等については、埼玉県（東部環境管理事務所 大気水質担当）が立ち入り検査を実施しています。立ち入り検査の結果、施設等に問題があれば指導や改善勧告などを行っています。勧告を受けた事業所は、改善内容について報告を義務付けられています。

(2) 概況

主に石油等の燃料に含まれる硫黄分が燃焼して発生する硫黄酸化物のうち、二酸化硫黄 (SO_2) について、市で実施した測定の結果、年平均では、前年度と比較して横ばいで、環境基準を達成しています。

自動車の排気ガスや、工場などから発生する窒素酸化物のうち二酸化窒素 (NO_2) の測定の結果では、前年と比較して横ばいで、環境基準を達成しています。窒素酸化物 ($\text{NO} + \text{NO}_2$) の5年間の経年変化を見ても、減少傾向となっています。

大気中に浮遊している粒子状の物質（粉じん、ばいじん等）で、その粒径が $10\text{ }\mu\text{m}$ 以下の物質を浮遊粒子状物質（SPM）と呼んでいます。測定の結果では、前年と比較して僅かに増加し、一時間の測定値が環境基準を超過することもありました。

市では大気環境保全の取り組みとして、アイドリング・ストップの呼びかけを行っています。現在は、埼玉県生活環境保全条例においても、駐停車中のアイドリングが禁止されています。これに伴い、駅周辺において啓発物を配布しながら協力の呼びかけを行う他、横断幕を歩道橋等に設置し、運転手にも呼びかけています。

ダイオキシン等の問題で関心の高い野外焼却については、通報による現地指導のほか、月2回の割合で環境保全巡回パトロールを実施しています。

(3) 大気汚染に係る環境基準

①大気汚染に係る環境基準

物 質	環境上の条件
二酸化硫黄 (SO_2)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること
二酸化窒素 (NO_2)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること
光化学オキシダント (O_x)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること

※1 一酸化窒素 (NO) 、窒素酸化物 (NOX) には環境基準は定められておりません。

※2 単位 : ppm (パーツ・パー・ミリオン)

mg/m^3 (ミリグラム・パー・立法メートル)

②有害大気汚染物質 (ベンゼン等) に係る環境基準

物 質	環境上の条件
ベンゼン	1 年平均値が $0.003\text{ mg}/\text{m}^3$ 以下であること
トリクロロエチレン	1 年平均値が $0.2\text{ mg}/\text{m}^3$ 以下であること
テトラクロロエチレン	1 年平均値が $0.2\text{ mg}/\text{m}^3$ 以下であること
ジクロロメタン	1 年平均値が $0.15\text{ mg}/\text{m}^3$ 以下であること

※ 単位 : mg/m^3 (ミリグラム・パー・立法メートル)

二酸化硫黄(SO₂)

[環境基準] : 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。

大気汚染測定結果

平成24年度

設置場所	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均値	測定数
工業団地管理センター	0.001未満	0.003	0.001											
あやめ会館	0.001	0.002	0.001未満	0.001	12									
栗橋西中学校	0.001未満	0.001未満	0.003	0.001未満	0.001	0.001	0.001	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001	12
鷺宮西コミュニティセンター	0.001	0.001未満	0.001	0.001未満	0.001	0.002	0.001未満	0.001	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001	12
平均 値	0.001	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	48

注：平均値において、0.001未満は報告下限値(0.001)として計算した。

平成25年度

設置場所	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均値	測定数
工業団地管理センター	0.001未満	0.001	0.001未満	0.001未満	0.001	0.001	0.001未満	0.001	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001	12
あやめ会館	0.001未満	0.001	0.001	0.001	0.001未満	0.002	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001	12
栗橋西中学校	0.001未満	0.001	0.001	0.001	0.002	0.001	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001	12
鷺宮西コミュニティセンター	0.001	0.002	0.001未満	0.001未満	0.002	0.001未満	0.001	12						
平均 値	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	48

注：平均値において、0.001未満は報告下限値(0.001)として計算した。

二酸化窒素(NO₂)

[環境基準] : 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

平成24年度

設置場所	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均値	測定数
工業団地管理センター	0.015	0.015	0.015	0.013	0.016	0.018	0.019	0.021	0.016	0.019	0.016	0.016	0.016	12
あやめ会館	0.011	0.011	0.010	0.009	0.012	0.014	0.015	0.016	0.013	0.016	0.014	0.013	0.013	12
栗橋西中学校	0.008	0.008	0.008	0.009	0.010	0.012	0.017	0.018	0.014	0.015	0.015	0.013	0.012	12
鷺宮西コミュニティセンター	0.011	0.011	0.010	0.010	0.011	0.012	0.016	0.017	0.014	0.015	0.015	0.012	0.012	12
平均 値	0.011	0.011	0.011	0.010	0.012	0.014	0.017	0.018	0.014	0.016	0.014	0.013	0.013	48

平成25年度

設置場所	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均値	測定数
工業団地管理センター	0.013	0.014	0.017	0.014	0.013	0.015	0.016	0.024	0.026	0.017	0.023	0.017	0.017	12
あやめ会館	0.011	0.010	0.013	0.011	0.011	0.012	0.019	0.021	0.014	0.020	0.020	0.015	0.014	12
栗橋西中学校	0.009	0.008	0.010	0.007	0.009	0.009	0.010	0.019	0.022	0.014	0.019	0.014	0.012	12
鷺宮西コミュニティセンター	0.011	0.011	0.012	0.010	0.010	0.011	0.012	0.022	0.024	0.014	0.020	0.014	0.014	12
平均 値	0.011	0.011	0.013	0.010	0.011	0.012	0.012	0.021	0.023	0.015	0.020	0.015	0.014	48

一酸化窒素(NO)

平成24年度

(設置主体 埼玉県)

測定局		項目												24年度			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
久喜 (一般環境 測定局)	月平均値	ppm	0.005	0.002	0.002	0.003	0.005	0.005	0.008	0.020	0.022	0.016	0.011	0.009	0.009	0.009	0.009
	1時間値の最高値	ppm	0.107	0.046	0.034	0.066	0.081	0.080	0.106	0.154	0.185	0.178	0.189	0.189	0.189	0.189	0.189
	日平均値の最高値	ppm	0.025	0.008	0.005	0.011	0.015	0.018	0.040	0.061	0.068	0.063	0.052	0.047	0.068	0.068	0.068
久喜本町 自排	月平均値	ppm	0.022	0.014	0.011	0.016	0.017	0.019	0.031	0.058	0.059	0.043	0.036	0.028	0.028	0.028	0.029
	1時間値の最高値	ppm	0.204	0.166	0.120	0.143	0.174	0.160	0.179	0.218	0.292	0.328	0.322	0.256	0.328	0.328	0.328
	日平均値の最高値	ppm	0.059	0.036	0.023	0.038	0.041	0.046	0.085	0.125	0.157	0.121	0.097	0.084	0.157	0.157	0.157

平成25年度

(設置主体 埼玉県)

測定局		項目												25年度			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
久喜 (一般環境 測定局)	月平均値	ppm	0.005	0.003	0.001	0.002	0.003	0.005	0.006	0.02	0.023	0.02	0.012	0.007	0.009	0.009	0.009
	1時間値の最高値	ppm	0.093	0.089	0.04	0.05	0.06	0.093	0.088	0.239	0.223	0.204	0.299	0.22	0.299	0.299	0.299
	日平均値の最高値	ppm	0.016	0.015	0.006	0.007	0.009	0.017	0.027	0.049	0.059	0.085	0.078	0.039	0.085	0.085	0.085
久喜本町 自排	月平均値	ppm	0.018	0.01	0.01	0.012	0.013	0.019	0.029	0.053	0.057	0.048	0.032	0.023	0.027	0.027	0.027
	1時間値の最高値	ppm	0.182	0.174	0.125	0.112	0.133	0.18	0.184	0.268	0.291	0.278	0.333	0.247	0.333	0.333	0.333
	日平均値の最高値	ppm	0.056	0.036	0.039	0.04	0.034	0.042	0.083	0.1	0.118	0.112	0.071	0.118	0.118	0.118	0.118

二酸化窒素(NO₂)

【環境基準】：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

平成24年度

測定局		項目												平成24年度			
久喜 (一般環境 測定局)	月平均値	ppm	0.015	0.013	0.010	0.011	0.012	0.015	0.022	0.023	0.022	0.020	0.018	0.016			
	1時間値の最高値	ppm	0.062	0.063	0.046	0.055	0.030	0.045	0.048	0.056	0.057	0.058	0.070	0.070			
	日平均値の最高値	ppm	0.030	0.024	0.022	0.025	0.016	0.024	0.026	0.041	0.041	0.033	0.038	0.045			
久喜本町 自排	月平均値	ppm	0.028	0.027	0.020	0.022	0.019	0.022	0.027	0.033	0.032	0.034	0.033	0.032	0.027		
	1時間値の最高値	ppm	0.072	0.095	0.064	0.099	0.053	0.095	0.066	0.071	0.061	0.065	0.062	0.084	0.099		
	日平均値の最高値	ppm	0.048	0.046	0.035	0.051	0.029	0.045	0.038	0.044	0.046	0.047	0.060	0.060			

平成25年度

測定局		項目												平成25年度			
久喜 (一般環境 測定局)	月平均値	ppm	0.015	0.011	0.01	0.012	0.011	0.012	0.014	0.021	0.023	0.02	0.019	0.017	0.016		
	1時間値の最高値	ppm	0.056	0.057	0.042	0.035	0.043	0.036	0.048	0.048	0.058	0.055	0.066	0.059	0.066		
	日平均値の最高値	ppm	0.028	0.028	0.02	0.018	0.023	0.021	0.034	0.033	0.041	0.042	0.047	0.039	0.047		
久喜本町 自排	月平均値	ppm	0.028	0.021	0.019	0.02	0.021	0.021	0.024	0.034	0.033	0.032	0.03	0.03	0.026		
	1時間値の最高値	ppm	0.073	0.076	0.084	0.076	0.089	0.072	0.074	0.061	0.07	0.066	0.085	0.075	0.089		
	日平均値の最高値	ppm	0.044	0.04	0.035	0.036	0.049	0.033	0.04	0.045	0.048	0.048	0.05	0.047	0.05		

窒素酸化物(NO_x)

(設置主体 埼玉県)

平成24年度

測定局		項目												24年度			
久喜 (一般環境 測定局)	月平均値	ppm	0.020	0.015	0.012	0.014	0.016	0.017	0.002	0.042	0.044	0.038	0.031	0.027	0.025		
	1時間値の最高値	ppm	0.150	0.082	0.067	0.103	0.098	0.100	0.154	0.200	0.234	0.221	0.228	0.256	0.256		
	日平均値の最高値	ppm	0.043	0.028	0.027	0.033	0.030	0.031	0.066	0.094	0.110	0.088	0.090	0.092	0.110		
久喜本町 自排	月平均値	ppm	0.049	0.041	0.031	0.038	0.036	0.040	0.059	0.090	0.090	0.077	0.069	0.060	0.057		
	1時間値の最高値	ppm	0.261	0.206	0.163	0.190	0.205	0.192	0.208	0.273	0.330	0.390	0.384	0.306	0.390		
	日平均値の最高値	ppm	0.100	0.080	0.057	0.086	0.067	0.074	0.123	0.164	0.203	0.161	0.142	0.144	0.203		

(設置主体 埼玉県)

平成25年度

測定局		項目												25年度			
久喜 (一般環境 測定局)	月平均値	ppm	0.02	0.014	0.012	0.014	0.014	0.017	0.02	0.041	0.046	0.04	0.031	0.025	0.025		
	1時間値の最高値	ppm	0.141	0.14	0.082	0.067	0.088	0.125	0.11	0.275	0.269	0.244	0.365	0.255	0.365		
	日平均値の最高値	ppm	0.042	0.043	0.025	0.024	0.03	0.038	0.061	0.077	0.091	0.128	0.125	0.078	0.128		
久喜本町 自排	月平均値	ppm	0.046	0.031	0.029	0.032	0.034	0.04	0.053	0.087	0.091	0.08	0.062	0.053	0.053		
	1時間値の最高値	ppm	0.235	0.222	0.166	0.152	0.166	0.226	0.222	0.351	0.339	0.392	0.31	0.392	0.392		
	日平均値の最高値	ppm	0.097	0.074	0.071	0.074	0.076	0.123	0.144	0.166	0.166	0.162	0.118	0.166	0.166		

浮遊粒子状物質(SPM)

【環境基準】：1時間値の1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。

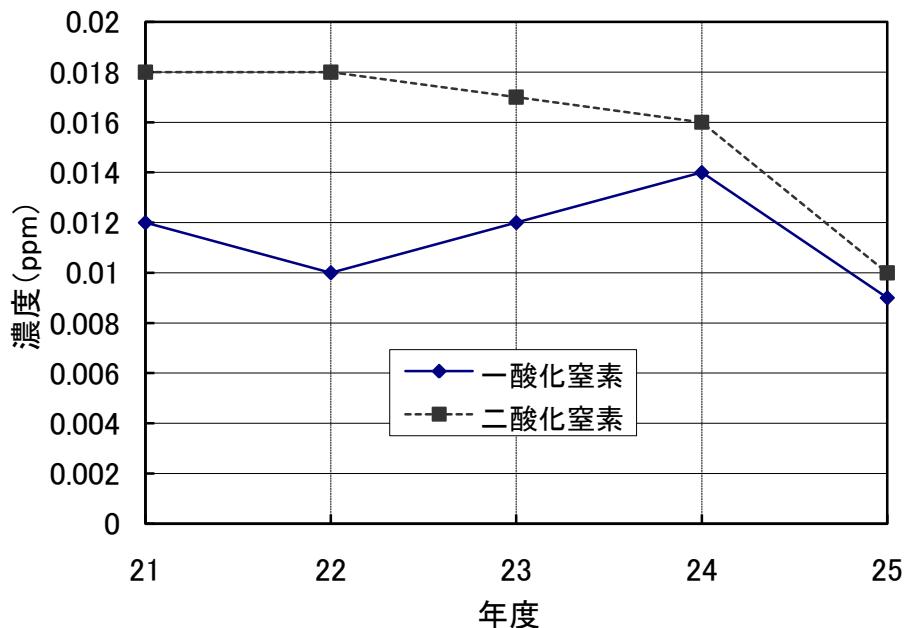
平成24年度

測定局		項目												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	24年度
久喜 (一般環境 測定局)	月平均値 mg/m^3	0.021	0.022	0.017	0.025	0.017	0.017	0.018	0.021	0.019	0.015	0.017	0.028	0.020
	1時間値の最高値 mg/m^3	0.088	0.080	0.061	0.090	0.058	0.112	0.077	0.083	0.137	0.071	0.073	0.126	0.137
	日平均値の最高値 mg/m^3	0.050	0.051	0.031	0.058	0.028	0.046	0.037	0.054	0.062	0.034	0.040	0.051	0.062

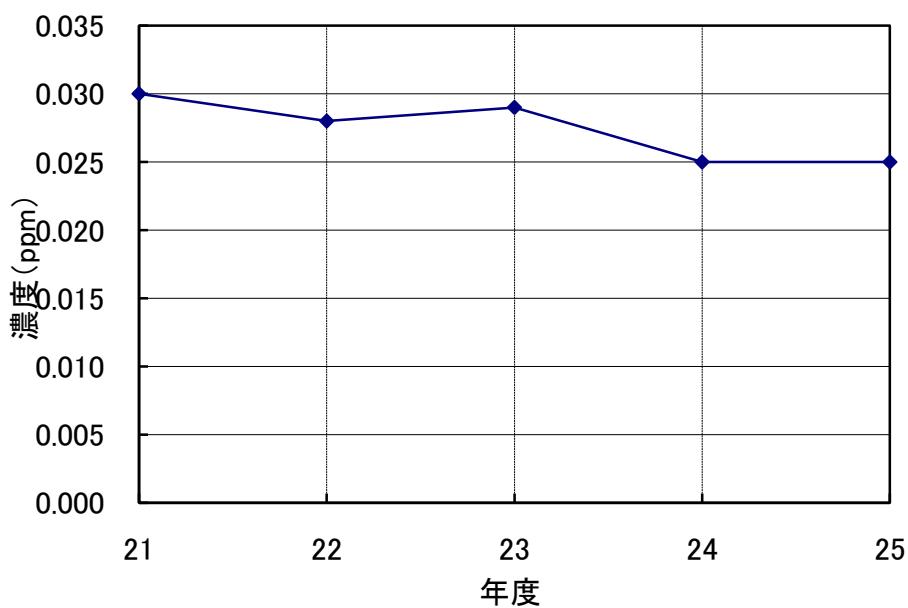
平成25年度

測定局		項目												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	25年度
久喜 (一般環境 測定局)	月平均値 mg/m^3	0.02	0.022	0.027	0.03	0.018	0.012	0.022	0.018	0.016	0.019	0.02	0.021	
	1時間値の最高値 mg/m^3	0.07	0.136	0.062	0.088	0.125	0.066	0.081	0.109	0.209	0.113	0.1	0.097	0.209
	日平均値の最高値 mg/m^3	0.036	0.055	0.041	0.048	0.074	0.033	0.036	0.051	0.036	0.06	0.071	0.067	0.074

一酸化窒素・二酸化窒素年平均値経年変化
(一般環境測定局)



窒素酸化物年平均値経年変化
(一般環境測定局)



(4) 久喜市の状況について

①大気規制関係事業場及び施設数の推移

区分		施設数				
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
大気汚染防止法	ばい煙発生施設	212	214	214	219	227
	粉じん発生施設	32	31	36	38	42
	計	244	245	250	257	266
埼玉県生活環境保全条例	ばい煙発生施設	25	18	17	17	19
	粉じん発生施設	55	63	77	77	77
	計	80	81	94	94	96

②各種届出（平成25年度）※県東部環境管理事務所受理

区分	設置	使用	変更	氏名等 変更	承継	廃止
大気汚染防止法	9	0	1	10	1	5
埼玉県生活環境保全条例	2	0	0	4	0	0

③公害防止統括者・監督者等の届出（平成25年度）※県東部環境管理事務所受理

区分	件数
公害防止組織の整備に関する法律	14
埼玉県生活環境保全条例	5

④平成25年度立入調査状況（実施主体：県東部環境管理事務所）

区分	立入施設	立入検査	行政措置
大気汚染防止法	ばい煙発生施設	61	0
	粉じん発生施設	5	0
	計	66	0
埼玉県生活環境保全条例	ばい煙発生施設	0	0
	粉じん発生施設	16	0
	計	16	0

光化学オキシダント(O_x)

【環境基準】：1時間値が0.06ppm以下であること。

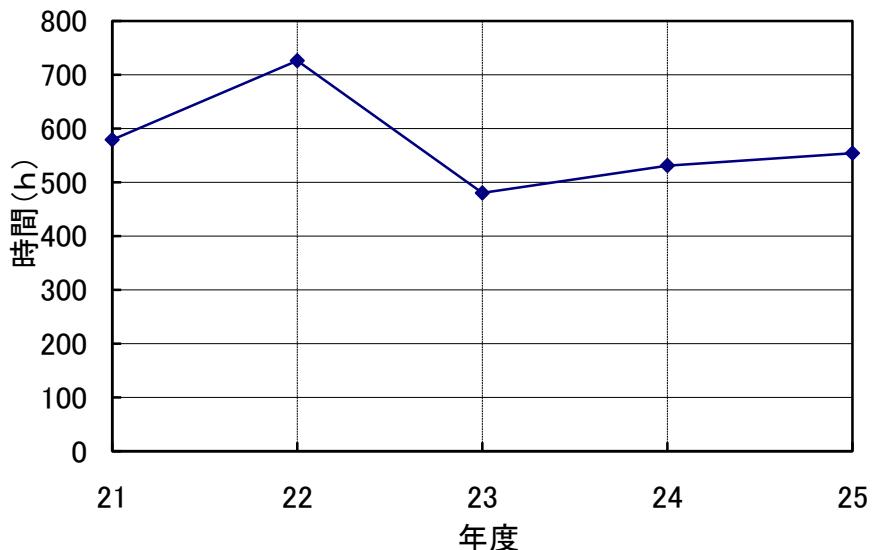
平成24年度

測定局		項目												(設置主体 埼玉県)				
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	24年度				
久喜(一般環境測定局)	昼間の1時間値が0.06ppm超過	日数	13	22	11	18	20	12	6	0	0	0	0	7	109			
	時間	60	153	56	103	81	46	18	0	0	0	0	0	14	531			
	昼間の1時間値が0.12ppm超過	日数	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2		
久喜(一般環境測定局)	時間	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8		
	昼間1時間値の最高値	ppm	0.116	0.105	0.116	0.190	0.108	0.119	0.076	0.051	0.039	0.050	0.054	0.072	0.190			

平成25年度

測定局		項目												(設置主体 埼玉県)				
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	25年度				
久喜(一般環境測定局)	昼間の1時間値が0.06ppm超過	日数	10	21	17	20	25	12	2	0	0	0	0	2	109			
	時間	42	117	79	110	145	53	5	0	0	0	0	0	3	554			
	昼間の1時間値が0.12ppm超過	日数	0	0	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0	6			
久喜(一般環境測定局)	時間	0	0	0	5	10	0	0	0	0	0	0	0	0	15			
	昼間1時間値の最高値	ppm	0.075	0.118	0.114	0.137	0.153	0.102	0.065	0.058	0.045	0.047	0.051	0.069	0.153			

**光化学オキシダント経年変化
昼間の1時間値0.06ppmの超過時間数**



有害大気汚染物質調査結果

(調査地点：久喜南中学校、単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

物質名	調査時期	25年度 (H25.12.16~17)	24年度 (H24.12.25~26)	環境基準
ベンゼン		0.7	1.3	3 (0.003mg/m ³)
トリクロロエチレン		0.2	0.7	200 (0.2mg/m ³)
テトラクロロエチレン		0.1未満	0.1	200 (0.2mg/m ³)
ジクロロメタン		0.65	0.96	150 (0.15mg/m ³)

※ μg : mgの1,000分の1の値です

2 光化学スモッグ関連測定結果

(1) 監視体制

自動車の排気ガスや工場のばい煙などに含まれている窒素酸化物や炭化水素などは、太陽からの紫外線を受けて複雑な光化学反応を起こし、過酸化性物質からなる光化学オキシダントのスモッグを発生します。これを光化学スモッグといい、息苦しくなったり、目がチカチカしたりする原因となります。また、植物にも被害を及ぼすことがあります。

埼玉県は光化学スモッグの被害を未然に防止するため、「埼玉県大気汚染緊急対策要綱」を定めています。この要綱に基づき県内39箇所の基準測定局で光化学オキシダント濃度の常時監視体制をとり、県内（64市町村）を8地区に区分して（久喜市は「県北東部」に区分されている）注意報などの発令体制を整えています。市にはこの基準測定局が南中学校敷地内に置かれています。

測定値が一定の基準に達すると「予報」、「注意報」、「警報」、「重大緊急報」の4区分の発令が行われ、県から市及び消防署、大気汚染防止法で指定されている特定工場などにファックスなどで自動送信されます。特定工場では、この発令後に操業調整などを行うことになっています。

また、市では、学校、保育園等に発令状況を周知するシステムを整えているとともに、防災無線により、市民及び事業者へ周知しています。

なお、発令状況は、埼玉県大気環境課のホームページでもご覧になれます。
(<http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/f03/>)

(2) 概況

平成25年度の光化学スモッグ緊急時の発令日数は、下表のとおりで、前年度と比べると発令回数が少なくなっています。

埼玉県北東部地区における月別の光化学スモッグ注意報発令状況

年度	種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	合計
23年度	予報	0	1	1	4	5	0	0	11
	注意報	0	1	1	2	6	2	0	12
	警報	0	0	0	0	0	0	0	0
24年度	予報	0	0	0	2	1	0	0	3
	注意報	1	0	0	3	0	0	0	4
	警報	0	0	0	0	0	0	0	0
25年度	予報	0	0	0	4	4	0	0	8
	注意報	0	0	0	2	5	0	0	7
	警報	0	0	0	0	0	0	0	0

(3) 光化学スモッグの発生しやすい気象条件

光化学スモッグ注意報等の発令に結びつきやすい気象条件は、これまでの傾向として次のとおりです。

天 气	午前、午後とも晴れ または うすぐもり
風	朝方に北よりの弱い陸風が吹き、日中南よりの海風に変わり、日中の平均風速は、4 m/s 以下
気 温	日中に24°C以上（24°C程度の場合は9～15時の間に約12.8MJ/m ² 以上の日射量が必要）
大気安定度（注）	上空1,000～1,500mに厚さ200～300m以上の逆転層等の強い安定層が形成されるような場合で、地上から1,500mの間の気温の下がる割合が0.6°C/100m以下

（注）大気安定度

- 1 静止状態にある大気の安定度のことをいう。
- 2 大気中の空気塊を、何らかの方法で上空のある高さまで押し上げた場合、その上昇の原因を取り除いたとき、空気塊が
 - ①ますます上昇していく場合 ・・・・・・・・・・・大気が不安定な状態
 - ②下降してもとの高度にもどる場合 ・・・・・・・・・・・大気が安定な状態
 - ③その高度にとどまり、上昇も下降もしない場合 ・・大気が中立な状態
- 3 大気が安定な状態にあるほど大気は拡散されにくく、汚染物質がたまりやすい。

(4) 光化学スモッグ注意報・警報発令基準

区分	発 令 基 準
予 報	気象状況からみてオキシダント濃度が0.12ppm以上となることが予測されるとき
注意 報	光化学オキシダント濃度が0.12ppm以上になり、気象条件からみてその状態が継続すると認められるとき
警 報	光化学オキシダント濃度が0.20ppm以上になり、気象条件からみてその状態が継続すると認められる

3 騒音・振動

(1) 工事、事業場騒音・振動

①監視体制

騒音規制法及び振動規制法では、騒音・振動を発生する機械類についてそれぞれ「特定施設」を、また、埼玉県生活環境保全条例では「指定騒音施設」、「指定騒音作業」、「指定振動施設」を定め、設置者等に対し各種届出及び規制基準の遵守を義務づけています。

市では、設置施設数や代表者等が変更になった場合等の届出の指導を行うほか、騒音・振動に係る苦情が発生した場合には、現地調査や指導等を行っています。

②概況

平成25年度の苦情件数は1件でした。その内容は、特定施設等を設置している工場、事業場における騒音や振動に関するものでした。

③特定工場等・指定騒音・振動施設等の規制基準

特定工場等・指定騒音施設等の規制基準（騒音規制法第4条第1項・S54県告示）

地域の区分		時間の区分	昼間 (午前8時～午後7時)	朝 (午前6時～午前8時) 夕 (午後7時～午後10時)	夜間 (午後10時～ 翌日の午前6時)
1種	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域		50dB	45dB	45dB
2種	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない地域		55dB	50dB	45dB
3種	近隣商業地域 商業地域 準工業地域		65dB	60dB	50dB
4種	工業地域 工業専用地域（一部） ※本市においては、工業専用地域以外の区域との境界線から内側へ水平距離が100mまでの区域		70dB	65dB	60dB

※1 規制基準の特例 2種、3種、4種区域のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50m以内における規制基準は、それぞれの区域で定める当該値から5dB減じた値とする。

※2 測定場所は、特定工場等の敷地境界線とする。

※3 評価方法は、騒音の状況により異なる。

特定工場等・指定振動工場等の規制基準（振動規制法第4条第1項・S52県告示）

区域の区分		時間の区分	昼間 (8:00～19:00)	夜間 (19:00～8:00)
1種	第1種低層住居専用地域		60dB	55dB
	第2種低層住居専用地域			
	第1種中高層住居専用地域			
	第2種中高層住居専用地域			
	第1種住居地域			
	第2種住居地域			
2種	準住居地域		65dB	60dB
	用途地域の定めのない地域			
	近隣商業地域・商業地域			
準工業地域・工業地域				

※1 規制基準の特例 学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50m以内における規制基準は、それぞれの区域で定める当該値から5dB減じた値とする。

※2 測定場所は、特定工場等の敷地境界線とする。

※3 評価方法は、振動の状況により異なる。

④騒音規制法・振動規制法関係届出状況

特定施設の件数（平成26年3月31日現在）

種類	区分		騒音規制法		振動規制法	
	工場等実数	施設数	工場等実数	施設数	工場等実数	施設数
金属加工機械	42	265	7	62		
空気圧縮機等	113	591	19	84		
土石用破碎機等	12	21	5	6		
織機	0	0	0	0		
建設用資材製造機械	4	6				
コンクリートブロックマシン等			0	0		
穀物用製粉機	0	0				
木材加工機械	4	14	0	0		
抄紙機	0	0				
印刷機械	12	136	1	56		
ゴム練用・合成樹脂練用ロール機			0	0		
合成樹脂用射出成形機	10	107	0	0		
鋳型造型機	0	0	0	0		
合計	197	1,140	32	208		

各種届出（平成25年度）

区分	設置		使用全廃		数変更		防止の方法変更	使用の方法変更	氏名等変更	承継
	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数				
騒音規制法	5	45	0	0	2	1	0		10	2
振動規制法	4	12	0	0	1	-13	0	0	5	0

⑤埼玉県生活環境保全条例関係届出状況

指定施設・指定作業の件数（平成26年3月31日現在）

施設名		工場等実数	施設数
指定騒音施設	木材加工機械	53	114
	合成樹脂用の粉碎機	7	59
	ペレタイザー	1	1
	コルゲートマシン	1	2
	シェイクアウトマシン	1	1
	ダイカスト機	2	4
	冷却塔	55	178
	計	115	345
指定騒音作業	金属板のつち打作業	0	
	ハンドグラインダー使用作業	1	
	電気のこぎり等使用作業	0	
	計	0	
指定振動施設	シェイクアウトマシン	0	0
	オシレンティングコンベア	0	0
	計	0	0

各種届出（平成25年度）

区分	設置		使用全廃		数変更		防止の方法	使用の方法	氏名等変更	承継
	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数				
指定騒音施設	0	0	0	0	0	0	0		9	1
指定騒音作業	0	0	0	0	0	0	0		0	0
指定振動施設	0	0	0	0	0	0	0		0	0

⑥公害防止統括者等の届出

騒音関係			件数
公害防止組織の整備に関する法律	公害防止統括者選任届出書		0
	公害防止管理者選任届出書		3
振動関係			件数
公害防止組織の整備に関する法律	公害防止統括者選任届出書		0
	公害防止管理者選任届出書		0

(2)建設作業騒音・振動

①監視体制

騒音規制法及び振動規制法では、建設作業のうち特に大きな騒音・振動を発生する作業について、それぞれ「特定建設作業」を定め、各種届出及び規制基準の遵守を義務づけています。

市では、作業の騒音・振動に係る苦情が発生した場合には、現地調査や指導等を行っています。

②概況

平成25年度は、特定建設作業についての騒音・振動の苦情はありませんでした。

③特定建設作業の基準

特定建設作業における騒音の基準（S43厚生省建設省告示・S54県告示）

区域 区分	1号	2号	備考
基準値	85dB		作業場所の敷地境界線
作業禁止時間	19:00～7:00	22:00～6:00	例外規定あり※
最大作業時間	10時間／日	14時間／日	例外規定あり※
最大作業日数	連続6日		例外規定あり※
作業禁止日	日曜日・休日		例外規定あり※

※印の項目は、災害時の緊急作業等について例外規定が設けてある。

特定建設作業における振動の基準（振動規制法施行規則別表第1）

区域 区分	1号	2号	備考
基準値	75dB		作業場所の敷地境界線
作業禁止時間	19:00～7:00	22:00～6:00	例外規定あり※
最大作業時間	10時間／日	14時間／日	例外規定あり※
最大作業日数	連続6日		例外規定あり※
作業禁止日	日曜日・休日		例外規定あり※

※印の項目は、災害時の緊急作業等について例外規定が設けてある。

区分の区域

1号区域	○第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域の指定のない地域 ○上記の区域以外の区域で、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの周囲おおむね80m以内の区域
2号区域	1号区域以外の区域

④騒音規制法に基づく特定建設作業の届出

騒音規制法に基づく特定建設作業の届出件数（平成25年度）

作業の種類	件 数
くい打機	2
びょう打機	0
さく岩機	15
空気圧縮機	14
コンクリートアスファルトプラント	0
バックホウ	5
トラクターショベル	0
ブルドーザー	0
計	36

振動規制法に基づく特定建設作業の届出件数（平成25年度）

作業の種類	件 数
くい打機等	2
鋼球	0
舗装版破碎機	0
ブレーカー	15
計	17

（3）自動車交通騒音・道路交通振動

①監視体制

騒音規制法では、自動車交通騒音の状況を常時監視することとなっています。

自動車交通騒音常時監視の権限については、平成24年に県から市に委譲されたことから、市は、騒音規制法及び「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（平成12年4月環境庁）に基づき、市内の全ての国道及び県道の常時監視を、5箇年で実施します。

また、振動測定をあわせて実施し、実態の把握に努めています。

②概況

平成25年度は、県道幸手久喜線の面的評価及び、①県道川越栗橋線、②県道行田蓮田線、③県道六万部久喜停車場線、④県道西関宿栗橋線、⑤県道笠原菖蒲線、⑥県道北中曾根北大桑線、⑦県道鷺宮停車場線の調査及び面的評価を実施しました。

③騒音・振動の基準値

測定を実施した路線の環境基準は下表のとおりです。なお、環境基準については、道路の種類、用途地域や車線数により異なります。

道路に面する地域及び幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準

地域の区分		昼間 6:00~22:00	夜間 22:00~6:00
A 地域	第1種低層住居専用地域	60デシベル以下	55デシベル以下
	第2種低層住居専用地域		
	第1種中高層住居専用地域		
	第2種中高層住居専用地域		
B 地域	第1種住居地域	65デシベル以下	60デシベル以下
	第2種住居地域		
	準住居地域		
	用途地域の定めのない地域		
C 地域	近隣商業地域	70デシベル以下	65デシベル以下
	商業地域		
	準工業地域		
	工業地域		
近接空間	幹線交通を担う道路より	70デシベル以下	65デシベル以下
	15メートル（2車線以下）		
	20メートル（3車線以上）		

④騒音・振動測定結果

騒音・振動測定結果

時間帯	騒音 (dB(A))		振動 (dB)	
	昼間 6:00~22:00	夜間 22:00~6:00	昼間 8:00~19:00	夜間 19:00~8:00
県道幸手久喜線	68	63	42	35
県道川越栗橋線	70	68	50	48
県道行田蓮田線	67	63	42	30
県道六万部久喜停車場線	63	57	40	32
県道西関宿栗橋線	69	64	43	36
県道笠原菖蒲線	63	57	35	22
県道北中曾根北大桑線	69	64	51	37
県道鷺宮停車場線	57	51	29	22
環境基準	70	65	—	—
要請限度	75	70	65	60

※要請限度とは

・自動車騒音の要請限度（騒音規制法）

市長は、規制地域内で騒音の大きさを測定した場合において、自動車騒音が総理府令で定める限度を超えていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、県公安委員会に対し、道路交通法の規定による最高速度の制限等の交通規制の措置をとるべきことを要請するものとされています。また、必要があると認めるときは、舗装の改良その他の道路構造の改善等自動車騒音の大きさの減少に資する事項に関し、道路管理者又は関係行政機関の長に意見を述べることができます。

・道路交通振動の要請限度（振動規制法）

市長は、測定の結果、道路交通振動が総理府令で定める限度を超えていることにより道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、道路管理者に対し当該道路の部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置をとるべきことを要請し、又は県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請するものとされています。

⑤面的評価結果

面的評価結果

	調査対象戸数	環境基準達成率
県道幸手久喜線	1,086戸	99.8%
県道川越栗橋線	606戸	69.1%
県道行田蓮田線	153戸	100.0%
県道六万部久喜停車場線	533戸	99.8%
県道西関宿栗橋線	対象の建物なし	—
県道笠原菖蒲線	116戸	97.4%
県道北中曾根北大桑線	9戸	100.0%
県道鷺宮停車場線	227戸	100.0%

※面的評価

「面的評価」とは、道路から50メートル以内の帶状の地域について、建物ごとに騒音の状況を推計し、環境基準を満たしている建物の割合を求めるで評価を行う方法です。

(4) 新幹線鉄道騒音・振動

①監視体制

東北新幹線における騒音・振動について、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」(昭和50年環境庁告示)に基づく環境基準及び「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について(勧告)」(昭和51年環境庁長官から運輸大臣あて)に基づく指針値との適合状況を把握するため、県が測定を実施しています。

また、市も同じ地点で独自に騒音測定を実施しています。

②概況

県環境部水環境課測定では、騒音について全ての地点において環境基準(類型Iの地域: 基準値70デシベル)を達成していました。振動は指針値を超えていませんでした。

市では、軌道中心線から12.5mの地点における地上1.2m、3m及び6mの高さで測定を実施した結果、全ての高さで環境基準を達成していました。

この結果と周辺の状況等を勘案し、必要に応じて対応を行っていきます。

③新幹線鉄道の環境基準

新幹線鉄道騒音に係る環境基準（S50環境庁告示）

地域の類型	基 準 値
I	70dB以下
II	75dB以下

(注1) Iをあてはめる地域は主として住居の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域は商工業の用に供される地域等I以外の地域であって、通常の生活を保全する必要がある地域とする。

④新幹線鉄道の振動の指針（昭和51年3月21日付け環大特第32号「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」

- ア 70dBを超える地域について、緊急に振動源及び障害防止対策を講じる。
- イ 病院、学校その他特に静穏の保持を要する施設の存する地域については、特段の配慮をするとともに、可及的速やかに措置をとること。

⑤東北新幹線騒音・振動測定結果

東北新幹線 騒音・振動測定結果（県環境部水環境課測定）

区 分	騒音 レベル (dB)			振動 レベル (dB)
測定日	H25.11.22			H25.11.22
軌道中心線からの距離	25m	50m	100m	25m
地上の高さ	1.2m			
測定結果	68	63	60	60
基準値（騒音）	70			—
指針値（振動）	—			70
適否	○	○	○	○

東北新幹線 騒音測定結果の概要（市測定）

区 分	騒音 レベル (dB)		
測定日	H25.11.22		
軌道中心線からの距離	12.5m		
地上の高さ	1.2m	3m	6m
測定結果	67.7	67.9	67.3
基準値	70		
適否	○	○	○

(5) 深夜営業騒音

①監視体制

飲食店等の深夜営業に伴うカラオケ音や、駐車場における利用客の話し声、自動車のアイドリング音による騒音が問題となっています。

埼玉県生活環境保全条例において、夜間の静穏を保持し生活環境を保全するために、深夜営業及び音響機器の使用について制限をしています。

市では、音響機器を使用して飲食店経営を予定している方が、幸手保健所への営業許可申請を行う際の事前協議において、①県生活環境保全条例の規制基準を遵守すること、②駐車場での騒音発生を防止するための対策を講じること、③苦情が発生した場合、速やかにその解決にあたることの3点について、指導を行っています。

また、苦情が発生した場合には、現地調査や指導等を行っています。

②概況

平成25年度は、事前指導及び深夜営業に対する苦情はありませんでした。

③深夜営業における規制基準

ア 規制対象営業

飲食店、喫茶店、ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、小売店（店舗面積が500m²以上）、公衆浴場（保養を目的とするもの）の営業。

騒音の規制基準（最大騒音レベル）

用途地域	規制基準値 (午後10時から翌日の午前6時)
第1種低層住居専用地域	
第2種低層住居専用地域	
第1種中高層住居専用地域	
第2種中高層住居専用地域	
第1種住居地域	45dB
第2種住居地域	
準住居地域	
用途地域の定めのない地域	
都市計画地域外	
近隣商業地域・商業地域	
準工業地域・工業地域	50dB

イ 深夜における音響機器の使用禁止

規制対象営業を行っている方が、音響機器の使用が禁止されている用途地域内で、深夜（午後11時から翌日の午前6時）営業を行う場合、次に掲げる音響機器の使用は禁止されています。ただし、音響機器から発生する音が営業を行う場所の外部に漏れない場合は除かれます。

深夜音響機器の使用禁止となる用途地域は、商業・工業・工業専用地域以外です。

使用禁止となる音響機器

カラオケ装置、ステレオセットその他の音響機器、拡声装置、録音・再生装置、有線ラジオ放送装置（受信装置に限る）、楽器

(6) その他の騒音・振動

①監視体制

規制対象外の工場、事業場等や日常生活から発生する騒音・振動が問題となっています。

市では、このような苦情が発生した場合も、現地調査や指導等を行っています。

②概況

平成25年度は、その他の騒音・振動の苦情件数は29件ありました。うち、工場、事業場等が11件、日常生活によるものが3件、その他が15件でした。状況確認のうえ原因者に対して改善を求めました。

③環境基準

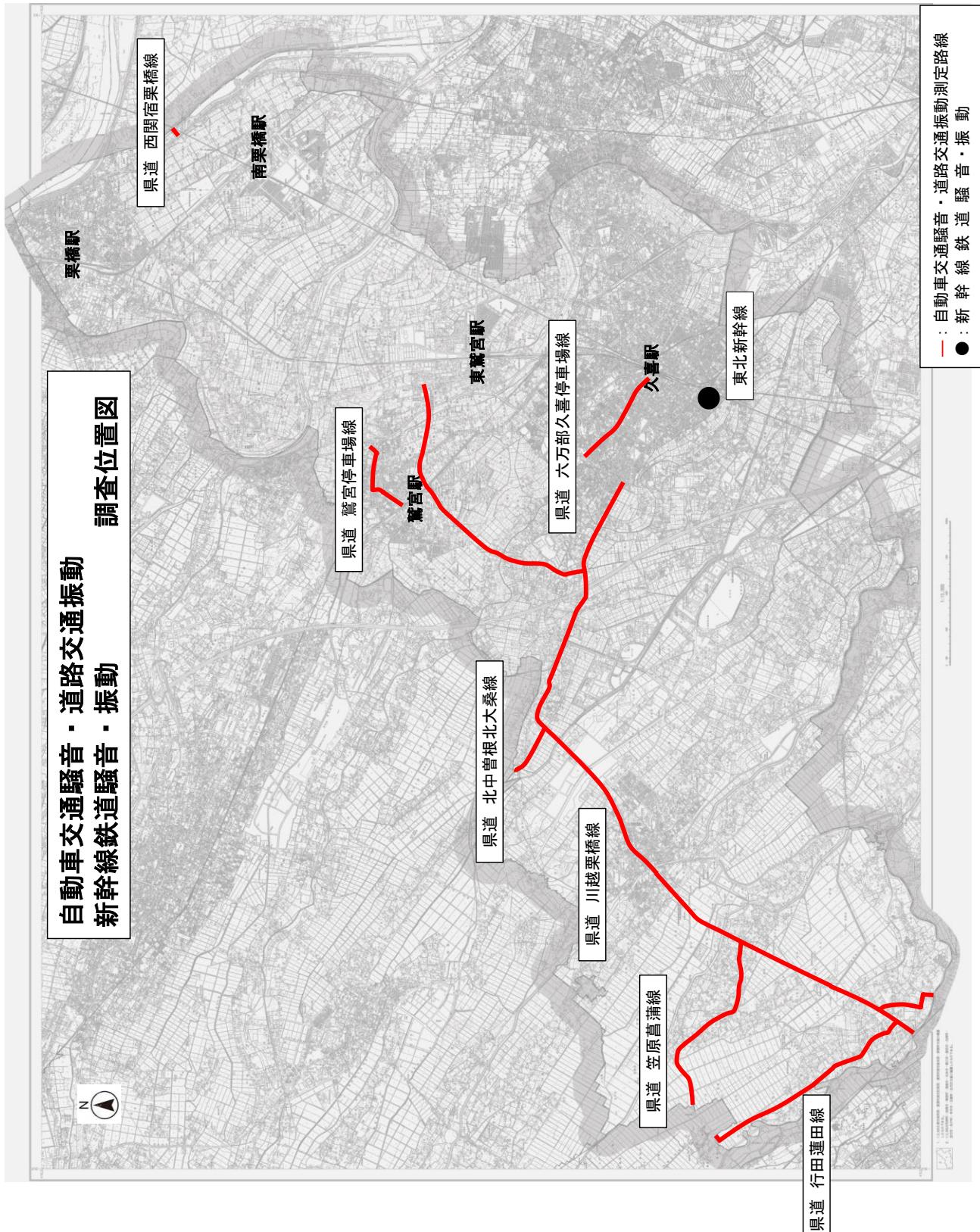
一般地域の騒音に対する環境基準（H10環境庁告示・H11県告示）

地域の区分		時間の区分	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
A 地域	第1種低層住居専用地域	55dB以下	45dB以下	
	第2種低層住居専用地域			
	第1種中高層住居専用地域			
	第2種中高層住居専用地域			
B 地域	第1種住居地域			
	第2種住居地域			
	準住居地域			
	用途地域の定めのない地域			
C 地域	近隣商業地域	60dB以下	50dB以下	
	商業地域			
	準工業地域			
	工業地域			

※1 原則として、工業専用地域については適用されない。

※2 評価手法は、等価騒音レベル（Leq）による。

なお、振動については環境基準を定めておりません。



4 悪臭

(1) 監視体制

悪臭公害は、工場・事業場などから排出される悪臭をもつ物質が、付近の住民の嗅覚を刺激し、不快感などをもたらすもので、騒音・振動とともに感覚公害と呼ばれています。

悪臭防止法では、「市町村長は規制基準に適合しない場合において、その不快なにおいにより、住民の生活環境が損なわれていると認められたときは、その事業場の設置者に対し、指導勧告及び改善命令することできる」と規定しています。

市では、工場・事業場から発生する悪臭に係る苦情が発生した場合、現地調査や指導等を行っています。

(2) 概況

平成25年度の苦情件数は19件でした。その内容は、工場や事業所から排出される臭いに関するもので、現地調査や指導等を行いました。

また、家庭から出る悪臭についての苦情もありますが、悪臭防止法が適用されないため、対応には苦慮しています。

(3) 規制基準等

悪臭防止法

①敷地境界線における規制基準（第1号規制基準）

（施行規則第1条、施行規則第6条）

区域区分		基準値
A区域	(B、C区域を除く区域)	臭気指数15
B区域	(農業振興地域)	臭気指数18
C区域	(工業地域・工業専用地域)	臭気指数18

※久喜市における規制基準

②排出口における規制基準（第2号規制基準）

（施行規則第6条の2）

基準は、敷地境界線（第1号規制基準）の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第6条の2に定める換算式により算出します。

③排出水中の規制基準（第3号規制基準）

（施行規則第6条の3）

基準は、敷地境界線の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第6条の3に定める換算式により算出します。臭気指数とは、ある工場や事業場のにおいを無臭空気で薄めていき、においが感じられなくなったときの希釈倍率（これを臭気濃度といいます。）を求め、その常用対数に10を乗じた数値のことです。この測定は、原則6人の人が実際に自分の鼻で行い、臭気判定士（国家資格）資格を持った人の監督のもとに行われますので、精度は十分に確保されます。

臭気指数規制は、この数値によって規制を行うことになります。

※臭気指数

臭気濃度の値の対数に10を乗じた数値。

臭気指数 = $10 \times \log_{10}$ (臭気濃度)

例：臭気濃度 63 の場合・・・ $10 \times \log_{10} (63) \approx 18$ 臭気指数は 18 となる。

（4）規制対象

臭気指数規制では、すべての工場・事業場が規制対象となります。

5 ダイオキシン類

（1）概要

ダイオキシン類は、工業的に製造する物質ではなく、物の焼却の過程などで自然に生成してしまう物質です。主な発生源はごみ焼却などの燃焼ですが、その他に製鋼用電気炉、たばこの煙、自動車排出ガスなどの様々な発生源があります。

そのため環境中に広く存在していますが、実際に環境中や食品中に含まれる量が非常に微量なため、日常生活のなかで摂取する量では急性毒性が生じるようなことはありません。ダイオキシン類の慢性毒性（長期間継続して摂取した場合に問題となる毒性）としては、発がん性などが確認されています。

（2）監視体制

埼玉県では、平成12年度からダイオキシン類の常時監視を開始しました。市内には、この県の常時監視システムが1ヶ所（久喜南中学校）設置されています。

市も、平成9年度からダイオキシン類の調査を実施しています。平成25年度は、環境大気中の濃度について市内2箇所につき年2回調査を実施しています。

①環境大気中ダイオキシン類濃度調査結果の概要

埼玉県及び市で測定した全ての地点において、年平均値で環境基準値（年平均0.6 pg-TEQ/m³以下）を下回りました。

埼玉県		ダイオキシン類大気常時監視結果				(単位 : pg-TEQ/m ³)
調査時期	調査地点	春季 (H25. 5. 15～22)	夏季 (H25. 7. 18～25)	秋季 (H25. 10. 16～23)	冬季 (H26. 1. 9～16)	平均
久喜南中学校		0.020	0.026	0.018	0.045	0.027

菖蒲地区		環境大気中のダイオキシン類濃度の調査結果			(単位 : pg-TEQ/m ³)
調査時期	調査地点	25年度			24年度
		夏季 (H25. 7. 18～25)	冬季 (H26. 1. 9～16)	平均	平均
菖蒲総合支所		0.032	0.014	0.086	0.058
環境基準	年平均0.6 pg-TEQ/m ³ 以下				

鷺宮地区		環境大気中のダイオキシン類濃度の調査結果			(単位 : pg-TEQ/m ³)
調査時期	調査地点	25年度			24年度
		夏季 (H25. 7. 18～25)	冬季 (H26. 1. 9～16)	平均	平均
鷺宮公民館		0.028	0.062	0.045	0.068
環境基準	年平均0.6 pg-TEQ/m ³ 以下				

(3) 対策

ダイオキシン類は物を燃焼する過程などで発生することから、市では月2回の割合で「環境保全巡回パトロール」を実施し、野焼きを行っている事業者等に対する指導のほか、一般家庭でごみの焼却行為が行われている場合も、焼却行為をやめ、分別して衛生組合に出すよう指導を行っています。

廃棄物焼却炉については、届出と規制基準を遵守するよう指導を行っています。

ダイオキシン類は、物を燃焼する過程などで発生するので、燃やすごみの量を減らすことがダイオキシン類の発生量を抑制する上で効果的です。このため、私たち一人一人が環境に关心を持ち、ものを大切に長く使い、また、使い捨て製品の購入を控え、ごみの分別・リサイクルに努め、ごみの減量を図ることが大切です。

(4) ダイオキシン類に係る基準・規制

平成11年7月に成立したダイオキシン類対策特別措置法（平成12年1月15日施行）により、ダイオキシン類に関する基準や規制等が定められています。

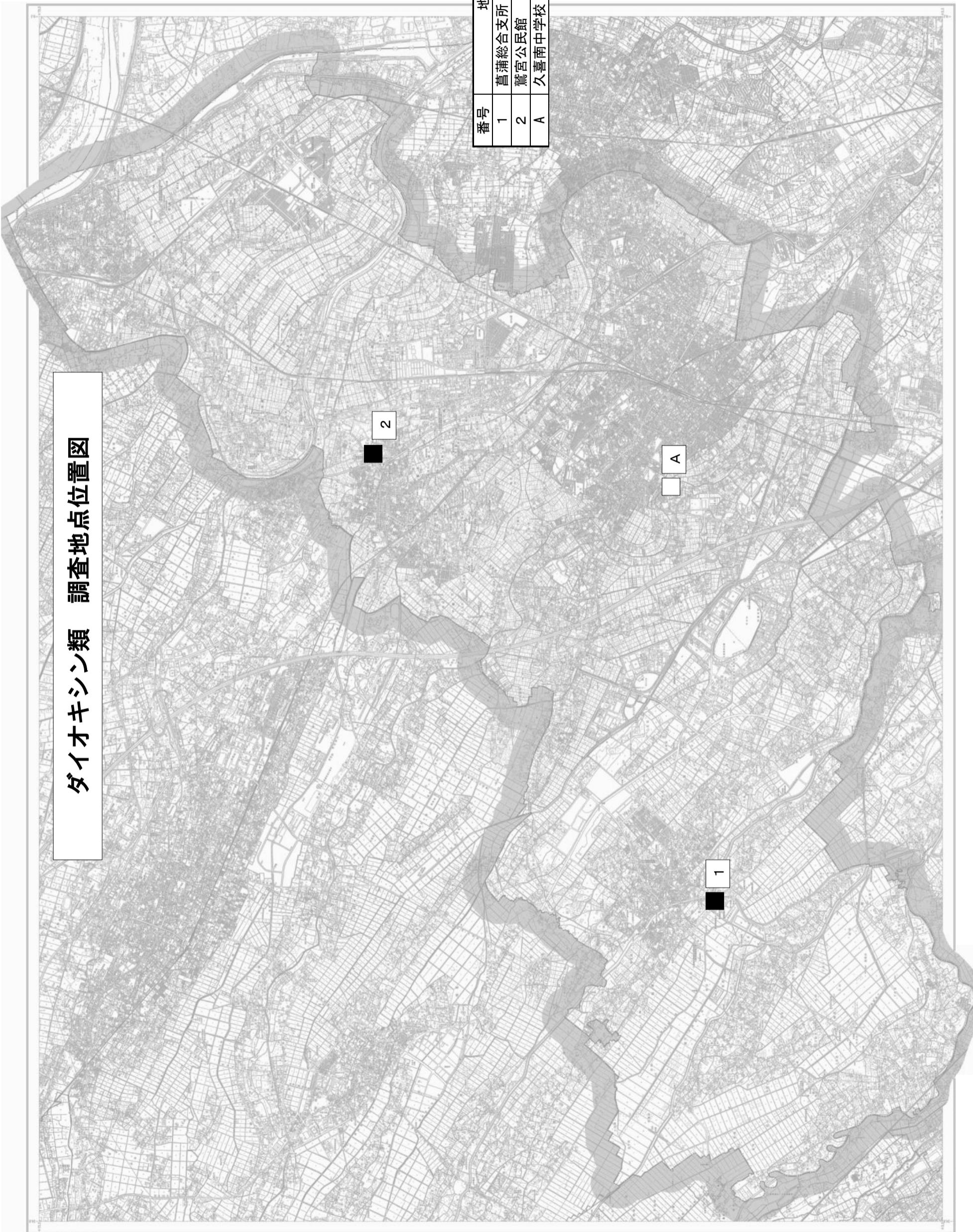
①ダイオキシン類対策特別措置法に係る特定施設数（平成26年3月31日現在）

区分	特定施設数
大気の排出基準が適用される特定施設	廃棄物焼却炉 12件 製鋼用電気炉 1件
水質の排出基準の対象となる特定施設	廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する廃ガス洗浄施設 1件 フロン類破壊施設 3件 下水道終末処理施設 1件

②特定施設に係る各種届出（平成25年度） ※県東部環境管理事務所受理

区分	使用	設置
大気関係	0	1
水質関係	0	0

ダイオキシン類 調査地点位置図



平成二十一年五月現在

6 PM 2.5

PM2.5とは、大気中に浮遊している直径2.5マイクロメートル以下(1マイクロメートルは0.001ミリメートル)の微粒子のことです。

粒子が非常に小さく、肺の奥深くまで入り込みやすいことから、健康への影響が心配されています。

(1) 監視体制

埼玉県では、県内35箇所で実施しているPM2.5の測定結果を基に、8時、12時30分、17時30分の1日3回、1日の平均濃度を予測しています。その結果、「健康に影響する可能性が高くなる」基準を超える高濃度になる恐れがある場合、PM2.5の注意情報が埼玉県より発表されます。

市では、埼玉県から注意情報が発表された場合、防災行政無線及びメール配信により市民及び事業者へ周知します。

注意情報の発表後、濃度が低下した場合でも、注意情報は解除されることはありません。

また、注意情報は、発表された日の深夜0時まで適用されますが、翌日以降に持ち越されることはありません。

(2) 概況

平成25年度は、PM2.5の発令はありませんでした。

(3) 規制基準等

環境省では、PM2.5が「健康に影響する可能性が高くなる」基準を「一日の平均濃度が、1立方メートルあたり70マイクログラム以上」と定めています。

また、環境省の専門委員会によって、「一日の平均濃度が、1立方メートルあたり35マイクログラム以下」と、PM2.5の環境基準が定められています。

(4) 注意情報発表時の注意点

- ・不要不急の外出ができるだけ減らしてください。
- ・屋外での長時間の激しい運動ができるだけ減らしてください。
- ・換気や窓の開閉を必要最小限にしてください。

※病弱な方、乳児、お年寄りの方などは影響を受けやすいと考えられるため、注意してください。

III-2. 水環境の保全

1 監視体制

埼玉県や国土交通省、独立行政法人水資源機構等は、県内の44河川、94地点で測定を行っています。市内には測定地点がありませんが、関係河川としては中川の行幸橋（幸手市）、大落吉利根川の杉戸古川橋（杉戸町）、元荒川の八幡橋（白岡市、蓮田市）で測定が行われています（いずれの河川も環境基準ではC類型）。

調査内容は、pHなどの生活環境項目、カドミウムなどの健康項目、銅などの特殊項目等を測定しています。（「公共水域及び地下水の水質測定結果」－埼玉県・水環境課発行）

なお、市では、独自に市内38河川（用排水路を含む）43箇所と4湖沼4箇所、合計47箇所において、生活環境項目の水質測定を年2回（灌漑期一夏季、非灌漑期一冬季）行っています。このうち、一級河川等の一部の河川については、夏季の測定時に健康項目の水質測定を併せて行っています。

また、水質汚濁防止法や埼玉県生活環境保全条例に基づく特定事業場等については、埼玉県（東部環境管理事務所 大気水質担当）が立ち入り検査を実施していますが、市（環境保全課、各総合支所環境経済課）も同行しています。

その他、市が単独で行う調査としては、排水量は少ないが自動洗車機を設置しているガソリンスタンド等の排水調査を実施しています。

2 概況

市が行っている河川水質調査の結果は、上述したように大落吉利根川が環境基準でC類型に分類されていることから、この基準と比較していますが、市内の河川水質について一部河川等を除き大きな変化は見られておりません。環境基準を超過している項目がいくつか見られますが、水量の低下や、それに伴って流れが滞ってしまっていることが原因と考えられます。

事業所の排水検査の結果は、排水量が少ないため規制基準は適用になりませんが、日平均排水量が10m³以上の指定工場等の排水基準と比較しています。基準を超過した事業所については、適切な施設の維持管理を求める通知書を送付し、水質汚濁防止への協力をお願いしています。

水質汚濁の原因を大きく分けると、工場や事業所の排水と家庭から排出される生活雑排水に区分されます。工場や事業所の排水は公共用水域（公共利用のための河川、湖沼などの水域や水路、下水道は除く）や下水道に排出されるまでは水質汚濁防止法で規制されています。

生活雑排水対策については、公共下水道の整備とともに、現在、公共下水道と集落排水施設整備の狭間の部分の対策として、合併処理浄化槽の普及に努めています。

近年は、日常生活から排出される炊事、洗濯、入浴等の未処理の生活雑排水が水質汚濁の主因となってきています。家庭における洗剤の使用量の削減や、使用済み食用油の処理・再利用の研究なども重要になってきています。

3 公用用水域の水質汚濁に係る環境基準

生活環境の保全に関する環境基準(C類型)

項目	基準値
水素イオン濃度 (pH)	6.5以上8.5以下
生物化学的酸素要求量 (BOD)	5mg/l以下
浮遊物質量 (SS)	50mg/l以下
溶存酸素量 (DO)	5mg/l以上

(注) 68から91ページの生活環境項目の測定結果では、COD、全窒素、全リン、ほう素、塩化物イオンも測定していますが、これらについての環境基準はありません。

人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01mg/l以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.03mg/l以下
鉛	0.01mg/l以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下
六価クロム	0.05mg/l以下	1,3-ジクロロプロパン	0.002mg/l以下
砒素	0.01mg/l以下	チウラム	0.006mg/l以下
総水銀	0.0005mg/l以下	シマジン	0.003mg/l以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/l以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/l以下
ジクロロメタン	0.02mg/l以下	セレン	0.01mg/l以下
四塩化炭素	0.002mg/l以下	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/l以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	ふつ素	0.8mg/l以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下	ほう素	1mg/l以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下		

(注) 1基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2「検出されないこと」とは、測定結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

河川等水質測定結果（生活環境項目）

測定項目	採水地点		1 青毛堀川 河原橋付近		2 備前堀川 塚田橋付近	
	河原橋付近		（下流）		（上流）	
採水年月日	H24. 8. 31	H25. 1. 29	H25. 8. 28	H26. 1. 24	採水年月日	H24. 8. 30
採水時刻	11:45	14:10	15:37	14:30	採水時刻	9:30
天候	晴	晴	晴	晴	天候	晴
採水位置	流心	流心	流心	流心	採水位置	流心
	順流	順流	順流	順流	流向	順流
気温	31.8	10.9	32.4	10.3	気温	30.8
水温	28.9	8.9	27.6	10.0	水温	27.2
外観	淡灰黄色濁	淡灰色濁	淡褐色濁	淡黃白色濁	外觀	淡白黃色濁
臭氣	弱下水臭	弱下水臭	弱下水臭	弱下水臭	臭氣	弱漂臭
透視度	50.0以上	44.2	45.1	33.2	透視度	50.0以上
pH	7.4	7.5	7.4	7.7	pH	6.9
BOD	2.3	8.5	2.2	7.2	BOD	0.8
COD	4.1	8.8	6.2	10.0	COD	3.5
SS	23	12	18	16	SS	10
DO	4.8	10.1	3.9	9.7	DO	5.5
全窒素	2.30	9.97	1.90	11.00	全窒素	1.19
全リン	0.158	0.229	0.140	0.470	全リン	0.080
ほう素	-	-	-	-	ほう素	-
塩化物イオン	-	-	-	-	塩化物イオン	-
備考					備考	
D0以下単位は(mg/l)					D0以下単位は(mg/l)	

測定項目	採水地点		2 備前堀川 塚田橋付近	
	（上流）		（下流）	
採水年月日	H24. 8. 31	H25. 1. 29	H25. 8. 28	H26. 1. 24
採水時刻	11:45	14:10	15:37	14:30
天候	晴	晴	晴	晴
採水位置	流心	流心	流心	流心
	順流	順流	順流	順流
気温	31.8	10.9	32.4	10.3
水温	28.9	8.9	27.6	10.0
外観	淡灰黄色濁	淡灰色濁	淡褐色濁	淡黃白色濁
臭氣	弱下水臭	弱下水臭	弱下水臭	弱下水臭
透視度	50.0以上	44.2	45.1	33.2
pH	7.4	7.5	7.4	7.7
BOD	2.3	8.5	2.2	7.2
COD	4.1	8.8	6.2	10.0
SS	23	12	18	16
DO	4.8	10.1	3.9	9.7
全窒素	2.30	9.97	1.90	11.00
全リン	0.158	0.229	0.140	0.470
ほう素	-	-	-	-
塩化物イオン	-	-	-	-
備考				
D0以下単位は(mg/l)				

測定項目	3 備前堀川(下流) 道地橋付近		4 庄兵衛落堀(下流) かごしま茶業株付近	
採水地点			採水地点	
採水年月日	H24.8.30	H25.1.29	H25.8.28	H26.1.24
採水時刻	14:10	13:10	11:43	11:21
天候	晴	晴	晴	晴
採水位置	流心	流心	流心	流心
流向	順流	順流	順流	順流
気温	34.4	9.8	29.8	8.8
水温	29.9	6.2	25.4	5.8
外観	淡黃白色,濁	淡褐色,濁	淡白色,濁	淡褐色,濁
臭氣	弱藻臭	弱下水臭	弱下水臭	弱下水臭
透視度	50.0以上	50.0以上	39.4	45.9
pH	7.3	7.5	7.4	7.6
BOD	0.8	1.5	1.5	1.5
COD	3.7	4.1	5.0	5.4
SS	13	8	15	6
DO	8.3	10.7	6.5	11.0
全窒素	1.17	1.92	1.10	2.00
全リン	0.074	0.104	0.110	0.120
ほう素	-	-	-	-
塩化物イオン	-	-	-	-
備考	D0以下単位は(mg/l)			

測定項目	3 備前堀川(下流) 道地橋付近	
採水年月日	H24.8.30	H25.1.29
採水時刻	14:10	13:10
天候	晴	晴
採水位置	流心	流心
流向	順流	順流
透視度	50.0以上	50.0以上
pH	7.3	7.5
BOD	0.8	1.5
COD	3.7	4.1
SS	13	8
DO	8.3	10.7
全窒素	1.17	1.92
全リン	0.074	0.104
ほう素	-	-
塩化物イオン	-	-
備考	D0以下単位は(mg/l)	

測定項目	採水地点		6 備前落堀(下流)		
	皆代橋付近		採水年月日	H25. 8. 30	H25. 8. 28
採水年月日	H24. 8. 30	H25. 1. 29	H26. 1. 23		H26. 1. 24
採水時刻	9:45	9:30	9:18	10:50	11:54
天候	晴	晴	晴		
採水位置	流心	流心	流心		
流向	順流	順流	順流		
気温	30.7	6.2	26.6	7.2	
水温	27.0	3.8	22.2	5.5	
外観	淡黃白色濁	淡黃白色濁	淡黃土色濁		
臭氣	弱下水臭	弱下水臭	弱土臭		
透視度	50.0以上	28.0	31.3	25.5	
pH	7.0	7.1	7.0	7.2	50.0以上
BOD	0.9	2.2	1.3	2.7	50.0以上
COD	3.9	4.5	4.2	5.9	
SS	25	15	13	14	
DO	6.6	7.2	5.7	7.8	
全窒素	1.64	3.90	1.20	3.40	
全リン	0.086	0.133	0.098	0.150	
ほう素	-	-	-	-	
塩化物イオン	-	-	-	-	
備考					
D0以下単位は(mg/l)					

5 五ヶ村落 割目橋付近	
採水年月日	H24. 8. 30
採水時刻	9:45
天候	晴
採水位置	流心
流向	順流
気温	30.7
水温	27.0
外観	淡黄白色濁
臭氣	弱下水臭
透視度	50.0以上
pH	7.0
BOD	0.9
COD	3.9
SS	25
DO	6.6
全窒素	1.64
全リン	0.086
ほう素	-
塩化物イオン	-
備考	
D0以下単位は(mg/l)	

測定項目		7 姫宮落(上流) 逆門橋付近		8 姫宮落(下流) 日本さのニセンタ一付近	
採水地点		採水年月日		採水年月日	
採水年月日	H24. 8. 30	H25. 1. 29	H25. 8. 28	H26. 1. 24	H25. 8. 28
採水時刻	11:20	10:55	10:35	10:06	10:07
天候	晴	晴	晴	晴	晴
採水位置	流心	流心	流心	中央	流心
流向	順流	順流	順流	停止	順流
気温	32.0	8.7	27.8	6.6	33.8
水温	30.8	8.1	26.0	5.8	30.4
外観	淡白色,濁	淡白色,濁	無色透明	淡白色,濁	淡灰色,濁
臭氣	弱藻臭	無臭	弱土臭	無種	臭氣
透視度	50.0以上	50.0以上	50.0以上	34.4	50.0以上
pH	7.2	7.4	7.6	7.6	34.2
BOD	3.0	4.7	0.9	5.8	7.2
COD	12.3	17.1	5.9	19.0	BOD
SS	5	28	1	16	COD
DO	2.9	8.4	2.1	6.1	SS
全窒素	50.60	57.40	6.00	65.00	DO
全リン	17.300	24.000	7.700	21.000	全窒素
ほう素	-	-	-	-	全リン
塩化物イオン	-	-	-	-	ほう素
備考					塩化物イオン
D0以下単位は(mg/l)					備考
					D0以下単位は(mg/l)

測定項目		7 姫宮落(上流) 逆門橋付近		8 姫宮落(下流) 日本さのニセンタ一付近	
採水地点		採水年月日		採水年月日	
採水年月日	H24. 8. 30	H25. 1. 29	H25. 8. 28	H26. 1. 24	H25. 8. 28
採水時刻	11:20	10:55	10:35	10:06	10:07
天候	晴	晴	晴	晴	晴
採水位置	流心	流心	流心	中央	流心
流向	順流	順流	順流	停止	順流
気温	32.0	8.7	27.8	6.6	33.8
水温	30.8	8.1	26.0	5.8	30.4
外観	淡白色,濁	淡白色,濁	無色透明	淡白色,濁	淡灰色,濁
臭氣	弱藻臭	無臭	弱土臭	無種	臭氣
透視度	50.0以上	50.0以上	50.0以上	34.4	50.0以上
pH	7.2	7.4	7.6	7.6	34.2
BOD	3.0	4.7	0.9	5.8	7.2
COD	12.3	17.1	5.9	19.0	BOD
SS	5	28	1	16	COD
DO	2.9	8.4	2.1	6.1	SS
全窒素	50.60	57.40	6.00	65.00	DO
全リン	17.300	24.000	7.700	21.000	全窒素
ほう素	-	-	-	-	全リン
塩化物イオン	-	-	-	-	ほう素
備考					塩化物イオン
D0以下単位は(mg/l)					備考

測定項目	採水地点		10 磯沼落		備前前堀川合流付近	
	採水年月日	採水時刻	採水年月日	採水時刻	採水年月日	採水時刻
採水年月日	H24. 8. 30	H25. 1. 29	H25. 8. 28	H26. 1. 24	H25. 1. 29	H25. 8. 28
採水時刻	14:50	13:45	14:33	14:50	10:30	11:01
天候	晴	晴	晴	晴	晴	晴
採水位置	流心	流心	流心	流心	流心	流心
流向	順流	順流	順流	順流	順流	順流
気温	34. 4	10. 2	32. 3	10. 1	32. 3	8. 2
水温	30. 5	7. 7	28. 5	16. 6	28. 0	7. 7
外観	淡黃白色,濁	淡黃白色,濁	淡黃色,濁	淡黃色,濁	淡灰黃色,濁	淡白黃色,濁
臭氣	弱藻臭	弱下水臭	中下水臭	弱下水臭	弱下水臭	弱下水臭
透視度	50. 0以上	50. 0以上				
pH	7. 6	7. 5	7. 7	7. 7	7. 3	7. 4
BOD	5. 2	5. 0	3. 5	6. 9	BOD	2. 0
COD	9. 4	7. 1	7. 1	11. 0	COD	3. 7
SS	8	5	3	2	SS	11
DO	6. 1	8. 8	5. 7	8. 2	DO	7. 0
全窒素	13. 20	7. 22	9. 30	20. 00	全窒素	1. 48
全リン	0. 388	0. 226	0. 290	0. 290	全リン	0. 096
ほう素	-	-	-	-	ほう素	-
塩化物イオン	-	-	-	-	塩化物イオン	-
備考					備考	
D0以下単位は(mg/l)					D0以下単位は(mg/l)	

測定項目	9 中落堀川		備中岐橋付近	
	採水年月日	採水時刻	採水年月日	採水時刻
採水年月日	H24. 8. 30	H25. 1. 29	H25. 8. 28	H26. 1. 24
採水時刻	14:50	13:45	14:33	14:50
天候	晴	晴	晴	晴
採水位置	流心	流心	流心	流心
流向	順流	順流	順流	順流
気温	34. 4	10. 2	32. 3	10. 1
水温	30. 5	7. 7	28. 5	16. 6
外観	淡黃白色,濁	淡黃白色,濁	淡黃色,濁	淡黃色,濁
臭氣	弱藻臭	弱下水臭	中下水臭	弱下水臭
透視度	50. 0以上	50. 0以上	50. 0以上	50. 0以上
pH	7. 6	7. 5	7. 7	7. 7
BOD	5. 2	5. 0	3. 5	6. 9
COD	9. 4	7. 1	7. 1	11. 0
SS	8	5	3	2
DO	6. 1	8. 8	5. 7	8. 2
全窒素	13. 20	7. 22	9. 30	20. 00
全リン	0. 388	0. 226	0. 290	0. 290
ほう素	-	-	-	-
塩化物イオン	-	-	-	-
備考				
D0以下単位は(mg/l)				

測定項目	採水地点		11 江川落 庄兵衛堀川合流付近		12 植名落 古久喜公園付近	
	採水年月日	採水時刻	採水年月日	採水時刻	採水年月日	採水時刻
天候	晴	晴	H25. 1. 29	8: 15	H26. 1. 24	9: 15
採水位置	流心	流心	H25. 8. 28	9: 15	H25. 1. 29	9: 15
流向	順流	順流	H25. 8. 28	9: 15	H25. 1. 29	9: 15
気温	32. 5	8. 4	H25. 1. 29	8: 15	H25. 1. 29	9: 15
水温	27. 7	6. 0	H25. 8. 28	9: 15	H25. 1. 29	9: 15
外観	淡黃白色濁	無色透明	H25. 1. 29	8: 15	H25. 1. 29	9: 15
臭氣	弱下水臭	弱藻臭	H25. 1. 29	8: 15	H25. 1. 29	9: 15
透視度	41. 5	50. 0以上	H25. 1. 29	8: 15	H25. 1. 29	9: 15
pH	7. 0	7. 2	H25. 1. 29	8: 15	H25. 1. 29	9: 15
BOD	1. 1	0. 7	H25. 1. 29	8: 15	H25. 1. 29	9: 15
COD	4. 6	2. 7	H25. 1. 29	8: 15	H25. 1. 29	9: 15
SS	30	1	H25. 1. 29	8: 15	H25. 1. 29	9: 15
DO	6. 8	7. 6	H25. 1. 29	8: 15	H25. 1. 29	9: 15
全窒素	1. 36	1. 85	H25. 1. 29	8: 15	H25. 1. 29	9: 15
全リン	0. 113	0. 038	H25. 1. 29	8: 15	H25. 1. 29	9: 15
ほう素	-	-	H25. 1. 29	8: 15	H25. 1. 29	9: 15
塩化物イオン	-	-	H25. 1. 29	8: 15	H25. 1. 29	9: 15
備考	DO以下単位は(mg/l)		DO以下単位は(mg/l)		DO以下単位は(mg/l)	

測定項目	採水地点		11 江川落 庄兵衛堀川合流付近		12 植名落 古久喜公園付近	
	採水年月日	採水時刻	採水年月日	採水時刻	採水年月日	採水時刻
採水年月日	H24. 8. 30	H25. 1. 29	H25. 8. 28	H26. 1. 24	H25. 1. 29	H26. 1. 27
採水時刻	11: 00	10: 45	8: 15	9: 15	15: 25	14: 50
天候	晴	晴	晴	晴	晴	晴
採水位置	流心	流心	流心	流心	流心	流心
流向	順流	順流	順流	順流	順流	順流
気温	32. 5	8. 4	24. 4	6. 0	34. 5	11. 1
水温	27. 7	6. 0	23. 6	4. 5	30. 7	8. 8
外観	淡黃白色濁	無色透明	淡黃色濁	淡黃色濁	淡白色濁	淡白黄色
臭氣	弱下水臭	弱藻臭	弱下水臭	弱下水臭	弱下水臭	弱下水臭
透視度	41. 5	50. 0以上	26. 2	26. 2	50. 0以上	50. 0以上
pH	7. 0	7. 2	7. 1	7. 3	pH	pH
BOD	1. 1	0. 7	0. 9	1. 7	BOD	BOD
COD	4. 6	2. 7	5. 3	3. 9	COD	COD
SS	30	1	23	15	SS	SS
DO	6. 8	7. 6	5. 1	7. 6	DO	DO
全窒素	1. 36	1. 85	1. 30	1. 50	全窒素	全窒素
全リン	0. 113	0. 038	0. 160	0. 087	全リン	全リン
ほう素	-	-	-	-	ほう素	ほう素
塩化物イオン	-	-	-	-	塩化物イオン	塩化物イオン
備考	DO以下単位は(mg/l)		DO以下単位は(mg/l)		DO以下単位は(mg/l)	

測定項目		採水地点		13 稲荷台用 水 県道幸手久喜線交差点付近		14 天王新堀 青毛堀川合流付近	
測定項目		採水地点		採水年月日		採水年月日	
採水年月日	H24. 8. 30	H25. 1. 29	H25. 8. 28	H26. 1. 24		H25. 1. 29	H25. 8. 28
採水時刻	15:10	14:35	16:24	13:44		11:20	14:25
天候	晴	晴	晴	晴		晴	晴
採水位置	流心	流心	流心	流心		流心	流心
流向	順流	順流	順流	順流		順流	順流
気温	33.7	10.6	31.9	10.8		33.0	10.9
水温	30.4	8.1	26.8	7.1		28.8	9.0
外観	淡白黄色濁	淡白色濁	灰褐色濁	淡黃白色濁		淡灰黃色濁	淡黃色濁
臭氣	弱藻臭	弱下水臭	中下水臭	弱下水臭		弱下水臭	弱下水臭
透視度	50.0以上	50.0以上	13.9	44.5		50.0以上	50.0以上
pH	7.4	7.5	7.6	7.6		pH	7.5
BOD	3.0	2.7	2.2	4.4		BOD	1.0
COD	6.0	6.4	6.7	7.6		COD	3.7
SS	14	2	30	4		SS	18
DO	7.4	6.3	7.8	10.0		DO	7.1
全窒素	1.92	3.88	2.10	4.00		全窒素	1.60
全リン	0.181	0.128	0.270	0.170		全リン	4.59
ほう素	-	-	-	-		ほう素	-
塩化物イオン	-	-	-	-		塩化物イオン	-
備考						備考	-
D0以下単位は(mg/l)						D0以下単位は(mg/l)	

測定項目		採水地点		13 稲荷台用 水 県道幸手久喜線交差点付近		14 天王新堀 青毛堀川合流付近	
測定項目		採水地点		採水年月日		採水年月日	
採水年月日	H24. 8. 30	H25. 1. 29	H25. 8. 28	H26. 1. 24		H25. 1. 29	H25. 8. 28
採水時刻	15:10	14:35	16:24	13:44		11:20	14:25
天候	晴	晴	晴	晴		晴	晴
採水位置	流心	流心	流心	流心		流心	流心
流向	順流	順流	順流	順流		順流	順流
気温	33.7	10.6	31.9	10.8		33.0	10.9
水温	30.4	8.1	26.8	7.1		28.8	9.0
外観	淡白黄色濁	淡白色濁	灰褐色濁	淡黃白色濁		淡灰黃色濁	淡黃色濁
臭氣	弱藻臭	弱下水臭	中下水臭	弱下水臭		弱下水臭	弱下水臭
透視度	50.0以上	50.0以上	13.9	44.5		50.0以上	50.0以上
pH	7.4	7.5	7.6	7.6		pH	7.5
BOD	3.0	2.7	2.2	4.4		BOD	1.0
COD	6.0	6.4	6.7	7.6		COD	3.7
SS	14	2	30	4		SS	18
DO	7.4	6.3	7.8	10.0		DO	7.1
全窒素	1.92	3.88	2.10	4.00		全窒素	1.60
全リン	0.181	0.128	0.270	0.170		全リン	4.59
ほう素	-	-	-	-		ほう素	-
塩化物イオン	-	-	-	-		塩化物イオン	-
備考						備考	-
D0以下単位は(mg/l)						D0以下単位は(mg/l)	

測定項目		15 平沼落 青葉小学校付近		16 蓮ヶ原 東一橋付近	
測定項目	採水地點	採水年月日	採水年月日	採水年月日	採水年月日
採水年月日	H24. 8. 31	H25. 1. 29	H25. 8. 28	H26. 1. 24	H26. 1. 24
採水時刻	11:30	14:25	15:53	14:11	15:10
天候	晴	晴	晴	晴	晴
採水位置	流心	流心	流心	流心	流心
流向	順流	順流	順流	順流	順流
気温	34.8	10.8	31.5	10.7	9.8
水温	29.8	7.0	25.9	6.8	5.9
外観	淡白色,濁	淡黃色,濁	淡黃色	淡黃色,濁	淡黃褐色,濁
臭氣	弱下水臭	弱下水臭	弱下水臭	弱下水臭	無色透明
透視度	50.0以上	50.0以上	50.0以上	42.5	50.0以上
pH	7.5	7.8	7.6	7.9	50.0以上
BOD	1.1	2.6	1.2	3.2	7.4
COD	3.5	6.0	4.2	6.7	7.6
SS	8	7	5	6	2.1
DO	7.3	15.3	6.9	16.0	2.9
全窒素	1.58	1.67	1.50	1.60	5.2
全リン	0.088	0.124	0.100	0.110	5.6
ほう素	-	-	-	-	4.20
塩化物イオン	-	-	-	-	0.078
備考					0.078
D0以下単位は(mg/l)					0.078

測定項目		15 平沼落 青葉小学校付近		16 蓮ヶ原 東一橋付近	
測定項目	採水地点	採水年月日	採水年月日	採水年月日	採水年月日
採水年月日	H24. 8. 31	H25. 1. 29	H25. 8. 28	H26. 1. 24	H26. 1. 24
採水時刻	11:30	14:25	15:53	14:11	15:10
天候	晴	晴	晴	晴	晴
採水位置	流心	流心	流心	流心	流心
流向	順流	順流	順流	順流	順流
気温	34.8	10.8	31.5	10.7	9.8
水温	29.8	7.0	25.9	6.8	5.9
外観	淡灰黃色,濁	淡黃色	淡黃色	淡黃色,濁	淡黃褐色,濁
臭氣	弱下水臭	弱下水臭	弱下水臭	弱下水臭	無色透明
透視度	50.0以上	50.0以上	50.0以上	42.5	50.0以上
pH	7.5	7.8	7.6	7.9	50.0以上
BOD	1.1	2.6	1.2	3.2	7.4
COD	3.5	6.0	4.2	6.7	7.6
SS	8	7	5	6	2.1
DO	7.3	15.3	6.9	16.0	2.9
全窒素	1.58	1.67	1.50	1.60	5.2
全リン	0.088	0.124	0.100	0.110	5.6
ほう素	-	-	-	-	4.20
塩化物イオン	-	-	-	-	0.078
備考					0.078
D0以下単位は(mg/l)					0.078

測定項目	採水地点		17 仏供田落 筋・壇橋付近		18 江面落 備前堀川合流付近	
	採水年月日	採水時刻	採水年月日	採水時刻	採水年月日	採水時刻
天候	晴	晴	H25. 1. 29	13:37	H26. 1. 24	11:39
採水位置	流心	流心	H25. 8. 28	14:40	H25. 1. 24	14:40
流向	順流	順流	H25. 8. 28	13:30	H25. 1. 24	13:30
気温	34. 3	10. 6	29. 8	34. 3	29. 8	10. 6
水温	30. 6	8. 4	27. 7	30. 6	27. 7	8. 4
外観	淡白色,濁	淡黃褐色,濁	淡黃褐色,濁	淡白色,濁	淡黃褐色,濁	淡黃褐色,濁
臭氣	弱下水臭	弱下水臭	弱下水臭	弱下水臭	弱下水臭	無臭
透視度	50. 0以上	50. 0以上	39. 1	50. 0以上	50. 0以上	50. 0以上
pH	7. 4	7. 9	7. 4	7. 4	7. 2	7. 5
BOD	1. 7	7. 7	8. 6	1. 7	12. 0	1. 5
COD	3. 5	8. 5	5. 0	3. 5	13. 0	4. 3
SS	12	14	16	12	10	15
DO	9. 3	13. 8	8. 0	9. 3	21. 0	4. 6
全窒素	1. 46	5. 19	1. 50	1. 46	5. 10	1. 64
全リン	0. 092	0. 227	0. 150	0. 092	0. 380	0. 094
ほう素	-	-	-	-	-	-
塩化物イオン	-	-	-	-	-	-
備考						
D0以下単位は(mg/l)						

測定項目	17 仏供田落 筋・壇橋付近		18 江面落 備前堀川合流付近	
	採水年月日	採水時刻	採水年月日	採水時刻
採水年月日	H24. 8. 30	H25. 1. 29	H25. 8. 28	H26. 1. 24
採水時刻	14:40	13:30	13:37	11:39
天候	晴	晴	晴	晴
採水位置	流心	流心	流心	流心
流向	順流	順流	順流	順流
気温	34. 3	10. 6	29. 8	8. 9
水温	30. 6	8. 4	27. 7	6. 0
外観	淡白色,濁	淡黃白色,濁	淡黃褐色,濁	淡黃褐色,濁
臭氣	弱下水臭	弱下水臭	弱下水臭	無臭
透視度	50. 0以上	50. 0以上	39. 1	28. 5
pH	7. 4	7. 9	7. 4	8. 6
BOD	1. 7	7. 7	1. 2	12. 0
COD	3. 5	8. 5	5. 0	13. 0
SS	12	14	16	10
DO	9. 3	13. 8	8. 0	21. 0
全窒素	1. 46	5. 19	1. 50	5. 10
全リン	0. 092	0. 227	0. 150	0. 380
ほう素	-	-	-	-
塩化物イオン	-	-	-	-
備考				
D0以下単位は(mg/l)				

測定項目		採水地点		20 久喜菖蒲工業団地遊水池 河原井浄水場取水口付近	
採水年月日	H24. 8. 30	H25. 1. 29	H25. 8. 26	H26. 1. 23	
採水時刻	15:50	9:45	10:00	10:25	
天候	晴	晴	晴	晴	晴 晴
採水位置	-	-	-	-	-
流向	-	-	-	-	順流
気温	34.2	7.2	29.5	7.0	
水温	33.4	6.0	28.0	5.4	
外観	淡白色,濁	淡黄色,濁	無色透明		
臭氣	弱藻臭	弱藻臭	弱力ビ臭		
透視度	50.0以上	50.0以上	50.0以上	50.0以上	50.0以上
pH	8.6	7.6	7.6	8.0	7.8
BOD	2.3	0.7	1.6	2.0	1.2
COD	6.7	4.8	5.8	5.5	4.7
SS	4	3	4	7	3
DO	8.6	10.5	4.8	13.0	8.2
全窒素	0.57	0.57	0.57	0.66	0.38
全リン	0.035	0.036	0.036	0.031	0.028
ほう素	-	-	-	-	-
塩化物イオン	-	-	-	-	-
備考					D0以下単位は(mg/l)

測定項目		19 清久大池 清久中継水ポンプ場付近	
採水年月日	H24. 8. 30	H25. 1. 29	H25. 8. 26
採水時刻	15:50	9:45	10:00
天候	晴	晴	晴
採水位置	-	-	-
流向	-	-	-
外観	淡白色,濁	淡黄色,濁	無色透明
臭氣	弱藻臭	弱藻臭	弱力ビ臭
透視度	50.0以上	50.0以上	50.0以上
pH	8.6	7.6	7.6
BOD	2.3	0.7	1.6
COD	6.7	4.8	5.8
SS	4	3	4
DO	8.6	10.5	4.8
全窒素	0.57	0.57	0.57
全リン	0.035	0.036	0.036
ほう素	-	-	-
塩化物イオン	-	-	-
備考			
D0以下単位は(mg/l)			

測定項目	採水地点		採水地点		採水地点	
	21 柏 間 赤 堀 一本木橋付近	22 星 川 菖蒲橋付近	21 柏 間 赤 堀 一本木橋付近	22 星 川 菖蒲橋付近	21 柏 間 赤 堀 一本木橋付近	22 星 川 菖蒲橋付近
採水年月日	H24. 8. 30	H25. 1. 25	H25. 8. 26	H26. 1. 23	H24. 8. 30	H25. 1. 25
採水時刻	11:35	13:15	15:17	9:13	14:45	9:30
天候	晴	晴	晴	晴	晴	晴
採水位置	流心	流心	流心	流心	流心	流心
流向	順流	順流	順流	順流	順流	順流
気温	36. 6	8. 9	28. 7	5. 5	36. 0	3. 5
水温	29. 7	9. 5	26. 4	4. 4	29. 2	6. 1
外観	淡黃白色,濁	淡褐色,濁	淡黃色,濁	淡黃色,濁	淡灰色,濁	淡黃白色,濁
臭氣	弱下水臭	弱下水臭	無臭	弱下水臭	弱藻臭	弱藻臭
透視度	47. 4	50. 0以上	36. 8	41. 1	50. 0以上	50. 0以上
pH	7. 1	7. 2	7. 1	7. 2	pH	7. 5
BOD	1. 1	2. 8	1. 4	2. 4	BOD	0. 9
COD	4. 9	4. 0	6. 1	4. 8	COD	2. 4
SS	20	9	24	15	SS	6
DO	6. 9	10. 9	6. 2	8. 5	DO	9. 5
全窒素	1. 00	3. 72	0. 87	5. 50	全窒素	1. 54
全リン	0. 123	0. 190	0. 160	0. 290	全リン	2. 52
ほう素	-	-	-	-	ほう素	-
塩化物イオン	-	-	-	-	塩化物イオン	-
備考					備考	
D0以下単位は(mg/l)					D0以下単位は(mg/l)	

測定項目	21 柏 間 赤 堀 一本木橋付近		22 星 川 菖蒲橋付近		21 柏 間 赤 堀 一本木橋付近		22 星 川 菖蒲橋付近	
	21 柏 間 赤 堀 一本木橋付近	22 星 川 菖蒲橋付近	21 柏 間 赤 堀 一本木橋付近	22 星 川 菖蒲橋付近	21 柏 間 赤 堀 一本木橋付近	22 星 川 菖蒲橋付近	21 柏 間 赤 堀 一本木橋付近	22 星 川 菖蒲橋付近
採水年月日	H24. 8. 30	H25. 1. 25	H25. 8. 26	H26. 1. 23	H24. 8. 30	H25. 1. 25	H25. 8. 26	H26. 1. 23
採水時刻	11:35	13:15	15:17	9:13	14:45	9:30	11:15	14:14
天候	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴
採水位置	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心	流心
流向	順流	順流	順流	順流	順流	順流	順流	順流
気温	36. 6	8. 9	28. 7	5. 5	36. 0	3. 5	29. 7	8. 6
水温	29. 7	9. 5	26. 4	4. 4	29. 2	6. 1	24. 1	6. 1
外観	淡黃白色,濁	淡褐色,濁	淡黃色,濁	淡黃色,濁	淡灰色,濁	淡黃白色,濁	無色透明	無色透明
臭氣	弱下水臭	弱下水臭	無臭	弱下水臭	弱藻臭	弱藻臭	弱藻臭	無臭
透視度	47. 4	50. 0以上	36. 8	41. 1	50. 0以上	50. 0以上	50. 0以上	50. 0以上
pH	7. 1	7. 2	7. 1	7. 2	pH	7. 5	7. 7	8. 5
BOD	1. 1	2. 8	1. 4	2. 4	BOD	0. 9	2. 1	0. 6
COD	4. 9	4. 0	6. 1	4. 8	COD	2. 4	3. 3	3. 6
SS	20	9	24	15	SS	6	9	11
DO	6. 9	10. 9	6. 2	8. 5	DO	9. 5	11. 3	7. 6
全窒素	1. 00	3. 72	0. 87	5. 50	全窒素	1. 54	2. 52	1. 40
全リン	0. 123	0. 190	0. 160	0. 290	全リン	0. 073	0. 110	0. 100
ほう素	-	-	-	-	ほう素	-	-	-
塩化物イオン	-	-	-	-	塩化物イオン	-	-	-
備考					備考			
D0以下単位は(mg/l)					D0以下単位は(mg/l)			

測定項目		採水地点		24 中堀第1雨水幹線 菖蒲陣屋交差点付近	
採水年月日	H24. 8. 30	H25. 1. 25	H25. 8. 26	H26. 1. 23	
採水時刻	14:00	11:15	14:18	15:04	
天候	晴	晴	晴	晴	
採水位置	流心	流心	流心		
流向	順流	順流	順流	順流	
気温	35.6	7.0	31.1	7.9	
水温	29.9	7.1	25.6	7.5	
外観	淡白黄色濁	淡灰黃色濁	淡白褐色濁		
臭氣	弱下水臭	弱下水臭	弱下水臭		
透視度	50.0以上	50.0以上	38.4	30.7	
pH	7.1	7.3	7.3	7.9	
BOD	1.2	7.4	1.5	7.5	
COD	4.2	7.8	5.3	9.6	
SS	13	13	14	11	
DO	7.5	7.3	6.3	11.0	
全窒素	1.33	4.68	1.00	6.20	
全リン	0.114	0.290	0.140	0.510	
ほう素	-	-	-	-	
塩化物イオン	-	-	-	-	
備考					
D0以下単位は(mg/l)					

測定項目		23 野通川 正眼寺橋付近	
採水年月日	H24. 8. 30	H25. 1. 25	H25. 8. 26
採水時刻	14:00	11:15	14:18
天候	晴	晴	晴
採水位置	流心	流心	流心
流向	順流	順流	順流
透視度	50.0以上	50.0以上	38.4
pH	7.1	7.3	30.7
BOD	1.2	7.4	1.5
COD	4.2	7.8	5.3
SS	13	13	14
DO	7.5	7.3	6.3
全窒素	1.33	4.68	1.00
全リン	0.114	0.290	0.140
ほう素	-	-	-
塩化物イオン	-	-	-
備考			
D0以下単位は(mg/l)			

測定項目		採水地点		25 中堀第2雨水幹線 菖蒲北交差点付近		26 中堀第3雨水幹線 菖蒲町菖蒲4089-2地先	
採水年月日	H24. 8. 30	H25. 1. 25	H25. 8. 26	H26. 1. 23		H24. 8. 30	H25. 1. 25
採水時刻	10:00	10:05	10:52	11:45		10:10	10:25
天候	晴	晴	晴	晴		晴	晴
採水位置	流心	流心	流心	流心		流心	流心
流向	順流	順流	順流	順流		順流	順流
気温	33.1	6.0	29.4	8.7		32.8	5.9
水温	27.8	7.7	24.8	6.3		28.9	9.0
外観	淡白黄色,濁	淡白色,濁	淡黃白色,濁	無色透明		淡灰色,濁	無色透明
臭氣	弱藻臭	弱下水臭	弱下水臭	弱土臭		弱下水臭	弱下水臭
透視度	50.0以上	50.0以上	43.2	44.8		50.0以上	50.0以上
pH	7.2	7.3	7.5	7.6		7.5	7.5
BOD	2.2	8.1	2.7	8.0		2.2	18.8
COD	3.9	6.4	5.4	10.0		3.8	12.9
SS	9	5	12	12		10	10
DO	6.6	5.7	5.8	7.3		7.1	4.7
全窒素	1.87	6.00	2.10	6.60		2.07	9.22
全リン	0.162	0.302	0.180	0.610		0.171	0.379
ほう素	-	-	-	-		-	-
塩化物イオン	-	-	-	-		-	-
備考							
D0以下単位は(mg/l)							

測定項目		採水地点		25 中堀第2雨水幹線 菖蒲北交差点付近		26 中堀第3雨水幹線 菖蒲町菖蒲4089-2地先	
採水年月日	H24. 8. 30	H25. 1. 25	H25. 8. 26	H26. 1. 23		H24. 8. 30	H25. 1. 25
採水時刻	10:00	10:05	10:52	11:45		10:10	10:25
天候	晴	晴	晴	晴		晴	晴
採水位置	流心	流心	流心	流心		流心	流心
流向	順流	順流	順流	順流		順流	順流
気温	33.1	6.0	29.4	8.7		32.8	5.9
水温	27.8	7.7	24.8	6.3		28.9	9.0
外観	淡白黄色,濁	淡白色,濁	淡黃白色,濁	無色透明		淡灰色,濁	無色透明
臭氣	弱藻臭	弱下水臭	弱下水臭	弱土臭		弱下水臭	弱下水臭
透視度	50.0以上	50.0以上	43.2	44.8		50.0以上	50.0以上
pH	7.2	7.3	7.5	7.6		7.5	7.5
BOD	2.2	8.1	2.7	8.0		2.2	18.8
COD	3.9	6.4	5.4	10.0		3.8	12.9
SS	9	5	12	12		10	10
DO	6.6	5.7	5.8	7.3		7.1	4.7
全窒素	1.87	6.00	2.10	6.60		2.07	9.22
全リン	0.162	0.302	0.180	0.610		0.171	0.379
ほう素	-	-	-	-		-	-
塩化物イオン	-	-	-	-		-	-
備考							
D0以下単位は(mg/l)							

測定項目		採水地点		27 中堀第4雨水幹線 菖蒲町三箇[242]-4地先		28 上大崎古川排水路 星川合流付近	
採水年月日	H24. 8. 30	H25. 1. 25	H25. 8. 26	H26. 1. 23		採水年月日	H24. 8. 30
採水時刻	10:25	10:40	10:25	13:13		採水時刻	10:40
天候	晴	晴	晴	晴		天候	晴
採水位置	流心	流心	流心	流心		採水位置	流心
流向	順流	順流	順流	順流		流向	順流
気温	32.6	6.2	28.1	8.8		気温	34.1
水温	28.0	8.8	25.0	8.0		水温	30.4
外観	淡黃白色,濁	淡褐色,濁	無色透明	淡褐色,濁		外観	淡白色,濁
臭氣	弱下水臭	中下水臭	無臭	弱下水臭		臭氣	弱藻臭
透視度	50.0以上	50.0以上	50.0以上	50.0以上		透視度	36.1
pH	7.0	7.1	7.2	7.5		pH	7.6
BOD	1.4	8.9	2.0	9.9		BOD	1.1
COD	3.9	7.9	4.4	10.0		COD	4.8
SS	6	9	8	9		SS	30
DO	6.9	5.0	5.3	6.8		DO	8.0
全窒素	1.47	7.63	1.30	7.20		全窒素	1.10
全リン	0.112	0.333	0.120	0.470		全リン	0.146
ほう素	-	-	-	-		ほう素	-
塩化物イオン	-	-	-	-		塩化物イオン	-
備考						備考	
						D0以下単位は(mg/l)	

測定項目		採水地点		27 中堀第4雨水幹線 菖蒲町三箇[242]-4地先		28 上大崎古川排水路 星川合流付近	
採水年月日	H24. 8. 30	H25. 1. 25	H25. 8. 26	H26. 1. 23		採水年月日	H25. 1. 25
採水時刻	10:25	10:40	10:25	13:13		採水時刻	11:00
天候	晴	晴	晴	晴		天候	晴
採水位置	流心	流心	流心	流心		採水位置	流心
流向	順流	順流	順流	順流		流向	順流
気温	32.6	6.2	28.1	8.8		気温	34.1
水温	28.0	8.8	25.0	8.0		水温	30.4
外観	淡黃白色,濁	淡褐色,濁	無色透明	淡褐色,濁		外観	淡白色,濁
臭氣	弱下水臭	中下水臭	無臭	弱下水臭		臭氣	弱下水臭
透視度	50.0以上	50.0以上	50.0以上	50.0以上		透視度	36.1
pH	7.0	7.1	7.2	7.5		pH	50.0以上
BOD	1.4	8.9	2.0	9.9		BOD	7.3
COD	3.9	7.9	4.4	10.0		COD	8.0
SS	6	9	8	9		SS	30
DO	6.9	5.0	5.3	6.8		DO	6.7
全窒素	1.47	7.63	1.30	7.20		全窒素	1.10
全リン	0.112	0.333	0.120	0.470		全リン	10.00
ほう素	-	-	-	-		ほう素	-
塩化物イオン	-	-	-	-		塩化物イオン	-
備考						備考	
						D0以下単位は(mg/l)	

測定項目	採水地点		30 附 魚 場	
	菖蒲町新堀116-3地先		菖蒲町新堀223-3地先	
採水年月日	H24. 8. 30	H25. 1. 25	H25. 8. 26	H26. 1. 23
採水時刻	14:20	9:15	13:40	14:23
天候	晴	晴	晴	晴
採水位置	流心	流心	流心	流心
流向	順流	順流	順流	順流
気温	36.0	2.0	30.5	9.5
水温	28.5	7.4	24.3	6.6
外観	淡白黄色,濁	淡褐色,濁	無色透明	
臭氣	弱下水臭	弱下水臭	無臭	
透視度	50.0以上	50.0以上	33.5	50.0以上
pH	7.7	7.2	7.6	7.5
BOD	1.2	5.5	1.6	4.4
COD	3.0	5.9	4.4	5.7
SS	10	7	17	5
DO	8.3	6.6	6.8	9.5
全窒素	1.70	4.24	1.70	2.80
全リン	0.093	0.207	0.160	0.170
ほう素	-	-	-	-
塩化物イオン	-	-	-	-
備考				
D0以下単位は(mg/l)				

測定項目	29 新堀雨水幹線		菖蒲町新堀223-3地先	
	菖蒲町新堀223-3地先		菖蒲町新堀223-3地先	
採水年月日	H24. 8. 30	H25. 1. 25	H25. 8. 26	H26. 1. 23
採水時刻	14:20	9:15	13:40	14:23
天候	晴	晴	晴	晴
採水位置	流心	流心	流心	流心
流向	順流	順流	順流	順流
気温	36.0	2.0	30.5	9.5
水温	28.5	7.4	24.3	6.6
外観	淡白黄色,濁	淡褐色,濁	無色透明	
臭氣	弱下水臭	弱下水臭	無臭	
透視度	50.0以上	50.0以上	33.5	50.0以上
pH	7.7	7.2	7.6	7.5
BOD	1.2	5.5	1.6	4.4
COD	3.0	5.9	4.4	5.7
SS	10	7	17	5
DO	8.3	6.6	6.8	9.5
全窒素	1.70	4.24	1.70	2.80
全リン	0.093	0.207	0.160	0.170
ほう素	-	-	-	-
塩化物イオン	-	-	-	-
備考				
D0以下単位は(mg/l)				

測定項目	採水地点		31 小林排水路		32 下野寺排水路	
	菖蒲町小林1853-3地先		県道川越栗橋線交差点付近		H24.8.30	
採水年月日	H24.8.30	H25.1.25	H25.8.26	H26.1.23	H25.1.25	H25.8.26
採水時刻	13:45	11:30	14:31	15:20	13:30	11:45
天候	晴	晴	晴	晴	晴	晴
採水位置	流心	流心	流心	流心	流心	流心
流向	順流	順流	順流	順流	順流	順流
気温	35.6	4.8	31.1	8.4	36.9	5.2
水温	30.1	9.1	25.6	6.8	30.0	6.5
外観	淡白黄色濁	無色透明	淡黃白色濁	無色透明	淡白色濁	淡黃白色濁
臭氣	弱下水臭	無臭	弱下水臭	無臭	弱下水臭	弱下水臭
透視度	50.0以上	50.0以上	45.2	50.0以上	30.9	50.0以上
pH	7.3	7.3	7.3	7.9	7.0	7.2
BOD	1.2	1.6	1.3	3.1	9.3	3.7
COD	4.0	3.0	4.0	5.7	7.5	4.0
SS	6	2	7	3	31	4
DO	7.9	11.2	4.3	14.0	3.0	6.6
全窒素	1.16	4.68	2.20	4.40	1.68	3.22
全リン	0.097	0.050	0.090	0.065	0.097	0.069
ほう素	-	-	-	-	-	-
塩化物イオン	-	-	-	-	-	-
備考	D0以下単位は(mg/l)					

測定項目	31 小林排水路		32 下野寺排水路	
	菖蒲町小林1853-3地先		県道川越栗橋線交差点付近	
採水年月日	H24.8.30	H25.1.25	H25.8.26	H26.1.23
採水時刻	13:45	11:30	14:31	15:20
天候	晴	晴	晴	晴
採水位置	流心	流心	流心	流心
流向	順流	順流	順流	順流
気温	35.6	4.8	31.1	8.4
水温	30.1	9.1	25.6	6.8
外観	淡白黄色濁	無色透明	淡黃白色濁	無色透明
臭氣	弱下水臭	無臭	弱下水臭	無臭
透視度	50.0以上	50.0以上	45.2	50.0以上
pH	7.3	7.3	7.3	7.9
BOD	1.2	1.6	1.3	3.1
COD	4.0	3.0	4.0	5.7
SS	6	2	7	3
DO	7.9	11.2	4.3	14.0
全窒素	1.16	4.68	2.20	4.40
全リン	0.097	0.050	0.090	0.065
ほう素	-	-	-	-
塩化物イオン	-	-	-	-
備考	D0以下単位は(mg/l)			

測定項目	採水地点		33 元荒川流入路 元荒川合流付近		34 小塙下排水路 元荒川合流付近	
	採水年月日	採水時刻	採水年月日	採水時刻	採水年月日	採水時刻
天候	晴	曇	晴	晴	晴	晴
採水位置	流心	左岸	流心	流心	流心	流心
流向	順流	順流	順流	順流	順流	順流
気温	17.2	4.6	24.8	6.4	35.0	8.9
水温	17.0	5.8	23.8	7.6	29.3	5.9
外観	淡白色透	淡灰色濁	淡黃褐色濁	淡黃灰色濁	淡白色濁	淡黃灰色濁
臭氣	無臭	弱藻臭	弱下水臭	弱下水臭	無臭	弱下水臭
透視度	50.0以上	29.3	9.2	48.2	50.0以上	50.0以上
pH	7.3	7.5	7.3	7.6	pH	7.4
BOD	0.6	3.6	0.9	3.6	BOD	1.7
COD	1.3	4.9	4.9	5.3	COD	4.3
SS	1未満	24	78	18	SS	9
DO	8.9	9.5	6.0	10.0	DO	4.8
全窒素	6.85	3.16	1.70	2.70	全窒素	1.36
全リン	0.029	0.277	0.230	0.290	全リン	0.115
ほう素	-	-	-	-	ほう素	-
塩化物イオン	-	-	-	-	塩化物イオン	-
備考					D0以下単位は(mg/l)	

測定項目	33 元荒川流入路 元荒川合流付近		34 小塙下排水路 元荒川合流付近	
採水年月日	H24.10.23	H25.2.19	H25.8.26	H26.2.12
採水時刻	10:50	11:00	8:30	14:45
天候	晴	曇	晴	晴
採水位置	流心	左岸	流心	流心
流向	順流	順流	順流	順流
気温	17.2	4.6	24.8	6.4
水温	17.0	5.8	23.8	7.6
外観	淡白色透	淡灰色濁	淡黃褐色濁	淡黃灰色濁
臭氣	無臭	弱藻臭	弱下水臭	弱下水臭
透視度	50.0以上	29.3	9.2	48.2
pH	7.3	7.5	7.3	7.6
BOD	0.6	3.6	0.9	3.6
COD	1.3	4.9	4.9	5.3
SS	1未満	24	78	18
DO	8.9	9.5	6.0	10.0
全窒素	6.85	3.16	1.70	2.70
全リン	0.029	0.277	0.230	0.290
ほう素	-	-	-	-
塩化物イオン	-	-	-	-
備考				
D0以下単位は(mg/l)				

測定項目		採水地点		測定項目		採水地点		36 大堀排水路 中川合流付近	
採水年月日	H24. 8. 31	H25. 1. 31	H25. 8. 29	H26. 1. 27		H24. 8. 31	H25. 1. 31	H25. 8. 29	H26. 1. 27
採水時刻	11:40	10:15	8:54	13:05		11:00	9:40	10:04	11:35
天候	晴	晴	晴	晴		晴	晴	晴	晴
採水位置	流心	流心	流心	流心		採水位置	流心	流心	流心
流向	順流	順流	順流	順流		流向	順流	順流	順流
気温	33.7	4.1	25.8	6.4		氣温	32.1	3.0	27.0
水温	33.0	9.2	26.0	7.5		水温	27.7	5.2	24.4
外観	淡黄色濁	淡白色濁	淡黃褐色濁	淡黄灰色		外觀	淡黃色濁	淡灰黃色濁	淡黃褐色濁
臭氣	弱下水臭	弱下水臭	中下水臭	弱下水臭		臭氣	弱下水臭	弱下水臭	弱下水臭
透視度	30.8	50.0以上	22.4	50.0以上		透視度	40.1	35.7	30.1
pH	7.5	6.9	7.2	7.1		pH	7.1	6.9	7.1
BOD	8.8	8.3	5.9	8.3		BOD	2.6	3.5	2.1
COD	13.7	9.5	12.0	12.0		COD	4.6	6.5	5.1
SS	13	11	53	34		SS	18	19	22
DO	8.7	3.7	4.9	2.0		DO	5.4	4.7	4.2
全窒素	9.49	8.23	6.10	12.00		全窒素	2.61	6.84	1.80
全リン	1.140	0.695	0.980	1.500		全リン	0.199	0.446	0.270
ほう素	-	-	-	-		ほう素	-	-	-
塩化物イオン	-	-	-	-		塩化物イオン	-	-	-
備考						備考			
DO以下単位は(mg/l)						DO以下単位は(mg/l)			

測定項目		35 粿橋1号都市下水路 新町橋付近	
採水年月日	H24. 8. 31	H25. 1. 31	H25. 8. 29
採水時刻	11:40	10:15	8:54
天候	晴	晴	晴
採水位置	流心	流心	流心
流向	順流	順流	順流
水温	33.0	9.2	26.0
外観	淡黄色濁	淡白色濁	淡黃褐色濁
臭氣	弱下水臭	弱下水臭	中下水臭
透視度	30.8	50.0以上	22.4
pH	7.5	6.9	7.2
BOD	8.8	8.3	5.9
COD	13.7	9.5	12.0
SS	13	11	53
DO	8.7	3.7	4.9
全窒素	9.49	8.23	6.10
全リン	1.140	0.695	0.980
ほう素	-	-	-
塩化物イオン	-	-	-
備考			
DO以下単位は(mg/l)			

測定項目		37 大排水路(広島落 中里橋付近)		38 稲荷木落排水路(下流)	
測定項目	採水地点	採水地点	採水地点	採水地点	採水地点
採水年月日	H24.8.31	H25.1.31	H25.8.29	H26.1.27	H24.8.31
採水時刻	10:50	9:30	10:18	11:46	9:50
天候	晴	晴	晴	晴	晴
採水位置	流心	流心	流心	流心	流心
流向	順流	順流	順流	順流	順流
気温	31.4	2.8	27.0	5.8	31.9
水温	28.0	4.1	25.2	4.8	27.2
外観	淡白黄色濁	淡灰黄色濁	淡黄褐色濁	淡白黄色濁	淡黃白色濁
臭氣	弱下水臭	弱藻臭	弱下水臭	弱氣	弱下水臭
透視度	29.8	36.2	28.5	37.5	37.5
pH	7.4	7.4	7.3	7.6	7.3
BOD	1.7	2.9	1.5	3.7	BOD
COD	3.9	5.8	4.8	7.3	COD
SS	19	9	22	7	SS
DO	6.5	8.3	5.8	10.0	DO
全窒素	1.83	3.62	1.50	3.70	全窒素
全リン	0.123	0.188	0.170	0.200	全リン
ほう素	-	-	-	-	ほう素
塩化物イオン	-	-	-	-	塩化物イオン
備考	DO以下単位は(mg/l)		DO以下単位は(mg/l)		備考

測定項目		37 大排水路(広島落 中里橋付近)		38 稲荷木落排水路(下流) 中組橋付近	
測定項目	採水年月日	採水年月日	採水年月日	採水年月日	採水年月日
採水年月日	H24.8.31	H25.1.31	H25.8.29	H26.1.27	H24.8.31
採水時刻	10:50	9:30	10:18	11:46	9:50
天候	晴	晴	晴	晴	晴
採水位置	流心	流心	流心	流心	流心
流向	順流	順流	順流	順流	順流
気温	31.4	2.8	27.0	5.8	31.9
水温	28.0	4.1	25.2	4.8	27.2
外観	淡白黄色濁	淡灰黄色濁	淡黄褐色濁	淡白黄色濁	淡黃白色濁
臭氣	弱下水臭	弱藻臭	弱下水臭	弱氣	弱下水臭
透視度	29.8	36.2	28.5	37.5	37.5
pH	7.4	7.4	7.3	7.6	pH
BOD	1.7	2.9	1.5	3.7	BOD
COD	3.9	5.8	4.8	7.3	COD
SS	19	9	22	7	SS
DO	6.5	8.3	5.8	10.0	DO
全窒素	1.83	3.62	1.50	3.70	全窒素
全リン	0.123	0.188	0.170	0.200	全リン
ほう素	-	-	-	-	ほう素
塩化物イオン	-	-	-	-	塩化物イオン
備考	DO以下単位は(mg/l)		DO以下単位は(mg/l)		備考

測定項目	採水地点	39 権現堂川			40 内池					
		大平橋付近	H24.8.31	H25.1.31	H25.8.29	H26.1.27	H24.8.31	H25.1.31	H25.8.29	H26.1.27
採水年月日										
採水時刻	11:15	9:55	9:44	13:35			10:35	9:20	10:30	14:46
天候	晴	晴	晴	晴			晴	晴	晴	晴
採水位置	中央	中央	中央	中央			—	—	—	—
流向	停止	停止	停止	停止			—	—	—	—
気温	33.2	3.8	26.7	6.6			30.8	3.0	27.4	6.4
水温	30.3	5.0	28.4	5.9			30.4	4.9	28.0	5.4
外観	淡白緑色濁	淡黃色濁	中綠色濁	淡褐色濁			淡白黃色濁	淡黃褐色	淡白褐色濁	
臭氣	弱藻臭	弱藻臭	弱下水臭	無臭			弱藻臭	無臭	無臭	弱藻臭
透視度	29.3	34.5	9.0	37.3			50.0以上	50.0以上	50.0以上	31.0
pH	10.0	9.5	9.3	9.0			8.0	7.9	7.2	8.1
BOD	3.6	3.6	10.0	2.4			BOD	2.2	3.8	4.8
COD	11.7	7.2	52.0	5.5			COD	9.4	8.3	8.5
SS	23	16	90	10			SS	4	6	6
DO	16.2	16.3	13.0	17.0			DO	10.1	11.8	2.9
全窒素	1.24	2.44	8.40	2.30			全窒素	0.75	0.85	0.41
全リン	0.228	0.120	0.700	0.096			全リン	0.055	0.039	0.050
ほう素	—	—	—	—			ほう素	—	—	—
塩化物イオン	—	—	—	—			塩化物イオン	—	—	—
備考										
DO以下単位は(mg/l)										

測定項目	採水地点	39 権現堂川			40 内池					
		大平橋付近	H24.8.31	H25.1.31	H25.8.29	H26.1.27	H24.8.31	H25.1.31	H25.8.29	H26.1.27
採水年月日										
採水時刻										
天候										
採水位置										
流向										
気温										
水温										
外観										
臭氣										
透視度										
pH										
BOD										
COD										
SS										
DO										
全窒素										
全リン										
ほう素										
塩化物イオン										
備考										
DO以下単位は(mg/l)										

測定項目		4.1 稲荷木落排水路 新新井橋付近		4.2 宝治戸池 栗橋北二丁目885-1地先	
採水地点		採水地点		採水地点	
採水年月日	H24.8.31	H25.1.31	H25.8.29	H26.1.27	H25.8.29
採水時刻	10:15	11:05	10:47	14:24	12:44
天候	晴	晴	晴	晴	晴
採水位置	流心	流心	流心	流心	-
流向	順流	順流	順流	順流	-
気温	32.6	6.9	27.4	6.6	6.2
水温	28.5	7.1	26.3	5.0	5.6
外観	淡白黄色濁	淡褐色濁	淡黃褐色濁	外観	淡黃褐色濁
臭氣	弱下水臭	弱下水臭	弱下水臭	臭氣	弱下水臭
透視度	50.0以上	28.7	50.0以上	22.6	50.0以上
pH	7.2	7.2	7.4	7.5	9.1
BOD	1.3	3.2	1.1	1.9	2.8
COD	3.6	5.8	6.5	5.8	9.3
SS	16	20	18	12	6
DO	6.1	7.7	5.3	10.0	14.4
全窒素	1.74	3.96	2.20	3.70	0.99
全リン	0.087	0.175	0.110	0.200	0.086
ほう素	0.1未満	0.1	0.1以下	0.1	-
塩化物イオン	17.7	46.3	16.0	28.0	-
備考	DO以下単位は(mg/l)		DO以下単位は(mg/l)		

測定項目		4.1 稲荷木落排水路 新新井橋付近		4.2 宝治戸池 栗橋北二丁目885-1地先	
採水地点		採水地点		採水地点	
採水年月日	H24.8.31	H25.1.31	H25.8.29	H26.1.27	H25.8.29
採水時刻	10:15	11:05	10:47	14:24	12:44
天候	晴	晴	晴	晴	晴
採水位置	流心	流心	流心	流心	-
流向	順流	順流	順流	順流	-
気温	32.6	6.9	27.4	6.6	6.2
水温	28.5	7.1	26.3	5.0	5.6
外観	淡白黄色濁	淡褐色濁	淡黃褐色濁	外観	淡黃褐色濁
臭氣	弱下水臭	弱下水臭	弱下水臭	臭氣	弱下水臭
透視度	50.0以上	28.7	50.0以上	22.6	50.0以上
pH	7.2	7.2	7.4	7.5	9.1
BOD	1.3	3.2	1.1	1.9	2.8
COD	3.6	5.8	6.5	5.8	9.3
SS	16	20	18	12	6
DO	6.1	7.7	5.3	10.0	14.4
全窒素	1.74	3.96	2.20	3.70	0.99
全リン	0.087	0.175	0.110	0.200	0.086
ほう素	0.1未満	0.1	0.1以下	0.1	-
塩化物イオン	17.7	46.3	16.0	28.0	-
備考	DO以下単位は(mg/l)		DO以下単位は(mg/l)		

測定項目	採水地点 内野橋付近	4 3 青毛堀川 (上流)	採水地点 堀川下流歩道橋付近	4 4 江川堀 堀川下流歩道橋付近
測定項目	採水年月日	採水年月日	採水年月日	採水年月日
採水年月日	H24. 8. 31	H25. 1. 29	H25. 8. 29	H26. 1. 27
採水時刻	10:25	10:25	11:24	10:42
天候	曇	晴	晴	晴
採水位置	流心	流心	流心	流心
流向	順流	順流	順流	順流
気温	30. 5	8. 7	26. 7	4. 2
水温	27. 4	7. 3	25. 1	6. 5
外観	淡灰黄色濁	淡白色濁	淡黃白色濁	淡灰黃色濁
臭氣	弱下水臭	弱下水臭	弱藻臭	弱氣
透視度	50. 0以上	40. 0	37. 2	29. 7
pH	7. 3	7. 5	7. 3	7. 7
BOD	2. 2	8. 7	2. 3	6. 1
COD	4. 7	10. 7	5. 6	13. 0
SS	18	12	22	9
DO	6. 2	7. 1	5. 4	8. 3
全窒素	2. 34	14. 10	2. 10	15. 00
全リン	0. 133	0. 223	0. 180	0. 840
ほう素	-	-	-	-
塩化物イオン	-	-	-	-
備考				
DO以下単位は(mg/l)				

測定項目	採水地点 内野橋付近	4 3 青毛堀川 (上流)	採水地点 内野橋付近	4 4 江川堀 堀川下流歩道橋付近
測定項目	採水年月日	採水年月日	採水年月日	採水年月日
採水年月日	H24. 8. 31	H25. 1. 29	H25. 8. 29	H26. 1. 27
採水時刻	10:25	10:25	11:24	10:42
天候	曇	晴	晴	晴
採水位置	流心	流心	流心	流心
流向	順流	順流	順流	順流
気温	30. 5	8. 7	26. 7	4. 2
水温	27. 4	7. 3	25. 1	6. 5
外観	淡灰黄色濁	淡白色濁	淡黃白色濁	淡灰黃色濁
臭氣	弱下水臭	弱下水臭	弱藻臭	弱氣
透視度	50. 0以上	40. 0	37. 2	29. 7
pH	7. 3	7. 5	7. 3	7. 7
BOD	2. 2	8. 7	2. 3	6. 1
COD	4. 7	10. 7	5. 6	13. 0
SS	18	12	22	9
DO	6. 2	7. 1	5. 4	8. 3
全窒素	2. 34	14. 10	2. 10	15. 00
全リン	0. 133	0. 223	0. 180	0. 840
ほう素	-	-	-	-
塩化物イオン	-	-	-	-
備考				
DO以下単位は(mg/l)				

測定項目	採水地点	4 5 六郷堀 旭橋付近		4 6 大中落川 二スコート脇付近	
測定項目	採水地点	H24. 8. 31	H25. 1. 29	H25. 8. 29	H26. 1. 27
採水年月日				H24. 8. 31	H25. 1. 29
採水時刻	9:50	10:40	11:11	10:58	10:50
天候	曇	晴	晴	晴	曇
採水位置	流心	流心	流心	流心	流心
流向	順流	順流	順流	順流	順流
気温	31.2	8.7	26.9	4.3	31.8
水温	28.0	5.8	25.9	3.8	27.9
外観	淡白黄色濁	淡白色濁	淡黃灰色濁	淡灰黃色濁	淡白色濁
臭氣	弱下水臭	弱下水臭	弱下水臭	弱下水臭	無臭
透視度	50.0以上	50.0以上	49.3	50.0以上	50.0以上
pH	7.3	7.1	7.4	7.3	7.8
BOD	1.1	3.8	1.0	6.2	BOD
COD	3.1	6.1	4.2	8.8	COD
SS	12	10	9	9	SS
DO	5.5	8.1	5.0	9.7	DO
全窒素	1.72	5.57	1.70	5.80	全窒素
全リン	0.083	0.359	0.100	0.440	全リン
ほう素	-	-	-	-	ほう素
塩化物イオン	-	-	-	-	塩化物イオン
備考					備考
DO以下単位は(mg/l)					DO以下単位は(mg/l)

測定項目	採水地点	4 5 六郷堀 旭橋付近		4 6 大中落川 二スコート脇付近	
測定項目	採水地点	H24. 8. 31	H25. 1. 29	H25. 8. 29	H26. 1. 27
採水年月日				H24. 8. 31	H25. 1. 29
採水時刻	9:50	10:40	11:11	10:58	10:50
天候	曇	晴	晴	晴	曇
採水位置	流心	流心	流心	流心	流心
流向	順流	順流	順流	順流	順流
気温	31.2	8.7	26.9	4.3	31.8
水温	28.0	5.8	25.9	3.8	27.9
外観	淡白黄色濁	淡白色濁	淡黃灰色濁	淡灰黃色濁	淡白色濁
臭氣	弱下水臭	弱下水臭	弱下水臭	弱下水臭	無臭
透視度	50.0以上	50.0以上	49.3	50.0以上	50.0以上
pH	7.3	7.1	7.4	7.3	pH
BOD	1.1	3.8	1.0	6.2	BOD
COD	3.1	6.1	4.2	8.8	COD
SS	12	10	9	9	SS
DO	5.5	8.1	5.0	9.7	DO
全窒素	1.72	5.57	1.70	5.80	全窒素
全リン	0.083	0.359	0.100	0.440	全リン
ほう素	-	-	-	-	ほう素
塩化物イオン	-	-	-	-	塩化物イオン
備考					備考
DO以下単位は(mg/l)					DO以下単位は(mg/l)

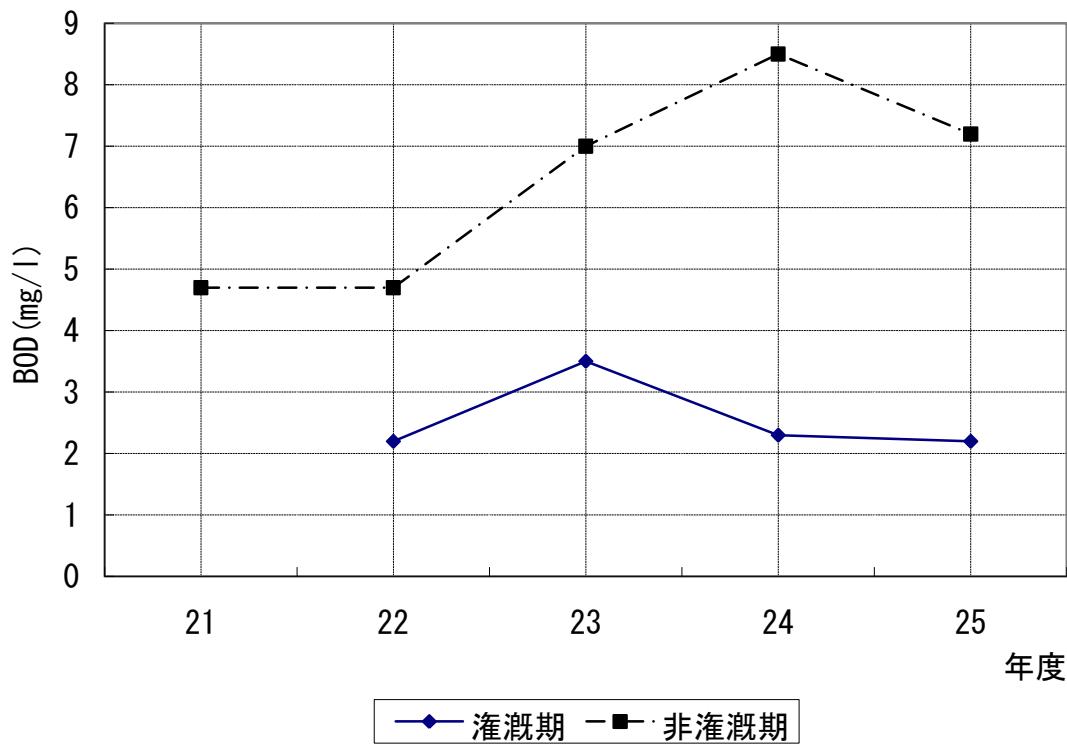
測定項目	採水地点	47 大中落川(下流) 弦代公園脇付近		
採水年月日	H24.8.31	H25.1.29	H25.8.29	H26.1.17
採水時刻	11:05	9:50	13:45	10:02
天候	曇	晴	晴	晴
採水位置	流心	流心	流心	流心
流向	順流	順流	順流	順流
気温	30.9	6.2	30.8	3.7
水温	28.1	11.6	27.3	7.3
外観	淡灰黃色濁	淡白黃色濁	淡灰黃色濁	淡黃灰色濁
臭氣	弱下水臭	弱下水臭	無臭	弱下水臭
透視度	50.0以上	34.5	24.4	39.7
pH	7.3	7.2	7.4	7.4
BOD	3.4	8.0	3.3	11.0
COD	5.1	10.6	6.9	9.8
SS	27	14	24	11
DO	5.4	5.3	4.9	5.1
全窒素	2.78	11.00	2.70	11.00
全リン	0.200	0.769	0.290	1.000
ほう素	-	-	-	-
塩化物イオン	-	-	-	-
備考	DO以下単位は(mg/l)			

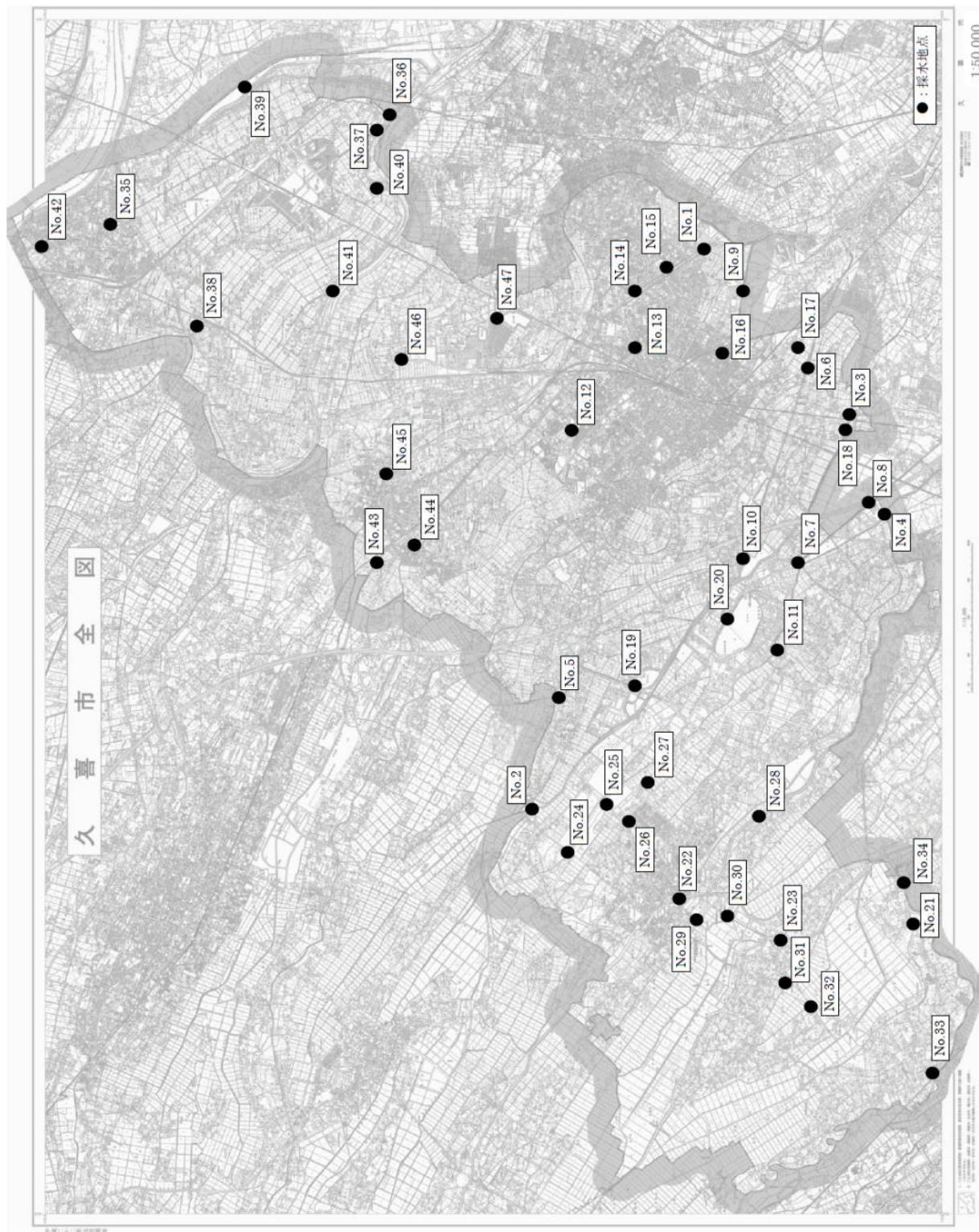
河川等水質測定結果(健常項目)

測定項目	採水地点	青毛堀川 (下流)	備前堀川 (下流)	庄兵衛堀川 (下流)	備前前堀川	姫宮落 (下流)
採水年月日	H24. 8. 31	H25. 8. 28	H24. 8. 30	H25. 8. 28	H24. 8. 30	H25. 8. 28
カドミウム	0. 0005未満	0. 0005未満	0. 0005未満	0. 0005未満	0. 0005未満	0. 0005未満
全シアン	0. 10未満	0. 10未満	0. 10未満	0. 10未満	0. 10未満	0. 10未満
鉛	0. 001未満	0. 001未満	0. 001未満	0. 001未満	0. 001未満	0. 001未満
六価クロム	0. 005未満	0. 005未満	0. 005未満	0. 005未満	0. 005未満	0. 005未満
砒素	0. 002	0. 001	0. 001	0. 001未満	0. 002	0. 001
総水銀	0. 0005未満	0. 0005未満	0. 0005未満	0. 0005未満	0. 0005未満	0. 0005未満
PCB	0. 0005未満	0. 0005未満	0. 0005未満	0. 0005未満	0. 0005未満	0. 0005未満
ジクロロメタン	0. 002未満	0. 002未満	0. 002未満	0. 002未満	0. 002未満	0. 002未満
四塩化炭素	0. 0002未満	0. 0002未満	0. 0002未満	0. 0002未満	0. 0002未満	0. 0002未満
1, 2-ジクロロエタン	0. 0004未満	0. 0004未満	0. 0004未満	0. 0004未満	0. 0004未満	0. 0004未満
1, 1-ジクロロエチレン	0. 002未満	0. 002未満	0. 002未満	0. 002未満	0. 002未満	0. 002未満
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0. 004未満	0. 004未満	0. 004未満	0. 004未満	0. 004未満	0. 004未満
1, 1, 1-トリクロロエタン	0. 10未満	0. 10未満	0. 10未満	0. 10未満	0. 10未満	0. 10未満
1, 1, 2-トリクロロエタン	0. 0006未満	0. 0006未満	0. 0006未満	0. 0006未満	0. 0006未満	0. 0006未満
トリクロロエチレン	0. 003未満	0. 003未満	0. 003未満	0. 003未満	0. 003未満	0. 003未満
テトラクロロエチレン	0. 001未満	0. 001未満	0. 001未満	0. 001未満	0. 001未満	0. 001未満
1, 3-ジクロロプロペン	0. 0002未満	0. 0002未満	0. 0002未満	0. 0002未満	0. 0002未満	0. 0002未満
チカラム	0. 0006未満	0. 0006未満	0. 0006未満	0. 0006未満	0. 0006未満	0. 0006未満
シマジン	0. 0003未満	0. 0003未満	0. 0003未満	0. 0003未満	0. 0003未満	0. 0003未満
チオベンカルブ	0. 002未満	0. 002未満	0. 002未満	0. 002未満	0. 002未満	0. 002未満
ベンゼン	0. 001未満	0. 001未満	0. 001未満	0. 001未満	0. 001未満	0. 001未満
セレン	0. 001未満	0. 001未満	0. 001未満	0. 001未満	0. 001未満	0. 001未満
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1. 4	1. 5	0. 7	0. 8	0. 8	1. 1
ふつ素	0. 20	0. 17	0. 17	0. 18	0. 16	0. 15
ほう素	0. 1未満	0. 1	0. 1未満	0. 1未満	0. 1未満	0. 1未満
1, 4-ジオキサン	0. 005未満	0. 005未満	0. 005未満	0. 005未満	0. 005未満	0. 005未満

測定項目	採水地点	柘間赤堀	星川	野通川	権現堂川	
採水年月日	H24.8.30	H25.8.26	H24.8.30	H25.8.26	H24.8.31	H25.8.29
カドミウム	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
全シアン	0.10未満	0.10未満	0.10未満	0.10未満	0.10未満	0.10未満
鉛	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
六価クロム	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
砒素	0.002	0.001	0.002	0.002	0.001未満	0.003
総水銀	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
PCB	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
ジクロロメタン	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満
四塩化炭素	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
1, 2-ジクロロエタン	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満
1, 1-ジクロロエチレン	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満
シスー1, 2-ジクロロエチレン	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満
1, 1, 1-トリクロロエタン	0.10未満	0.10未満	0.10未満	0.10未満	0.10未満	0.10未満
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満
トリクロロエチレン	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満
テトラクロロエチレン	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
1, 3-ジクロロプロペン	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
チウラム	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満
シマジン	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満
チオベンカルブ	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満
ベンゼン	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
セレン	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.5	0.6	1.4	1.4	0.8	0.1未満
ふつ素	0.21	0.23	0.12	0.11	0.17	0.14
ほう素	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満
1, 4-ジオキサン	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満

BOD経年変化 青毛堀川（下流）





4 工場、事業場の規制関係（水質）

工場・事業場の排水については、水質汚濁防止法及び埼玉県生活環境保全条例により、一定の施設について届出が義務づけられています。

また、排水量によって排水に規制基準が設けられています。

(1) 久喜市の状況について

①特定施設の届出状況

平成26年3月31日現在

特定施設 番号	業種・施設名	届出数
1-2	畜産農業又はサービス業	6
3	水産食料品製造業	1
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業	1
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業（粗製あんの沈でんそう）	1
9	米菓製造業又はこうじ製造業（洗米機）	4
10	飲料製造業	1
16	めん類製造業（湯煮施設）	6
17	豆腐又は煮豆の製造業（湯煮施設）	18
21-3	合板製造業（接着機洗浄施設）	1
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業	3
33	合成樹脂製造業	1
43	写真感光材料製造業	1
46	その他有機化学工業製品製造業	2
47	医薬品製造業	1
53	ガラス又はガラス製品製造業	1
54	セメント製品製造業	3
55	生コンクリート製造業（バッチャープラント）	3
63	金属製品製造業又は機械器具製造業	4
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道施設	2
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	14
66	電気めっき施設	4
66-2	エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設	1
66-3	旅館業	24
66-4	共同調理場	3
66-5	弁当仕出屋又は弁当製造業（ちゅう房施設）	1
67	洗たく業（洗浄施設）	32
68	写真現像業（自動式フィルム現像洗浄施設）	6
71	自動式車両洗浄施設	54
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場	5
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	1
71-4	産業廃棄物処理施設	1
72	し尿処理施設	19
73	下水道終末処理施設	1
指定地域特定施設（201～500人槽のし尿浄化槽）		30
有害物質貯蔵指定施設		3
合 計		259

※特定施設とは、水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げられた施設で、人の健康に係る被害を生ずる恐れがある物質を含む、又は水の汚染状態を示す項目に関して生活環境に係る被害を生ずる恐れがある程度の污水又は廃液を排出する施設をいう。

②指定排水施設の届出状況

平成26年3月31日現在

施設名	届出数
弁当仕出し屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（1日あたりの給食能力が350食以上）	2
共同調理場又は病院に設置されるちゅう房施設（1日350食以上）	3
共同調理場又は病院以外の特定給食施設に設置されるちゅう房施設（1日350食以上）	1
コルゲートマシン	1
飲食店のちゅう房施設（総床面積250m ² 以上）	3
合計	10

※ 指定排水施設とは、埼玉県生活環境保全条例別表第2第4項で掲げる「汚水等に係る指定施設」をいう。

③各種届出（平成25年度）

区分	設置	構造等変更	承継	廃止
水質汚濁防止法	12	3	11	1

※ 県東部環境管理事務所受理

④公害防止統括者・監督者等の届出（平成25年度）

区分		件数
公害防止組織の整備に関する法律	公害防止統括者、公害防止管理者関係	14
埼玉県生活環境保全条例	公害防止監督者、公害防止主任者関係	0

※ 県東部環境管理事務所受理

⑤平成25年度立入調査状況（実施主体：県東部環境管理事務所）

立入検査数	採水検査件数	排水基準超過件数	行政措置
50	44	1	2

事業所（ガソリンスタンド等）排水立入検査結果

立入検査日	平成24年度		平成25年度	
	H25.3.7		H26.1.29	
検査項目	検査件数	排水基準超過件数	検査件数	排水基準超過件数
p H	13	0	14	0
B O D (mg/l)	13	0	14	6
S S (mg/l)	13	0	14	1
ノルマルヘキサン抽出物質（鉱油）(mg/l)	13	0	14	4
不揮発性鉱物油類(mg/l)	13	0	14	0
全窒素(mg/l)	13	0	14	0
全リン(mg/l)	13	0	14	0

※ 事業所排水立入検査では、事業所が排水規制対象外となるため、日平均排水量10m³以上の指定外工場等の排水基準と比較した。

5 生活排水対策

合併処理浄化槽設置費補助事業

本市では、公共下水道事業認可区域及び農業集落排水処理区域を除く地域において、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、平成13年度から合併処理浄化槽を設置する方に対し補助金を交付しています。

平成25年度補助実績

人槽区分	補助限度額 (円)	補助基数 (基)	合計 (円)
5人槽（転換）	332,000	17	5,644,000
うち配管費加算※1	200,000	(17)	3,400,000
うち処分費加算※2	60,000	(16)	960,000
うち市上乗せ分※3	100,000	(17)	1,700,000
7人槽（転換）	414,000	41	16,974,000
うち配管費加算※1	200,000	(41)	8,200,000
うち処分費加算※2	60,000	(37)	2,220,000
うち市上乗せ分※3	100,000	(41)	4,100,000
8～10人槽（転換）	548,000	0	0
うち配管費加算※1	200,000	(0)	0
うち処分費加算※2	60,000	(0)	0
うち市上乗せ分※3	100,000	(0)	0
合計	転換	58	22,618,000
	うち配管費加算※1	(58)	11,600,000
	うち処分費加算※2	(53)	3,180,000
	うち市上乗せ分※3	(58)	5,800,000
	計	58	43,198,000

※1 配管費加算とは転換設置の際に、生活排水を浄化槽に流入させるために配管をした場合等に配管費として20万円の補助額が加算されるもの。括弧内は配管費加算の基数

※2 処分費加算とは転換設置の際に、既存の単独処理浄化槽を撤去して適正に処分した場合に処分費として6万円の補助額が加算されるもの。括弧内は処分費加算の基数

※3 転換設置の際に、市単独費として10万円を上乗せしたもの。括弧はうち数であるため。

III-3. 土壤・地盤の保全

1 監視体制

地盤沈下は、地下水の過剰なくみ揚げが主原因であり、くみ揚げによる地下水位の低下はそのまま地盤沈下の前兆となるものです。そこで、埼玉県では、精密水準測量による調査を県内の平野部57市町に設置してある水準基標603点（国土交通省国土地理院設置の一等水準点を含む）について実施しています。

地盤の変動量は、測量基準日(毎年1月1日)における各地点（水準基標）の標高を測量し、これを前年の1月1日の標高と比較して算出しています。久喜市内における水準基標は29地点あり、その全部が県設置のものです。

また、県内における観測所による観測は、埼玉県が36観測所63井、さいたま市が3観測所3井について実施しています。このうち久喜市内には、埼玉県が設置・管理している観測井が6箇所（久喜地区1箇所、栗橋地区1箇所、鷺宮地区4箇所）あります。

観測井による調査の目的は、主に鉛直方向の地層の収縮量を知ることであり、地下水のくみ揚げ等によって、地下のどの深さの地層がどの程度収縮しているかということを定量的に把握することです。

埼玉県では、埼玉県生活環境保全条例により地下水のくみ揚げ等について許可・届出による規制を行っています。

2 概況

久喜市は、埼玉県東北部に属し、この地域は加須低地及び中川低地と呼ばれている軟弱地盤地帯であるため、多少の水位低下でも地盤沈下の影響が現れやすい地域です。

この地域では、昭和48年度に観測を開始して以来、毎年10cm以上の最大沈下量が記録されていました。長期的には沈静化傾向にありますが、渴水年（平成6、8、16年度）には年間2cm以上の沈下面積が拡大しました。平成25年度の最大沈下量は、平成24年度の2.3cm（幸手市平野）と同じ2.3cm（加須市新川通り）でした。

市内の状況をみると、過去5年間（平成21年1月1日から平成26年1月1日まで）の最大累積沈下地点は、栗橋（八坂神社境内）の9.5cm、次いで小右衛門（香取八幡宮境内）の9.1cmの順になっています。

平成25年最大沈下量上位5地点（平成25年1月1日～平成26年1月1日）

順位	所在地	沈下量(cm)
1	加須市新川通り	2.3
2	幸手市平野	2.0
3	久喜市小右衛門	1.4
4	幸手市平須賀	1.3
5	久喜市栗橋	1.3

※ 上記、各地区の地盤沈下量（数値）については、「平成25年度水準測量成果表（埼玉県）」における報告数値です。

3 精密水準測量成果表（基準日 平成26年1月1日）

所在地	調査開始 年月日 (平成) (昭和)	各年別変動量 (mm)						過去5年間 の変動量 平成21.1.1 平成26.1.1 (mm)	調査開始年 からの変動量 平成21.1.1 平成26.1.1 (mm)	平成26.1.1 の真高 (T.P.) (m)
		平成21.1.1 平成22.1.1	平成22.1.1 平成23.1.1	平成23.1.1 平成24.1.1	平成24.1.1 平成25.1.1	平成25.1.1 平成26.1.1	平成26.1.1 平成26.1.1			
除堀	48.1.1	+ 3	-14	-31	-3	-1	-1	-47	-262	10.036
樋ノ口	48.1.1	0	-13	-32	-3	-3	-51	-237	10.763	
北青柳	48.1.1	+ 4	-17	-33	-6	0	-52	-502	9.115	
久喜中央1	48.1.1	+ 2	-15	-35	-3	-5	-56	-777	8.591	
青毛	48.1.1	0	-15	-39	-4	-8	-65	-1152	8.373	
北中曽根	49.1.1	+ 4	-11	-34	-2	0	-43	-376	11.154	
上清久	49.1.1	+ 1	-13	-34	-3	-2	-50	-323	10.577	
所久喜	57.1.1	+ 3	-14	-32	-2	-2	-47	-158	10.127	
河原井町	58.1.1	+ 3	-14	-31	-2	-1	-46	-148	9.086	
吉羽	59.1.1	+ 2	-16	-	-	-4	-57	-278	8.344	
菖蒲町台	48.1.1	+ 3	-16	-30	-3	-1	-47	-343	10.038	
菖蒲町上柏間	49.1.1	+ 1	-6	-27	-3	+ 2	-33	-227	12.639	
菖蒲町新堀	49.1.1	0	-9	-31	-2	-1	-43	-438	12.457	
菖蒲町菖蒲	49.1.1	+ 1	-10	-32	-3	-3	-47	-487	12.650	
菖蒲町小林	50.1.1	+ 2	-7	-30	-3	0	-38	-167	11.613	
菖蒲町下柏間	55.1.1	0	-6	-27	-3	-1	-37	-124	13.128	
菖蒲町菖蒲	19.1.1	+ 2	-11	-33	-3	-1	-47	-48	10.076	
菖蒲町小林	57.1.1	+ 1	-6	-30	-3	-1	-38	-125	11.526	
小右衛門	49.1.1	0	-16	-50	-8	-8	-81	-1045	11.532	
小右衛門	49.1.1	-1	-18	-53	-6	-14	-91	-1541	14.281	
高柳	17.1.1	-3	-14	-	-	-10	-75	-94	11.153	
栗橋	50.1.1	-3	-18	-54	-8	-13	-95	-1390	12.034	
狐塚	56.1.1	-1	-16	-45	-5	-8	-74	-788	8.647	
河原代	11.1.1	0	-15	-45	-6	-7	-73	-160	8.790	
間鎌	62.1.1	-3	-16	-51	-6	-11	-87	-646	9.316	
高柳	62.1.1	0	-13	-50	-6	-8	-76	-494	10.046	
葛梅	49.1.1	-1	-15	-	-	-6	-62	-1147	8.912	
東大輪	49.1.1	-2	-16	-40	-6	-8	-70	-1476	8.709	
鷺宮5	8.1.1	-3	-15	-39	-7	-6	-70	-177	9.299	
中妻	49.1.1	-1	-14	-	-	-4	-59	-822	10.464	
上川崎	57.1.1	0	-15	-38	-4	-6	-62	-476	9.234	
桜田3	57.1.1	0	-16	-40	-6	-7	-68	-655	8.038	

4 観測井による観測結果

観測井(久喜井)緒元表

設置場所	深度(m)	ストレーナー位置(m~m)	構外管口径 内管口径 (mm)	管頭高		地盤高 T.P. (m)	観測 開始 T.P. (m)
				H24.1.1 T.P. (m)	H25.1.1 T.P. (m)		
久喜市河原井町59 (久喜菖蒲工業団地内)	350	268~279 301~312	二重管 200 100	10.29	10.24	9.38	S 48.4

久喜観測井月平均地下水位表

観測年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均
平成21年	22.44	22.04	21.86	21.58	21.60	21.61	21.91	22.08	22.27	22.32	22.44	22.25	22.03
平成22年	22.18	21.98	21.76	21.46	21.44	21.96	22.33	22.91	23.46	23.26	23.24	22.95	22.41
平成23年	22.89	22.69	22.56	20.47	19.78	19.36	19.67	19.59	19.62	19.54	19.14	19.12	20.37
平成24年	18.97	18.92	18.79	18.52	18.42	18.67	18.76	19.35	20.10	20.05	19.63	19.61	19.15
平成25年	19.23	19.19	18.79	19.10	18.82	19.02	19.30	19.83	20.49	20.54	20.35	20.15	19.57

※1 水位は管頭からの深さを表す。

※2 管頭高は平成25年1月1日における高さ

観測井（栗橋井）緒元表

設置場所	深度(m)	ストレーナー位 置(m~m)	構外管口径 内管口径 (mm)	造		管頭高 T.P. (m)	H25.1.1 T.P. (m)	H25.1.1 T.P. (m)	観測井
				H24.1.1 T.P. (m)	H25.1.1 T.P. (m)				
久喜市小右衛門302-86	270	145~151 189~197 219~227 230~236 246~256	单管 250	14.32	14.32	13.64	13.66	S 57.10	

(単位:m)

栗橋観測井月平均地下水位表

観測月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均
平成21年	28.21	27.93	27.44	27.14	26.97	27.36	28.08	28.70	29.23	29.18	28.87	28.55	28.14
平成22年	28.08	27.83	27.43	27.06	26.71	27.10	27.61	28.33	29.16	29.43	29.25	28.79	28.07
平成23年	28.14	27.78	27.63	26.97	25.92	26.01	26.44	26.75	26.86	26.81	26.47	25.91	26.81
平成24年	欠測	欠測	24.82	25.48	24.35	24.82	25.48	26.31	26.51	26.17	25.69	25.52	
平成25年	24.95	24.62	24.44	24.26	24.23	24.73	25.49	26.26	26.78	26.80	26.42	25.98	25.41

※1 水位は管頭から の深さを表す。

※2 管頭高は平成25年1月1日における高さ

観測井（驚宮1号井）緒元表

設置場所	深度(m)	ストレーナー位置(m~m)	構外管口径 内管口径 (mm)	造		管頭高 T. P. (m)	H25.1.1 T. P. (m)	H25.1.1 T. P. (m)	観測 開始
				H24.1.1 T. P. (m)	H25.1.1 T. P. (m)				
久喜市桜田3丁目11番3	415	326~342	二重管 300 150	9.52	9.24	8.41	7.94	S 57.4	

驚宮1号観測井 月平均地下水位表

観測年	観測月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均
		16.10	15.96	15.84	15.73	15.60	15.58	15.65	15.76	15.92	15.98	16.03	16.08	15.85
平成21年	16.07	16.01	15.91	15.80	15.68	15.66	15.69	15.86	16.08	16.29	16.42	16.45	15.99	
平成22年	16.46	16.40	15.95	15.53	15.07	14.63	14.35	14.22	14.18	14.16	14.08	13.96	14.92	
平成23年	13.84	13.67	13.52	13.40	13.21	13.14	13.11	13.22	13.38	13.56	13.69	13.71	13.45	
平成24年	13.65	13.56	13.47	13.36	13.30	13.30	13.39	13.58	13.84	14.03	14.14	14.20	13.65	
平成25年														

※1 水位は管頭から の深さを表す。

※2 管頭高は平成25年1月1日における高さ

観測井（驚宮2号井）緒元表

設置場所	深度(m)	ストレーナー位置(m~m)	構外管口径 内管口径 (mm)	構造		管頭高 T. P. (m)	H25.1.1 T. P. (m)	H25.1.1 T. P. (m)	地盤高 T. P. (m)	観測開始
				H24.1.1 T. P. (m)	H25.1.1 T. P. (m)					
久喜市桜田3丁目11番3	250	192~215	二重管 300 150	9.63	9.06	8.41	7.94	8.57	4	

驚宮2号観測井 月平均地下水位表

観測月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均
平成21年	26.33	26.48	25.93	25.69	25.57	25.50	25.91	26.16	26.45	26.29	26.21	26.26	26.07
平成22年	26.11	25.71	25.36	25.79	24.91	25.32	25.92	26.69	27.56	27.14	27.00	26.58	26.09
平成23年	26.09	25.65	24.90	22.78	22.06	21.54	21.78	21.58	21.68	21.64	21.41	21.24	22.70
平成24年	21.09	21.18	20.70	20.19	19.93	20.26	20.47	21.31	22.11	21.98	21.49	21.51	21.02
平成25年	21.10	20.99	21.27	20.69	20.84	20.99	21.59	22.32	22.62	22.55	22.52	22.28	21.65

※1 水位は管頭から の深さを表す。
 ※2 管頭高は平成25年1月1日における高さ

観測井（驚宮3号井）緒元表

設置場所	深度(m)	ストレーナー位置(m~m)	構外管口径 内管口径 (mm)	造		管頭高 T. P. (m)	H25.1.1 T. P. (m)	地盤高 T. P. (m)	観測 開始
				H24.1.1 T. P. (m)	H24.1.1 T. P. (m)				
久喜市桜田3丁目11番3	85	52~63	二重管 300 150	9.52	8.97	8.41	7.94	S 57.4	

驚宮3号観測井 月平均地下水位表

(単位:m)

観測年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均
平成21年	5.42	5.29	5.23	5.22	5.65	5.81	5.93	6.17	6.07	5.87	5.59	5.35	5.63
平成22年	5.22	5.23	5.13	5.03	5.32	5.59	5.84	6.40	6.45	6.09	5.71	6.42	5.62
平成23年	5.30	5.28	4.90	4.44	4.74	4.87	5.18	5.41	5.16	4.85	4.66	4.56	4.94
平成24年	4.46	4.44	4.40	4.42	4.61	4.81	5.07	5.67	5.73	5.39	5.09	4.84	4.91
平成25年	4.66	4.59	4.59	4.64	5.11	5.49	5.84	6.16	5.85	5.45	5.05	4.82	5.19

※1 水位は管頭から の深さを表す。

※2 管頭高は平成25年1月1日における高さ

観測井（驚宮4号井）縦元表

設置場所	深度(m)	ストレーナー位置(m~m)	構外管口径 内管口径 (mm)	造		管頭高 T. P. (m)	H25.1.1 T. P. (m)	H25.1.1 T. P. (m)	観測 開始
				H24.1.1 T. P. (m)	H24.1.1 T. P. (m)				
久喜市桜田3丁目11番3	35	20~24	二重管 300 150	9.52	8.97	8.41	9.94	8.57.4	

驚宮4号観測井月平均地下水位表

観測年	観測月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均
平成21年	3.38	3.31	3.27	3.29	3.31	3.35	3.39	3.50	3.57	3.52	3.37	3.32	3.38	
平成22年	3.39	3.42	3.28	3.18	3.15	3.26	3.35	3.58	3.74	3.53	3.41	3.33	3.39	
平成23年	3.36	3.43	3.20	3.11	3.10	3.04	3.13	3.21	3.20	3.15	3.14	3.10	3.18	
平成24年	3.17	3.14	3.03	3.01	2.93	3.00	3.07	3.34	3.53	3.15	3.27	3.27	3.16	
平成25年	3.21	3.17	2.31	3.11	3.18	3.33	3.41	3.56	3.49	3.15	3.22	3.23	3.27	

※1 水位は管頭から の深さを表す。

※2 管頭高は平成25年1月1日における高さ

III-4. 放射性物質による環境汚染への対応

1 監視体制

平成 23 年 3 月の東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故によって放出された放射性物質は、広範囲に環境汚染をもたらしました。

埼玉県による空間放射線量の測定が実施されている他、市においても、参考値として、平成 23 年 3 月 24 日から市役所(本庁舎)で毎日、平成 25 年 1 月から各総合支所で毎日(平日)、平成 23 年 5 月から学校、保育所及び公園等で月 1 回、定期的な空間放射線量の測定を実施しています。

また、局所的に放射線量が高いと思われる箇所(ホットスポット)の測定を、平成 23 年 11 月から、年 2 回実施しています。

さらに、土壤中の放射性物質測定を、平成 23 年 7 月から、年 2 回実施しています。

なお、平成 23 年 11 月 24 日からは、「久喜市放射性物質の除去等の対応方針」に基づいて空間放射線量の測定を実施しています。

この方針では、面的な除染実施を判断する目安を「追加被ばく線量がおおむね年間 1 ミリシーベルト以上(1 時間当たり 0.23 マイクロシーベルト以上)に当たる数値が観測された場合については、除染を実施する。」としています。また、局所的な除染実施を判断する目安を「毎時 1 マイクロシーベルト以上の数値が確認された箇所があった場合については、除染をする。」としています。

2 概況

毎日測定している市役所(本庁舎)の空間放射線量の測定では、安定した数値となっています。

また、市が実施した月 1 回の空間放射線量の調査の結果では、面的な除染を判断する目安の超過は確認されていません。

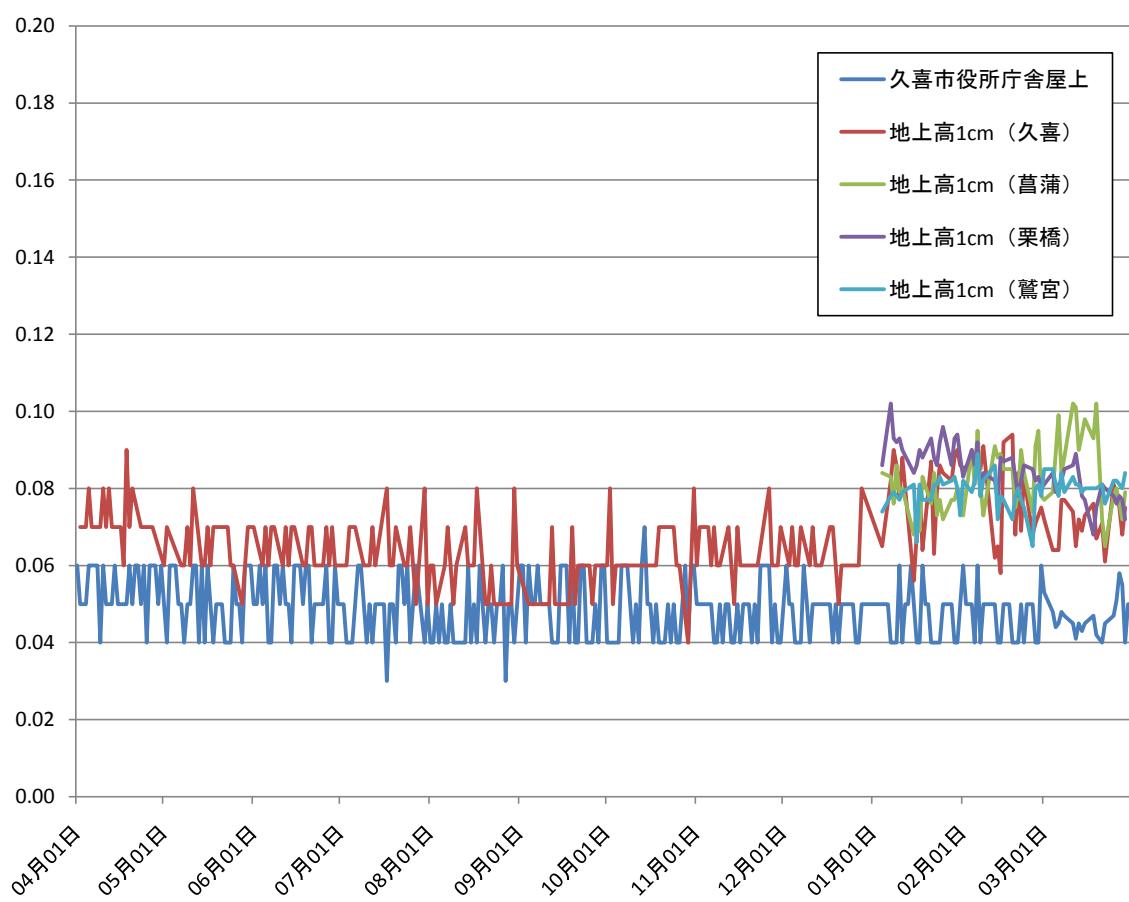
局所的に放射線量が高いと思われる箇所(ホットスポット)の測定では、平成 24 年度以降、除染実施を判断する目安を超過している箇所は確認されていません。

土壤中の放射性物質測定では、比較となる基準はありませんが、平成 24 年度比では、減少傾向を見せており、平成 25 年度に実施した 2 度の調査では、大きな変化は見られませんでした。

空間放射線測定結果

(単位 : マイクロシーベルト/時)

	久喜市役所 庁舎屋上		敷地内地上高1cm							
			久喜市役所		菖蒲総合支所		栗橋総合支所		鷩宮総合支所	
	最小値	最大値	最小値	最大値	最小値	最大値	最小値	最大値	最小値	最大値
平成25年4月	0.03	0.08	0.058	0.090	0.067	0.095	0.068	0.084	0.070	0.084
平成25年5月	0.03	0.06	0.058	0.085	0.065	0.086	0.067	0.088	0.070	0.082
平成25年6月	0.03	0.07	0.054	0.090	0.068	0.082	0.070	0.082	0.069	0.079
平成25年7月	0.04	0.06	0.056	0.077	0.062	0.081	0.064	0.083	0.065	0.074
平成25年8月	0.04	0.08	0.057	0.073	0.060	0.082	0.063	0.085	0.064	0.078
平成25年9月	0.04	0.07	0.058	0.076	0.058	0.079	0.065	0.081	0.064	0.075
平成25年10月	0.04	0.06	0.055	0.074	0.058	0.080	0.062	0.082	0.063	0.076
平成25年11月	0.04	0.06	0.052	0.077	0.058	0.085	0.060	0.078	0.064	0.073
平成25年12月	0.04	0.06	0.053	0.075	0.059	0.082	0.067	0.081	0.064	0.084
平成26年1月	0.04	0.06	0.051	0.074	0.061	0.077	0.069	0.085	0.068	0.076
平成26年2月	0.04	0.05	0.053	0.077	0.053	0.080	0.063	0.079	0.063	0.076
平成26年3月	0.04	0.06	0.054	0.073	0.061	0.079	0.067	0.082	0.067	0.075



※ 除染実施の目安 : 1時間当たり0.23マイクロシーベルト以上

第5回ホットスポット調査

(単位 : マイクロシーベルト/時)

	施設数	箇所数	最小値	最大値	備考
幼稚園、小学校、中学校	36	373	0.044	0.602	
ビオトープ	12	12	0.053	0.140	
保育所	21	86	0.037	0.139	
公園	264	606	0.031	0.293	
庁舎等	5	29	0.054	0.117	
保健・医療施設	4	20	0.055	0.110	
介護・高齢者福祉施設	5	15	0.036	0.110	
社会福祉・障害者福祉施設	7	36	0.039	0.174	
児童福祉施設	3	12	0.055	0.102	
公民館・コミュニティセンター等	24	105	0.040	0.131	
スポーツ・レクリエーション施設	10	43	0.012	0.115	
図書館	2	10	0.059	0.141	
産業施設（農業者や勤労者施設）	9	52	0.041	0.091	
道路側溝	8	8	0.048	0.074	

第6回ホットスポット調査

(単位 : マイクロシーベルト/時)

	施設数	箇所数	最小値	最大値	備考
幼稚園、小学校、中学校	36	373	0.024	0.553	
ビオトープ	12	12	0.046	0.102	
保育所	21	86	0.038	0.164	
公園	264	607	0.027	0.254	
庁舎等	6	33	0.050	0.126	
保健・医療施設	4	16	0.058	0.189	
介護・高齢者福祉施設	5	15	0.042	0.095	
社会福祉・障害者福祉施設	7	34	0.040	0.164	
児童福祉施設	3	12	0.046	0.320	
公民館・コミュニティセンター等	24	103	0.035	0.119	
スポーツ・レクリエーション施設	10	42	0.012	0.109	
図書館	2	10	0.047	0.107	
産業施設（農業者や勤労者施設）	9	52	0.045	0.089	
道路側溝	8	8	0.056	0.083	

※1 除染実施の目安：1時間当たり1マイクロシーベルト以上

※2 要観察の目安：1時間当たり0.8マイクロシーベルト以上1.0マイクロシーベルト未満

第5回土壤中の放射性物質調査

測定場所	試料採取日	試料採取時刻	測定結果		
			空間放射線量 μSV/h (マイクロシーベルト毎時)	放射性セシウムBq/kg (ベクレル每キログラム)	セシウム134
久喜地区	市立ひまわり保育園(園庭)	H25.9.11	11:35	0.053	検出限界未満
	市立ひまわり保育園(砂場)	H25.9.11	11:50	0.068	検出限界未満
	総合運動公園	H25.9.11	9:25	0.075	検出限界未満
	青葉公園	H25.9.11	13:20	0.079	検出限界未満
	市立本町小学校	H25.9.11	10:45	0.061	13
	市立清久小学校	H25.9.11	10:00	0.048	検出限界未満
菖蒲地区	市立菖蒲小学校	H25.9.12	9:05	0.052	検出限界未満
	市立栢間小学校	H25.9.12	10:15	0.04	13
	市立三箇小学校	H25.9.12	11:20	0.046	検出限界未満
	私立おばやし保育園	H25.9.12	9:40	0.07	14
栗橋地区	私立栗橋白百合幼稚園	H25.9.12	13:35	0.087	29
	南栗橋近隣公園	H25.9.12	14:05	0.052	48
	市立栗橋西小学校	H25.9.12	14:35	0.094	11
鷺宮地区	私立鷺宮保育園	H25.9.11	14:10	0.08	検出限界未満
	市立桜田小学校	H25.9.11	15:40	0.093	19
	鷺宮運動広場	H25.9.11	14:45	0.048	検出限界未満
検出限界値				10	10

第6回土壤中の放射性物質調査

測定場所	試料採取日	試料採取時刻	測定結果		
			空間放射線量 μSV/h (マイクロシーベルト毎時)	放射性セシウムBq/kg (ベクレル每キログラム)	セシウム134
久喜地区	市立ひまわり保育園(園庭)	H26.2.24	10:55	0.052	検出限界未満
	市立ひまわり保育園(砂場)	H26.2.24	11:15	0.065	検出限界未満
	総合運動公園	H26.2.24	9:00	0.078	検出限界未満
	青葉公園	H26.2.24	11:40	0.08	23
	市立本町小学校	H26.2.24	10:15	0.058	11
	市立清久小学校	H26.2.24	9:40	0.049	21
菖蒲地区	市立菖蒲小学校	H26.2.25	9:50	0.055	検出限界未満
	市立栢間小学校	H26.2.25	10:30	0.041	検出限界未満
	市立三箇小学校	H26.2.25	11:05	0.045	検出限界未満
	私立おばやし保育園	H26.2.25	13:15	0.064	検出限界未満
栗橋地区	私立栗橋白百合幼稚園	H26.2.25	14:25	0.080	17
	南栗橋近隣公園	H26.2.25	15:05	0.049	27
	市立栗橋西小学校	H26.2.25	15:30	0.087	15
鷺宮地区	私立鷺宮保育園	H26.2.24	13:30	0.080	検出限界未満
	市立桜田小学校	H26.2.24	15:40	0.090	16
	鷺宮運動広場	H26.2.24	14:20	0.049	検出限界未満
検出限界値				10	10

※1 私立栗橋保育園が栗橋地区から南栗橋地区へ移転をしたため、
第5回調査より栗橋地区の私立栗橋白百合幼稚園に採取地点を変更しています。

※2 校庭等の土壤について、国や県の基準は示されていません。

参考として、平成23年4月8日に原子力災害対策本部より示された、玄米中の放射性セシウム濃度が食品衛生法上の暫定規制値（500ベクレル/kg）以下となる土壤中放射性セシウム濃度の上限値は、5,000ベクレル/kgとなってています。

環境目標Ⅳ. みんなで取り組む環境づくりのまち

IV-1. 環境保全活動の普及・啓発

環境保全の大切さを普及・啓発する事業が開催され、多くの市民が参加しています。

1 環境保全活動の推進

(1) ゴミゼロ・クリーン久喜市民運動

日時：平成 25 年 5 月 26 日（日）午前 8 時開始

場所：市内全域

内容：協力団体が市内主要路線等の清掃を実施しました。

各区単位でそれぞれ住宅の周辺の清掃を実施しました。

①参加人数の推移 (単位：人)

	H22	H23	H24	H25
久喜地区	5,900	5,700	5,900	5,930
菖蒲地区	1,800	1,697	1,912	2,090
栗橋地区	6,100	6,100	6,000	6,000
鷺宮地区	7,100	7,100	7,046	7,140
合 計	20,900	20,597	20,858	21,160

②ごみ量の推移 (単位：kg)

	H22	H23	H24	H25
久喜地区	3,690	4,560	4,200	4,350
菖蒲地区	2,650	2,840	3,120	2,650
栗橋地区	11,360	8,670	8,650	7,040
鷺宮地区	24,130	20,850	17,660	16,010
合 計	41,830	36,920	33,630	30,050

(2) アイドリング・ストップ啓発事業

- 駅周辺での協力の呼びかけ

環境課及び各総合支所環境経済課職員により、駅利用者に啓発品を配布し、協力を呼びかけました。（実施日：平成 25 年 8 月 23 日、10 月 6 日、10 月 20 日、12 月 25 日、平成 26 年 2 月 21 日）

- のぼり旗の掲出

市有施設駐車場に掲出しました。

(3) 環境保全巡回パトロール

- ・環境保全巡回パトロール

月 2 回、各地区ごとに職員（環境課及び各総合支所環境経済課）がパトロールを実施しました。

(4) 河川浄化団体の自主事業への協力

- ・稻荷台用水等清掃（実施主体：久喜市青毛堀・稻荷台用水環境保全会）

日時：平成 25 年 11 月 10 日（日）

参加者：地域住民約 600 人

ゴミの量：2,000kg

- ・青毛堀清掃（実施主体：久喜市青毛堀・稻荷台用水環境保全会）

日時：平成 26 年 3 月 9 日（日）

参加者：地域住民約 1,500 人

ゴミの量：930kg

(5) ポイ捨て等及び路上喫煙防止対策事業

- ・駅周辺や久喜市民祭での協力の呼びかけ

駅利用者や市民祭参加者に、啓発物資を配布し協力を呼びかけました。

実施日 8 月 23 日、10 月 6 日、10 月 20 日、12 月 25 日、2 月 21 日

- ・啓発記事掲載（広報くき 10 月 15 日号）

- ・環境保全巡回パトロール

環境課職員により、月 2 回、2 人 1 組 1 班編成で、防止重点区域のパトロールを実施しました。また、環境保全巡回員を委嘱し、週 3 回または週 2 回、2 人 1 組 1 班編成で、防止重点区域のパトロールを実施しました。

- ・ポイ捨て及び犬のふんの放置防止看板の設置

道路等の公共施設にポイ捨て及び犬のふんを放置された際、公衆衛生の管理を行うため、防止看板を設置しました。

- ・ポイ捨て及び犬のふんの放置防止看板の配布

家の周りにポイ捨てや犬のふんをされて困っている方に、環境課及び各総合支所環境経済課窓口で配布しました。

- ・ポイ捨て等防止ボランティア登録制度

市民にボランティアへの登録を呼びかけ、ポイ捨てや犬のふんの放置の防止に努めました。

(6) 環境保全啓発

- ・啓発記事掲載（4 月 15 日号）

2 緑の推進員

市と協力して緑豊かな環境を推進するボランティアとして、久喜市緑の推進員を委嘱しています。

緑の推進員は、市内に在住、在勤、在学している方で、緑の保全及び緑化について意欲があり、公募に応じていただいた方の中から市長が委嘱しています。無報酬で任期は3年、定員は30人以内、活動の際は貸与された被服と腕章を着用します。

(1) 緑の推進員の職務

「久喜市緑の推進員設置要綱」で定められた職務は、次のとおりです。

- ①市の緑に関する計画に掲げる緑づくりの考え方や方針に関する普及啓発を行うこと。
- ②市が行う緑化関係行事に積極的に参加し、又は協力すること。
- ③公園、道路その他の公共用地に、病害虫の発生を認めたとき又はごみの不法投棄を見たときは、速やかに市長に報告すること。
- ④市が行う緑の保全及び緑化の推進に参考となる意見及び情報の提供を行うこと。

この他、各自の創意工夫により、自主的に次のような活動をしていただきました。

- ・町内会や市の緑化事業(講演会、観察会など)への参加
- ・近隣との緑のコミュニケーション
- ・家庭や事業所などにおける身近な緑づくりの呼びかけ
- ・自然保護の呼びかけ
- ・市内の緑などの状況調査

(2) 情報交換会

年に2回、久喜市緑の推進員と環境課、各総合支所環境経済課職員合同で、緑の保全と創造に関する様々な情報を交換しています。

平成25年度は、平成25年8月22日と平成26年3月24日に情報交換会を開催しました。

緑の推進員の活動報告と併せ、イベントでの苗木配布への協力依頼や、市民に配布する苗木の選定についての協議等を行いました。

(3) 市の事業への協力

平成25年10月20日の「第27回久喜市民まつり」で市民への苗木の配布を行いました。

(4) 緑の推進員の主な活動報告（平成25年度）

平成25年度は、久喜市緑の推進員を17人の方に委嘱しており、次に挙げるものを始めとして、様々な活動を行っていただきました。

香取公園の清掃
第27回久喜市民まつりで苗木配布に協力
菖蒲産業祭で苗木配布に協力
イトーピア自治会館脇東武線沿いの草取り・花壇の手入れ、ごみ拾い
小学校の総合学習で、青毛堀川の自然に触れる活動への協力
市民大学公開講座「久喜の自然と風土 巡検」への協力
自宅で「緑のカーテン」を育成

IV-5. 環境マネジメントシステムの運用の促進

市では、「久喜市環境基本計画」をはじめとする、環境の保全と創造のための施策の進捗状況を進行管理するための手段として、環境マネジメントシステムを運用しています。

また、市が行うすべての事務・事業を対象とした、地球温暖化防止及び環境保全のための計画である「久喜市環境保全率先実行計画」についても、平成28年度の目標を達成するための進行管理の手段として、環境マネジメントシステムを運用しています。

1 環境マネジメントシステムの概要（平成25年度）

（1）最高責任者 市長 田中暉二

（2）適用範囲 市が行う事務・事業（小中学校・一部事務組合・職員が常駐していない施設を除く。）

（3）活動の概要及び目的・目標

①環境保全事業

〔概要〕

環境方針で定めた施策の実現に向け、環境の保全と創造を推進する。

〔目的・目標〕

市が実施する事業のうち、環境に関連する事業ごとに環境目標を掲げ、環境の保全と創造の推進を図る。

②一般事務

〔概要〕

事務を行う上で、発生する次の事項について、目標を設定して、環境負荷の低減に努めた。

〔目的・目標〕（対22年度比）

- ・電気の使用量を9.6%増以内にする。
- ・公用車の走行距離を12.7%増以内にする。
- ・都市ガス消費量を17.0%削減する。
- ・LPG消費量を5.9%削減する。
- ・灯油消費量を0.0%以内にする。
- ・公用車のノーカーデー実施率を30.0%以上にする。
- ・通勤車のノーカーデー実施率を25.0%以上にする。
- ・水道の使用量を1.2%削減する。
- ・コピー用紙購入量を4.8%削減する。
- ・ごみの分別を徹底する。
- ・グリーン購入率を95%以上にする。

③公共工事

[概要]

各種公共事業の構想・計画、設計・施工に際し環境へ配慮した。

[目的・目標]

公共事業環境配慮による評価の結果、A評価割合を95%以上にする。

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）を順守する。

④施設管理

[概要]

公共施設を維持管理する上で、冷暖房機器、浄化槽、燃料保管施設等の設備ごとに関係する法規制を順守することや、適正に管理することで環境への影響を最小限にするよう努めた。

2 取組み結果（平成25年度）

平成24年度より、対象サイトが久喜地区から市全体となりましたが、平成25年度環境マネジメントシステムの年間の取組結果及び取組項目別の状況は次のとおりでした。

（1）保全事業 … 別紙（P.118～125）「測定結果集計表（環境保全事業）」

それぞれの担当部署において環境保全事業を実施していますが、ほとんどの部署で部門別目標は達成できています。

なお、未達成となった事業が再掲を含まない55事業のうち4件ありました。

未達成の事業については、P.120の事業番号29の粉石鹼製造事業において、廃油のリサイクルが80.9%で、目標に達しませんでした。理由は、機器の故障により一時的に事業が実施できない状態となつたためです。

同じくP.121の事業番号35と38のしみん農園久喜及びしみん農園鷺宮の管理・運営事業において、貸付面積がそれぞれ98.8%、70.0%で、目標に達しませんでした。理由は、貸付ける区画面積が借りたい人の希望区画面積に沿わなかつた、新規申込みが少なかつたためです。

また、P.122の事業番号45の有害大気汚染物質調査において、累計調査回数が75.0%で、目標に達しませんでした。理由は、契約差金により調査箇所を1地点増やす予定であったのが、契約差金が1地点増やす額に達しなかつたためです。

今後についても、全体目的の達成に向け事業を継続するとともに、市民参加を促すような広報・啓発活動を進めていくことが必要であると考えます。

（2）一般事務 … 別紙（P.126～127）「測定結果集計表（一般事務）」

一般事務については、11の取組項目のうちP.126の1電気使用量、P.126の5灯油消費量、P.126の6公用車ノーカーデー、P.126の8水道使用量以外はすべて目標を達成しています。

なお、一般事務の取組結果を次のとおりまとめました。

一般事務の取組結果まとめ

取組項目	取組結果	
	結果	内容
① 電気使用量	未達成	<p>目標値より、1.3%の増加であり、目標を達成できませんでした。</p> <p>原因としては、本多静六記念館の開館や教育委員会の菖蒲総合支所への移転、シルバー人材センターの旧趣味の家への移転、大雪による気温の低下に伴う空調機器の運転時間の延長などが挙げられます。</p>
② 公用車の距離	達成	目標値より、8.9%削減されており、目標を達成しています。
③ 都市ガス消費量	達成	目標値より、10.6%削減されており、目標を達成しています。
④ LPG消費量	達成	目標値より、5.5%削減されており、目標を達成しています。
⑤ 灯油消費量	未達成	<p>目標値より、15.2%の増加であり、目標を達成できませんでした。</p> <p>原因としては、空調設備の経年劣化等による暖房能力の低下や、施設利用回数の増加に伴う暖房使用回数の増加、大雪による気温の低下に伴う空調機器の運転時間の延長などが挙げられます。</p>
⑥ 公用車のノーカーデー	未達成	<p>全体の実施率は29.9%で、目標値を0.1ポイント下回り、目標を達成できませんでした。</p> <p>原因是、全庁的な意識不足が挙げられます。</p>
⑦ 通勤車のノーカーデー	達成	全体の実施率は27.2%で、全体目標である25%以上を達成しています。
⑧ 水道使用量	未達成	<p>目標値より、1.5%の増加であり、目標を達成できませんでした。</p> <p>原因是、第二庁舎の稼動、施設利用者の増加や施設の拡大に伴うトイレ等での使用量の増加などが挙げられます。</p>
⑨ コピー用紙	達成	目標値より、4.2%削減されており、目標を達成しています。
⑩ - 1 ごみの分別	達成	いずれの部署においても良好な分別状態です。
⑩ - 2 ごみの排出量	達成	本庁舎の取組みです。目標値よりも、51.4%削減されており、目標を達成しています。
⑪ グリーン購入率	達成	全体の購入率は99.7%となっており、全体目標95%以上を達成しています。

燃料使用量・水道使用量については、未達成のものに限らず、今後も施設の冷暖房温度の適正設定や、施設利用者への省エネ・節水への協力などの啓発も、引き続き取り組むことが必要です。

(3) 公共工事 … 別紙（P. 127）「測定結果集計表（公共工事）」

取組項目	取組結果	
	結果	内容
① 公共工事A評価	達成	全体で167件該当があり、すべてA評価で目標を達成しています。

今後についても、市が行なう公共工事において、大規模工事は構想・計画の段階から、それ以外は設計・施工の各段階で自己評価を実施し、各工事の環境への配慮度が向上し、公共工事における環境負荷の低減につなげてまいります。

(4) 施設管理 … 別紙（P. 128～136）「測定結果集計表（施設管理）」

すべての対象施設について、適正に維持管理がされています。

今後につきましても、施設を適正に管理するための「管理手順書」や、法的要件事項の再確認など繰り返し内容の見直しを実施し、より適正な管理を図ることが必要であると考えています。

(5) まとめ

取組み状況を見ると、14の取組み項目のうち、一部を除きほぼ目標を達成しており、全体では、EMSに対する職員の意識の向上が見られました。

今後も、職員へ現状を周知することにより自覚を促し、更なる取組みの浸透を図っていく必要があります。

測定結果集計表（環境保全事業）

主な実施方策 (小項目)	事業名	部門別目標	年間集計		※ 担当課	環境への効果
			測定結果	達成率		
「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」に基づき市民・事業者の取り組みを促進します。	1 1 アイドリング・ストップ運動	年に3回以上の啓発活動を行なう	3回	100.0%	○ 環境課	アイドリング・ストップを推進することにより、環境負荷を低減し、限りある資源を節約することができた
	2 2 ノーカーデーの推進	年に3回以上の啓発活動を行なう	3回	100.0%	○ 環境課	ノーカーデーを推進することにより、環境負荷を低減し、限りある資源を節約することができた
	3 3 環境推進協議会	年1回以上広報紙に掲載し、参加の推進を図る	1回	100.0%	○ 環境課	市民・事業者・市が役割を分担し、また協働することにより、環境問題に対し大きな効果をあげることができた
	4 4 市内循環バス運行事業	利用者を140,000人以上にする	148,758人	100.0%	○ 生活安全課	市内循環バスは、CNG(液化天然ガス)を燃料として運行しており、また、駐車時はアイドリングストップも実施している。利便性を高め、また、市民の日常の足としても考え定着していっている。
	5 5 緑のリサイクル事業	年に2回以上、広報紙に掲載し制度の周知を図る	8回	100.0%	○ 環境課	身近な緑の保全に寄与することができた
	6 6 市民まつり参加事業	苗木を300本配布する	600本	100.0%	○ 環境課	身近な緑の保全に寄与することができた
	7 7 栄橋やさしさときめき祭参加事業	苗木を100本配布する	350本	100.0%	○ (栗橋)環境経済課	市民への苗木配布を通じて緑化推進に貢献できた
	8 8 生垣設置奨励金事業	年に2回以上、広報紙に掲載し制度の周知を図る	2回	100.0%	○ 環境課	身近な緑の保全に寄与することができた
	9 9 樹木樹林の保存並びに要勵金交付事業	年に2回以上、広報紙に掲載し制度の周知を図る	2回	100.0%	○ 環境課	身近な緑の保全に寄与することができた
地球温暖化対策実行計画(事務事業編)、「久喜市環境保全率先美行計画」により行政の取組みを実施します。	10 10 道路新設改良事業	交通の流れを円滑にするため道路改良500mを実施する	1,111m	100.0%	○ 道路河川課	道路改良により、自動車の交通の流れを円滑にし、排ガスの排出抑制を図り、清浄な空気が確保でき、大気環境の保全に効果をもたらした
	11 11 道路新設改良事業	交通の流れを円滑にするため道路改良190mを実施する	196.1m	100.0%	○ 都市整備課 (栗橋駅西)	交通の流れを円滑にすることにより、騒音・振動、悪臭対策として効果をあげることができた
	12 12 道路新設改良事業	交通の流れを円滑にするため道路改良200mを実施する	222.3m	100.0%	○ (菖蒲)建設課	道路改良を進めたことにより、交通の円滑に寄与するものと考える
	13 13 道路新設改良事業	交通の流れを円滑にするため道路改良185mを実施する	207m	100.0%	○ (栗橋)建設課	焼却施設排ガス中ダイオキシン類濃度を大気汚染防止法基準以下(新設: 0.1~5ng-TEQ/m3N,既設0.1~10ng-TEQ/m3N)とするこに貢献できた

測定結果集計表（環境保全事業）

主な実施方策 (小項目)	事業名	部門別目標	年間集計		評価	※ 担当課	環境への効果	
			測定結果	達成率				
地球温暖化対策実業 行動計画（事業市環境 保全率先実行計画）により行政の 「久喜市環境保全率先実行組み」を 実施します。	14 14 道路新設改良事業	交通の流れを円滑にするため道路改良160m を実施する	160m	100.0%	○	(鷺宮) 建設課	道路改良により、自動車の交通の流れを円滑にすることで、排ガスの抑制を図り、清浄な空気の確保と大気環境の保全に効果をもたらしました。	
	15 15 低公害車導入事業	低公害車導入率を65%以上にする		65.0%	100.0%	○	管財課	低燃費、低排出ガスの環境に配慮した低公害車を導入したことにより、環境負荷軽減につながった
	16 16 緑のカーテン事業	緑のカーテンを10施設以上に設置する	12施設	100.0%	○	環境課	事業施設を通じ、緑の広がりと豊かさの創造に貢献できた	
	17 17 緑のカーテン事業	緑のカーテンを5施設以上に設置する	5施設	100.0%	○	(菖蒲) 環境経済課	地球温暖化の防止や緑化の推進を図り、施設内の室温上昇を抑制した	
	18 18 緑のカーテン事業	緑のカーテンを4施設以上に設置する	5施設	100.0%	○	(栗橋) 環境経済課	事業施設を通じ、緑の広がりと豊かさの創造に貢献できた	
	19 19 緑のカーテン事業	緑のカーテンを5施設以上に設置する	5施設	100.0%	○	(鷺宮) 環境経済課	緑のカーテンを設置したことにより室内温度の上昇抑制を図ることができた	
	20 20 会議録の削減	会議録印刷部数を1議会あたり本会議録25部以下、委員会会議録25部以下とする	25部	100.0%	○	議会総務課	環境負荷を低減し、限りある資源の節約に寄与できた	
地球環境問題に関する環境教育・環境学習を推進します。	21 21 チャレンジ25キャンペーングループへの参加の推進	年2回以上広報紙に掲載し、参加の推進を図る	2回	100.0%	○	環境課	広報誌等で市民に啓発することにより、地球温暖化の問題やその防止に向け、市民の意識付けが図られた	
	22 22 エコライフデーへの参加の推進	エコライフデーの参加者を600人以上にする	945人	100.0%	○	環境課	参加者の家庭から、環境に対する意識を高め、地球規模の環境負荷低減につながった	
	23 23 エコライフデーへの参加の推進	エコライフデーの参加者を150人以上にする	340人	100.0%	○	(栗橋) 環境経済課	参加市民の家庭を通して環境に対する意識を高め、地球規模の環境負荷低減につながった	
	24 24 自然観察会	各種観察会等への参加者を合計で50人以上にする	86人	100.0%	○	環境課	次世代を担う子供たちを含め、広く自然との共生と大切さを学習できたまた、市民（自然保護団体）を講師に迎えることにより、市民へ環境に対する意識が高まり、環境保全に対して身近なところから実践しようとする態度を育んできている	
	25 25 環境教育全体計画	学校における環境教育の推進	全校実践	100.0%	○	指導課	講座を実施したことにより、良好な環境保全意識の向上に寄与した	
	26 26 環境講座	高齢者大学で環境講座を年4回実施する	4回	100.0%	○	生涯学習課	市民に広く情報を提供することにより、環境問題に対し普及啓発ができる	
	27 27 広報活動事業	環境情報を毎月提供する	毎月	100.0%	○	環境課	市民に広く情報を提供することにより、環境問題に対し普及啓発ができる	

測定結果集計表（環境保全事業）

※ □・・・評価が×（不適合） → 是正計画は不要
 ■・・・・評価が×（不適合） → 是正計画が必要（結果報告も必要）

主な実施方策 (小項目)	事業名	部門別目標	年間集計		測定結果	達成率	評価	※ 担当課	環境への効果	
			測定結果	達成率					環境への効果	
公共施設で再生エネルギーを率先的に導入します。	28 太陽光発電の運転	太陽光で発電した電力を即時利用する	11,181.3kWh	100.0%	○		管財課	使用電力の一部を太陽光発電で賄うことにより二酸化炭素排出量の削減につながり環境への負荷軽減を図ることができます。	使用電力の一部を太陽光発電で賄うことにより二酸化炭素排出量の削減につながり環境への負荷軽減を図ることができます。	
市民、事業者及び行政によるごみの減量化とリサイクルを推進します。	29 粉石鹼製造事業	廃油を135リットルリサイクルする	109.2リットル	80.9%	×	△	環境課	家庭から排出される使用済の油をリサイクルし、粉石鹼として有効活用するとともに、ゴミの減量などに寄与することができます。	家庭から排出される使用済の油をリサイクルし、粉石鹼として有効活用するとともに、ゴミの減量などに寄与することができます。	
会議録の削減	30 会議録印刷部数を1議会あたり本会議録25部以下とする	会議録印刷部数を1議会あたり本会議録25部以下とする	25部	100.0%	○		議会総務課	環境負荷を低減し、限りある資源の節約に寄与できた	環境負荷を低減し、限りある資源の節約に寄与できた	
水辺の再生維持管理を促進します。	31 環境保全団体への補助	年2回以上の清掃活動を実施する	2回	100.0%	○		環境課	水辺環境の保全に寄与した	水辺環境の保全に寄与した	
環境教育・環境学習を推進します。	32 環境教育全団体計画	学校における環境教育の推進	全校実践	100.0%	○		指導課	環境に対する意識が高まり、環境保全に対して身近なところから実践しようとする態度を育んできている	環境に対する意識が高まり、環境保全に対して身近なところから実践しようとする態度を育んできている	
環境保全団体などを育成・支援します。	33 自然観察会	各種観察会等への参加者を合計で50人以上にする	86人	100.0%	○		環境課	次世代を担う子供たちを含め、広く自然との共生と大切さを学習してきた。市民（自然保護団体）を講師に迎えることにより、市民への普及、啓発も進んだ	次世代を担う子供たちを含め、広く自然との共生と大切さを学習してきた。市民（自然保護団体）を講師に迎えることにより、市民への普及、啓発も進んだ	
自然と親しめる公園や沿道、その他の公共施設の緑化を推進します。	34 環境保全団体への補助	年2回以上の清掃活動を実施する	2回	100.0%	○		環境課	水辺環境の保全に寄与した	水辺環境の保全に寄与した	
緑のカーテンを設置します。	35 緑のカーテン事業	緑のカーテンを10施設以上に設置する	12施設	100.0%	○		環境課	身近な緑の保全に寄与することができた	身近な緑の保全に寄与することができた	
自然と親しめる公園や沿道、その他の公共施設の緑化を推進します。	36 緑のカーテン事業	緑のカーテンを5施設以上に設置する	5施設	100.0%	○		(菖蒲)環境経済課	地球温暖化の防止や緑化の推進を図り、施設内の室温上昇を抑制した	地球温暖化の防止や緑化の推進を図り、施設内の室温上昇を抑制した	
自然と親しめる公園や沿道、その他の公共施設の緑化を推進します。	37 緑のカーテン事業	緑のカーテンを4施設以上に設置する	5施設	100.0%	○		(栗橋)環境経済課	事業施設を通じ、緑の広がりと豊かさの創造に貢献できた	事業施設を通じ、緑の広がりと豊かさの創造に貢献できた	
自然と親しめる公園や沿道、その他の公共施設の緑化を推進します。	38 緑のカーテン事業	緑のカーテンを5施設以上に設置する	5施設	100.0%	○		(鷺宮)環境経済課	緑のカーテンを設置したことにより室内温度の上昇抑制を図ることで、快適な環境を実現することができた	緑のカーテンを設置したことにより室内温度の上昇抑制を図ることで、快適な環境を実現することができた	
市民参加による維持管理体制を推進します。	39 公園緑地管理委託事業	公園等の管理委託について53箇所を実施する	57箇所	100.0%	○		都市整備課	協働による公園の維持管理体制を推進することにより、市民の環境美化に対する意識の高揚に寄与するものと考えます	協働による公園の維持管理体制を推進することにより、市民の環境美化に対する意識の高揚に寄与するものと考えます	
市民参加による維持管理体制を推進します。	40 公園緑地管理委託事業	公園等の管理委託について17箇所を実施する	17箇所	100.0%	○		(菖蒲)建設課	協働による公園の維持管理体制を推進することにより、市民の環境美化に対する意識の高揚に寄与するものと考えます	協働による公園の維持管理体制を推進することにより、市民の環境美化に対する意識の高揚に寄与するものと考えます	
市民参加による維持管理体制を推進します。	41 公園緑地管理委託事業	公園等の管理委託について25箇所を実施する	25箇所	100.0%	○		(栗橋)建設課	みんなが自然に親しめる緑豊かな空間を確保することができた	みんなが自然に親しめる緑豊かな空間を確保することができた	

測定結果集計表（環境保全事業）

※ □・・・評価が×（不適合） → 是正計画は不要
 ■・・・評価が×（不適合） → 是正計画が必要（結果報告も必要）

主な実施方策 (小項目)	事業名	部門別目標	年間集計			担当課	環境への効果
			測定結果	達成率	評価		
市民参加による維持管理体制を推進します。	34 42 公園緑地管理委託事業	公園等の管理委託について15箇所を実施する	29箇所	100.0%	○	(鷺宮)建設課	協働による公園の維持管理を推進することにより、公園に対する意識の高揚に寄与するものと考えます
保存樹木・保存樹林の指定を推進します。	43 樹木樹林の保存並びに奨励金付事業	年に2回以上、広報紙に掲載し制度の周知を図る	2回	100.0%	○	環境課	身近な緑の保全に寄与することができた
一般家庭や工場・事業所などの綠化を推進します。	44 生垣設置奨励金事業	年に2回以上、広報紙に掲載し制度の周知を図る	2回	100.0%	○	環境課	身近な緑の保全に寄与することができた
	45 市民まつり参加事業	苗木を300本配布する	600本	100.0%	○	環境課	身近な緑の保全に寄与することができた
	46 栗橋やさしさときめき祭参加事業	苗木を100本配布する	350本	100.0%	○	(栗橋)環境経済課	市民への苗木配布を通じて緑化推進に貢献できた
	47 緑のリサイクル事業	年に2回以上、広報紙に掲載し制度の周知を図る	8回	100.0%	○	環境課	身近な緑の保全に寄与することができた
	35 48 しみん農園久喜管理・運営事業	しみん農園を6,800m ² 貸し付ける	6,719m ²	98.8%	×	農業振興課	農園が多く市民に利用されることで緑化を推進することができます
	36 49 しみん農園菖蒲管理・運営事業	しみん農園を7,000m ² 貸し付ける	7,330m ²	100.0%	○	(菖蒲)環境経済課	農園という作業に携わることによる自然環境へのふれあいや農業を実践したことから農業をきたすことにより農業の使用などを環境に負荷のかからないことを啓蒙できた
	37 50 しみん農園栗橋管理・運営事業	しみん農園を1,080m ² 貸し付ける	1,080m ²	100.0%	○	(栗橋)環境経済課	全ての区画について、年間を通じて作付けが行なわれ、緑化の推進に貢献した
	38 51 しみん農園鷺宮管理・運営事業	しみん農園を1,200m ² 貸し付ける	840m ²	70.0%	×	(鷺宮)環境経済課	農園を利用する多くの市民が土に親しむことにより、農業栽培を通して、環境保護への認識が深まつた
環境負荷の少ない環境保全型農業を地域の歴史や自然との調和に配慮しして進めます。	39 52 環境保全型農業推進事業	減農薬・減化学肥料等栽培地を1,003ha以上にする	1232.6a	100.0%	○	農業振興課	農業や化学肥料を削減した栽培実施により、環境負荷の少ない環境保全型農業の推進を図ることができた
	40 53 ごみゼロ運動	参加者を20,000人以上とする	21,160人	100.0%	○	環境課	ごみの適正処理の推進や廃棄物を撤去することにより生活環境が改善する
	41 54 ごみゼロ運動	参加者を2,000人以上とする	2,088人	100.0%	○	(菖蒲)環境経済課	空き缶等の散乱防止に努め、また、散乱ごみの清掃を小さな子供から高齢者が行なうことで、環境負荷の少ない環境三世代間の交流を図ることができた
	42 55 ごみゼロ運動	参加者を5,000人以上とする	6,000人	100.0%	○	(栗橋)環境経済課	ごみの適正処理の推進や廃棄物を撤去することにより生活環境が改善する

測定結果集計表（環境保全事業）

※ □・・・評価が×（不適合） → 是正計画は不要
 ■・・・評価が×（不適合） → 是正計画が必要（結果報告も必要）

主な実施方策 (小項目)	事業名	部門別目標	年間集計		担当課	環境への効果
			測定結果	達成率		
地域の歴史や自然との調和に配慮し、またまちなみづくりを促進します。	43 56 ごみゼロ運動	参加者を5,000人以上とする	7,144人	100.0%	○	(鷺宮) 環境経済課
	57 生垣設置奨励金事業	年に2回以上、広報紙に掲載し制度の周知を図る	2回	100.0%	○	環境課
	58 樹木樹林の保存並びに奨励金交付事業	年に2回以上、広報紙に掲載し制度の周知を図る	2回	100.0%	○	環境課
	44 59 放置禁止区域内自転車等誘導事業	放置自転車を1,500台以下にする	543台	100.0%	○	生活安全課
景観保全意識の向上を図ります。	60 市民まつり参加事業	苗木を300本配布する	600本	100.0%	○	環境課
	61 票橋参加事業	苗木を100本配布する	350本	100.0%	○	(栗橋) 環境経済課
大気汚染状況を継続して監視します。	45 62 有害大気汚染物質調査	2地点で年1回アスベスト、2地点で年1回ベンゼン等の有害大気汚染物質を測定する	3回	75.0%	×	環境課
	46 63 ダイオキシン類汚染実態調査	大気中2箇所で年2回ダイオキシン類調査を実施する	2回	100.0%	○	環境課
	47 64 大気汚染実態調査	4地点で年12回二酸化硫黄、二酸化窒素の測定監視をする	12回	100.0%	○	環境課
	48 65 環境パトロール	2週に1回以上環境パトロールを実施する	1回／2週	100.0%	○	環境課
騒音・振動、悪臭対策を充実します。	49 66 自動車・新幹線騒音振動測定業務	道路4路線以上監視し、新幹線沿線年1回以上騒音測定する	1回	100.0%	○	環境課
	67 道路新設改良事業	交通の流れを円滑にするため道路改良500mを実施する	1,111m	100.0%	○	道路河川課
	68 道路新設改良事業	交通の流れを円滑にするため道路改良190mを実施する	196.1m	100.0%	○	(栗橋駅西) 都市整備課

測定結果集計表（環境保全事業）

主な実施方策 (小項目)	事業名	部門別目標	年間集計			※ 担当課	環境への効果
			測定結果	達成率	評価		
騒音・振動、悪臭対策を充実します。	69 道路新設改良事業	交通の流れを円滑にするため道路改良200mを実施する	222.3m	100.0%	○	(菖蒲)建設課	道路改良を進めたことにより、交通の円滑に寄与するものと考える
	70 道路新設改良事業	交通の流れを円滑にするため道路改良185mを実施する	207m	100.0%	○	(栗橋)建設課	焼却施設ガス中ダイオキシン類濃度を大気汚染防止法基準以下(新設: 0.1~5ng-TEQ/m3N, 既設0.1~10ng-TEQ/m3N)としに貢献できた
	71 道路新設改良事業	交通の流れを円滑にするため道路改良160mを実施する	160m	100.0%	○	(鷺宮)建設課	道路改良により、自動車の交通の流れを円滑にすることで、排ガスの抑制を図り、清浄な空気の確保と大気環境の保全に効果をもたらした
有害化学物質など有効化して藍原じます。	72 有害大気汚染物質調査	2地点で年1回アスベスト、2地点で年1回ベンゼン等の有害大気汚染物質を測定する	3回	75.0%	×	口 環境課	調査結果を環境基準と比較することにより、有害大気汚染物質に対する環境基準を確認することができた
公共用水域の水質を保全します。	50 73 河川補修事業	河川を1,500m浚渫する	1,923m	100.0%	○	道路河川課	水路の中に堆積した土砂やヘドロ、ごみなどを取り除き、河川の流れを良くすると共に河川の環境を良好にした
埼玉県生活排水処理施設整備構想を推進します。	51 74 下水道管布設事業	下水道整備面積を10.7ha増やす	47.14ha	100.0%	○	下水道施設課	整備区域の河川等の水質が改善しつつある
河川汚濁の主な原因である生活排水処理対策を推進します。	52 75 農業集落排水整備事業	接続率を76.5%にする	76.6%	100.0%	○	下水道業務課	接続率の向上により、公共用水域の水質浄化を図り、良好な農村環境を保ちます
	53 76 合併処理浄化槽設置補助事業	合併処理浄化槽50基の設置に補助する	58基	100.0%	○	下水道業務課	生活排水の放流を抑制し、公共用水域の水質浄化に寄与した
	77 粉石鹼製造事業	廃油を135リットルリサイクルする	109.2リットル	80.9%	×	△ 環境課	家庭から排出される使用済の油をリサイクルし、粉石鹼として有効活用するとともに、ゴミの減量などに寄与することができた
地盤沈下対策を行います。	54 78 河川、事業所水質調査業務	河川水質検査40検体以上、事業所排水13検体以上を検査する	47検体	100.0%	○	環境課	調査結果を環境基準と比較することにより、河川に対する安全性を確認した。調査結果を事業者に送付することで、水質の安全性に対する意識の高揚が図られた
放射性物質による環境汚染への対応を行います。	55 79 地下水揚水の確保	全配水量のうち、地下水の割合を30%以下にする	10.78%	100.0%	○	水道施設課	地下水の採取量を抑制したことにより、県北東部地域における地下水に広く情報を提供することにより、環境問題に対し普及啓発ができ、また理解も深まった
環境保全活動の普及、促進を図ります。	80 広報活動事業	環境情報を毎月提供する	毎月	100.0%	○	環境課	次世代を担う子供たちを含め、広く自然との共生と大切さを学習できる。また、市民（自然保護団体）を講師に迎えることにより、市民への普及、啓発も進んだ
	81 自然観察会	各種観察会等への参加者を合計で50人以上にする	86人	100.0%	○	環境課	

測定結果集計表（環境保全事業）

※ □・・・評価が×（不適合） → 是正計画は不要
 ■・・・評価が×（不適合） → 是正計画が必要（結果報告も必要）

主な実施方策 (小項目)	事業名	部門別目標	年間集計		担当課	環境への効果
			測定結果	達成率		
環境保全活動の普及、促進を図ります。	82 アイドリング・ストップ運動	年に3回以上の啓発活動を行なう	3回	100.0%	○	環境課 アイドリング・ストップを推進することにより、環境負荷を低減し、限りある資源を節約することができた
	83 ノーカーデーの推進	年に3回以上の啓発活動を行なう	3回	100.0%	○	環境課 ノーカーデーを推進することにより、環境負荷を低減し、限りある資源を節約することができた
	84 環境推進協議会	年1回以上広報紙に掲載し、参加の推進を図る	1回	100.0%	○	環境課 市民・事業者・市が役割を分担し、また協働することにより、環境問題に対し大きな効果をあげることができた
	85 環境保全団体への補助事業	年2回以上の清掃活動を実施する	2回	100.0%	○	環境課 水辺環境の保全に寄与した
	86 チャレンジ25キャンペーンへの参加の推進	年2回以上広報紙に掲載し、参加の推進を図る	2回	100.0%	○	環境課 広報誌等で市民に啓発することにより、地球温暖化の問題やその防止に向け、市民の意識付けが図られた
	87 エコライフデーへの参加の推進	エコライフデーの参加者を600人以上にする	945人	100.0%	○	環境課 参加者の家庭から、環境に対する意識を高め、地球規模の環境負荷低減につながった
	88 エコライフデーへの参加の推進	エコライフデーの参加者を150人以上にする	340人	100.0%	○	(栗橋)環境経済課 参加市民の家庭を通して環境に対する意識を高め、地球規模の環境負荷低減につながった
環境にやさしいまちづくり活動を推進します。	89 ごみゼロ運動	参加者を20,000人以上とする	21,160人	100.0%	○	環境課 ごみの適正処理の推進や廃棄物を撤去することにより生活環境が改善する
	90 ごみゼロ運動	参加者を2,000人以上とする	2,088人	100.0%	○	(菖蒲)環境経済課 空き缶等の散乱防止に努め、また、散乱ごみの清掃を小さな子供から高齢者が行うことにより快適な生活環境を確保することも三世代間での交流を図ることにつながった
	91 ごみゼロ運動	参加者を5,000人以上とする	6,000人	100.0%	○	(栗橋)環境経済課 ごみの適正処理の推進や廃棄物を撤去することにより生活環境が改善する
	92 ごみゼロ運動	参加者を5,000人以上とする	7,144人	100.0%	○	(鷺宮)環境経済課 道路等に放置されたいたごみ(燃やせるごみ14,480kg、燃やせないごみ950kg、粗大ごみ380kg)を回収することができる、地域環境の改善を図ることにつながった
	93 環境推進協議会	年1回以上広報紙に掲載し、参加の推進を図る	1回	100.0%	○	環境課 市民・事業者・市が役割を分担し、また協働することにより、環境問題に対し大きな効果をあげることができた
	94 放置禁止区域内自転車等誘導事業	放置自転車を1,500台以下にする	543台	100.0%	○	生活安全課 駅前の自転車放置禁止区域内の誘導により、放置自転車等の数は減少しており、自然と調和のどれた街並みが維持されている
不法投棄監視体制を充実します。	95 環境バトロール	2週に1回以上環境バトロールを実施する	1回／2週	100.0%	○	環境課 定期的な環境バトロールが実施できたので、環境の変化を的確に把握することができ、円滑な対応ができた

測定結果集計表（環境保全事業）

※ □・・・評価が×（不適合） → 是正計画は不要
 ■・・・評価が×（不適合） → 是正計画が必要（結果報告も必要）

主な実施方策 (小項目)	事業名	部門別目標	測定結果		達成率	評価	担当課	環境への効果	
			年間集計	測定結果				環境への効果	
環境情報の適切な伝達・共有を行います。	96 広報活動事業	環境情報を毎月提供する	毎月	100.0% ○	環境課	市民に広く情報を提供することにより、環境問題に対し普及啓発ができる、また理解も深まつた			
環境への理解を深め、環境保全と協力のための環境教育・環境学習を推進します。	97 環境教育全体計画	学校における環境教育の推進	全校実践	100.0% ○	指導課	環境に対する意識が高まり、環境保全に対して身近なところから実践しようとする態度を育んできている			
	98 環境講座	高齢者大学で環境講座を年4回実施する	4回	100.0% ○	生涯学習課	講座を実施したことにより、良好な環境保全意識の向上に寄与した			
	99 自然観察会	各種観察会等への参加者を合計で50人以上にする	86人	100.0% ○	環境課	次世代を担う子供たちを含め、広く自然との共生と大切さを学習してきた、また、市民（自然保護団体）を講師に迎えることにより、市民への普及、啓発を進めた			
環境に配慮した事業活動の啓発を行います。	100 環境推進協議会	年1回以上広報紙に掲載し、参加の推進を図る	1回	100.0% ○	環境課	市民・事業者・市が役割を分担し、また協働することにより、環境問題に対し大きな効果をあげることができた			

測定結果集計表(一般事務)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	上半期	10月	11月	12月	1月	2月	3月	下半月	年間累計	目標
1 電気使用量(kWh)																
今年使用量	412,326	364,945	449,513	514,116	539,410	457,866	2,738,176	386,082	413,841	503,955	558,577	573,007	500,872	2,936,334	5,674,510	22年度比
目標値	415,265	374,220	387,935	457,135	540,896	532,900	2,708,351	388,156	408,688	505,685	525,376	573,772	489,954	2,891,631	5,599,982	7.6%削減
(増減率)	-0.7%	-2.5%	15.9%	12.5%	-0.3%	-14.1%	1.1%	-0.5%	1.3%	-0.3%	6.3%	-0.1%	2.2%	1.5%	1.3%	
評価	○	○	×	○	○	×	○	○	×	○	○	×	○	×	×	
2 公用車の走行距離(km)																
今年度距離	32,258	88,048	78,519	85,969	78,382	80,573	493,749	91,154	84,103	82,960	77,186	77,501	87,689	500,593	994,342	22年度比
目標値	84,379	90,840	94,145	93,996	87,623	92,568	543,551	92,920	93,350	89,468	87,141	87,799	97,388	548,066	1,091,617	13.4%増以内
(増減率)	-2.5%	-3.1%	-16.6%	-8.5%	-10.5%	-13.0%	-9.2%	-1.9%	-9.2%	-7.3%	-9.9%	-11.4%	-11.7%	-10.0%	-8.7%	-8.9%
評価	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
3 都市ガス消費量(m ³)																
今年度使用量	9,152	7,056	6,613	9,481	12,309	15,170	59,781	8,944	6,944	12,357	17,771	20,801	17,365	84,182	143,963	22年度比
目標値	10,491	6,822	7,761	11,234	14,667	21,575	72,550	9,363	7,137	13,063	16,710	22,586	19,670	88,529	161,079	2.9%増以内
(増減率)	-12.8%	3.4%	-14.8%	-16.1%	-15.6%	-16.1%	-29.7%	-17.6%	-4.5%	-2.7%	-5.4%	6.3%	-7.9%	-11.7%	-4.9%	-10.6%
評価	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
4 LPG消費量(m ³)																
今年度使用量	973.1	1260.5	1242.8	1214.9	342.7	704.9	5738.9	1066.9	1334.8	1508.1	1088.2	1585.8	1516	8109.8	13,848.7	22年度比
目標値	1056.9	842.2	1461.3	1463.4	407.1	739.8	5970.7	1235.1	1443.5	1612.8	1672.7	1697	1634.9	8890.5	14,661.2	0.0%以内
(増減率)	-7.9%	49.7%	-15.0%	-17.0%	-15.8%	-4.7%	-3.9%	-13.6%	-7.5%	-6.5%	2.9%	-6.6%	-7.3%	-6.7%	-6.7%	-5.5%
評価	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
5 灯油消費量(L ²)																
今年度使用量	18,840	13,860	11,870	24,170	17,660	16,070	102,470	13,320	21,320	27,220	35,573	38,139	33,371	168,943	271,413	22年度比
目標値	18,890	13,880	12,500	21,550	14,610	20,450	101,880	9,288	19,448	24,717	28,855	30,067	21,253	133,628	235,508	0.2%増以内
(増減率)	-0.3%	-0.1%	-5.0%	12.2%	20.9%	-21.4%	0.6%	43.4%	9.6%	10.1%	23.3%	26.8%	57.0%	26.4%	15.2%	15.2%
評価	○	○	○	○	×	×	○	○	×	○	○	○	○	○	○	
6 公用車ノルマーティー実施率(%)																
休車台数	208	230	200	248	262	226	1,374	283	245	255	258	264	238	1,543	2,917	実施率
保有台数	764	938	766	955	774	766	4,963	914	779	772	772	776	776	9,748	9,748	30%以上
休車率(%)	27.2%	24.5%	26.1%	26.0%	33.9%	29.5%	27.7%	31.0%	31.5%	33.0%	33.4%	34.2%	30.7%	32.2%	29.9%	29.9%
評価	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
7 通勤車ノルマーティー実施率(%)																
休車台数	659	754	621	798	852	687	4,371	875	721	760	679	734	755	4,524	8,895	22年度比
保有台数	2,550	3,175	2,540	3,156	2,571	2,571	16,563	3,147	2,552	2,623	2,625	2,612	2,616	16,175	32,738	0.3%削減
休車率(%)	25.8%	23.7%	24.4%	25.3%	33.1%	26.7%	26.4%	27.8%	28.3%	29.0%	25.9%	28.1%	28.9%	28.0%	27.2%	27.2%
評価	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
8 水道使用量(m ³)																
今年度使用量	2,071	11,267	2,798	12,745	3,034	14,398	46,313	2,467	12,107	2,650	10,467	2,185	11,462	41,338	87,651	22年度比
目標値	2,073	10,166	2,959	12,615	3,536	13,558	44,907	2,932	11,896	2,582	12,193	2,136	9,752	41,491	86,398	0.3%削減
(増減率)	-0.1%	10.8%	-5.4%	1.0%	-14.2%	6.2%	3.1%	-15.0%	1.8%	2.6%	-14.2%	2.3%	17.5%	-0.4%	1.5%	1.5%
評価	○	×	○	○	×	○	○	×	○	○	×	○	○	○	○	

測定結果集計表(一般事務)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	上半期	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間累計	目標
9	コピー用紙使用量(枚)															
	今年購入枚数	1,129,000	847,500	924,000	1,234,375	1,241,875	973,500	6,350,250	1,591,000	1,287,375	6,222,000	1,278,625	984,250	938,000	6,701,250	13,051,500
	目標値	1,125,000	1,148,500	1,110,300	1,130,300	1,100,300	1,167,800	6,782,200	1,098,300	1,128,300	1,108,300	1,128,300	1,097,800	1,277,300	6,838,300	13,620,500
	(増減率)	0.4%	-26.2%	-16.8%	9.2%	12.9%	-16.6%	-6.4%	44.9%	14.1%	-43.9%	13.3%	-10.3%	-26.6%	-2.0%	4.9%削減
10	評価	X	O	O	X	X	O	O	X	X	O	X	O	O	O	-4.2%
ごみ分別の徹底																
良好の部署数	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	分別の徹底
不良の部署数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ごみの排出量																
今年排出量	909	811	828	831	832	733	4,944	880	712	525	517	399	780	3,813	8,757	排出量
目標値	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	9,000	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	9,000	18,000	18t以内
(増減率)	-39.4%	-45.9%	-44.8%	-44.6%	-44.5%	-51.1%	-45.1%	-41.3%	-52.5%	-65.0%	-65.5%	-73.4%	-48.0%	-57.6%	-51.4%	(本庁舎)
評価	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	
11- 2 グリーン購入率(%)																
購入品目数	42	97	97	55	103	110	504	90	97	94	92	193	197	763	1,267	購入率
グリーン購入品目数	42	97	97	55	103	110	504	90	97	93	92	190	197	759	1,263	95%
購入率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	98.3%	100.0%	98.4%	100.0%	99.5%	99.7%	以上
評価	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	

測定結果集計表(公共工事)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	上半期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	年間累計	全体目標
12	A評価割合(%)															
	評価件数	2	5	7	13	7	9	43	11	8	12	16	69	124	167	A評価
	A評価数	2	5	7	13	7	9	43	11	8	12	16	69	124	167	割合95%
	実施率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	以上
	評価	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	O	

環境方針

1. 基本理念

私たちのまち久喜市は、雄大な利根川に代表される、豊かな自然あふれる田園地帯として栄えるとともに、交通の利便性にも恵まれ、首都近郊という立地条件から産業都市としても発展してきました。

しかしながら、その過程で私たちが享受してきた物質的に豊かで便利な生活は、資源やエネルギーの大量消費を伴い、環境への負荷を増大させ、身近な地域での自然環境や生活環境の変化のみならず、生命の源である地球の環境を脅かすまでに至っています。

また、近年頻発する大規模災害を経験し、自然の脅威とともに、私たちが自然界の一員として地球に存在していることを、あらためて深く認識させられました。

私たちは、かけがえのない地球を守り、「水」と「緑」に包まれた自然と人が共生する良好な環境を保全しながら、将来の世代へ引き継いでいく責務があります。

そのためには、市民、事業者及び市が、それぞれの責務と役割を自覚し、積極的に環境に配慮した取組みを行い、持続的な発展が可能な循環型社会を構築していかなければなりません。

私たちは今、人の心がかよいあう、健全で恵み豊かな環境の保全と創造の実現を目指します。

2. 基本方針

市は、久喜市環境基本計画が目標とする望ましい環境像、「水と緑と街が調和した豊かな環境を守り・育て、未来につなぐまち『久喜』」を実現するため、環境の保全と創造のための施策の推進と、自らの活動による環境への負荷の低減を図り、環境施策や目標等を設定並びに見直しながら、環境マネジメントシステムを実施し、維持し、継続的に改善していきます。

(1) 望ましい環境像の実現

久喜市環境基本計画で示した、望ましい環境像の実現を目指します。

環境目標 1 地球にやさしい循環型のまち

環境目標 2 豊かな自然と人がともに生きるまち

環境目標 3 健康で安全に暮らせるまち

環境目標 4 みんなで取り組む環境づくりのまち

(2) 環境負荷の低減

市が管理する各施設の再生可能エネルギーの導入や、省エネルギー、省資源、リサイクルの推進を図り、さらに各種公共工事の設計・施工においても環境に配慮します。

(3) 法規制等の順守

環境関係法令等を順守し、環境の保全を推進します。

(4) 組織の整備

環境マネジメントのための組織、運営体制を整備するとともに、責任の所在を明確にし、環境の保全及び改善活動に取り組みます。

(5) 職員の教育・実践の徹底

公務員としての役割を認識し、環境の保全及び改善に対する一層の意識向上を図るため、教育・訓練を徹底し、実践をとおして市民、事業者の規範となるよう努めます。

(6) 開かれた市政

- ① 環境方針に限らず、市が保有する情報は、久喜市情報公開条例の趣旨に基づき、広く公表します。
- ② 市民や職員などからの意見、提案を積極的に取り入れて、事務事業に反映します。

平成25年 5月 8日

久喜市長 田中暉二

第3章 環境基本計画の推進

第1節 環境基本計画の推進体制

本計画の進行状況を管理するための組織体制は、以下のとおりです。

(1) 環境推進協議会

本市では、久喜市環境基本条例第26条に基づき、市民、事業者及び市の3者が協働してそれぞれの役割や能力に応じて自主的な取組を行うための組織として、平成24年5月「久喜市環境推進協議会」を設立しました。

この協議会は、環境の保全及び創造に向けて、市民、事業者及び市の各主体が、それぞれの役割や能力に応じて自主的な取組みを行うとともに、相互に緊密な連携を図りながら協働して取り組むことにより、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる循環型社会の構築を目指すものです。

会員は、市民団体、事業者、法人・協会等43団体（平成26年3月31日現在）で組織されております。

(2) 環境監査委員会

久喜市環境基本条例第27条に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の適正な推進を確保するために設置される学識経験者からなる機関です。

環境監査委員会では、以下の事務を行います。

- ①市民の環境の保全及び創造に関する意見、要望などを審議し必要な調査などを行うこと。
- ②市の環境の保全及び創造に関する施策について、環境監査を実施すること。

環境監査の対象は、望ましい環境像及び数値目標の達成状況、環境の保全と創造に関する施策の推進状況、環境基本計画の進行状況などです。具体的には、年次報告書である本書の監査を実施します。

- ③環境監査の調査研究及び普及に関すること。
- ④上記の事務に関し、市長に必要な助言及び提言をすること。

(3) 環境審議会

久喜市環境審議会条例に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進について審議するための諮問機関として、環境審議会を平成22年3月に設置しました。

審議会は、諮問に応じて環境基本計画の策定及び変更に関することのほか、久喜市街路樹等の管理及び選定に関する条例に基づく街路樹の選定に関することや久喜市自然環境の保全に関する条例に基づく自然環境保全地区の指定などについて審議を行います。

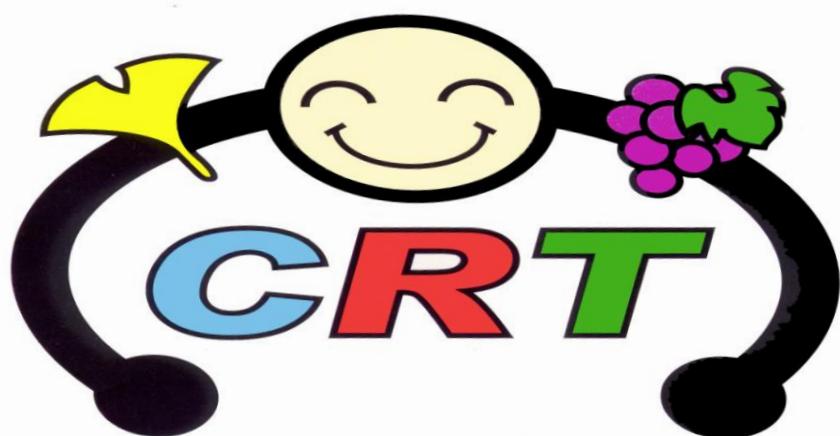
平成25年度は、自然環境保全地区の指定についての審議を行いました。

※ 環境監査委員会、環境審議会の議事録は、久喜市のホームページからご覧になれます。

資料

- 久喜宮代衛生組合概要
- 環境用語の解説

平成26年度 久喜宮代衛生組合概要



【CRTとは Clean Recycle Town (クリーン リサイクル タウン) の略】

久喜宮代衛生組合は、平成9年度に厚生大臣から
「クリーン リサイクル タウン」に選定されました

げんりょう(原料・減量)化大作戦実施中！

久喜宮代衛生組合

目 次

- 1・管内及び衛生組合の概況
- 2・衛生組合の組織図
- 3・衛生組合の財政の概要
- 4・衛生組合の処理施設の概要
- 5・ごみ処理のフロー
- 6・「ごみ・資源の量」「最終処分量」および「リサイクル率」の推移
- 7・堆肥化の取り組み
- 8・堆肥についての肥料取締法に基づく表示等
- 9・生ごみ処理容器等購入補助制度
- 10・各清掃センターの沿革

1・管内及び衛生組合の概況

●管内の概況

○位置

久喜宮代衛生組合を構成する久喜市・宮代町は、埼玉県東北部に位置し、首都圏から40~50km圏内にあります。JR宇都宮線、東武鉄道の5駅を持つ久喜市と、東武鉄道の3駅を持つ宮代町は、ともに都心へのアクセスに恵まれているほか、道路交通においては東北縦貫自動車道の久喜インターチェンジがあり、また平成23年5月29日に、首都圏中央連絡自動車道の白岡菖蒲インターチェンジと久喜白岡ジャンクションの区間が開通されるなど、良好な交通利便性を備える地域として発展を続けています。

○地形的・気候的特性

微高地と低湿地からなる概ね標高10m前後の平坦地であり、久喜市東北部は利根川に接し、宮代町東部には旧流路である吉利根川が流れています。

また、気候は典型的な太平洋気候（夏は高温多湿、冬は低温乾燥）です。

●衛生組合の概況

○設立

久喜宮代衛生組合は、昭和36(1961)年に当時の久喜町(合併前の久喜市)と宮代町の一般廃棄物(ごみ・し尿)を共同処理することを目的として設立された一部事務組合です。

平成22年3月23日に久喜市、菖蒲町、栗橋町、鷺宮町が合併したことに伴い、衛生組合は「久喜宮代清掃センター(旧久喜宮代衛生組合)」、「菖蒲清掃センター(旧菖蒲町清掃センター)」、「八甫清掃センター(旧栗橋・鷺宮衛生組合)」の3つの施設で処理する体制になりました。

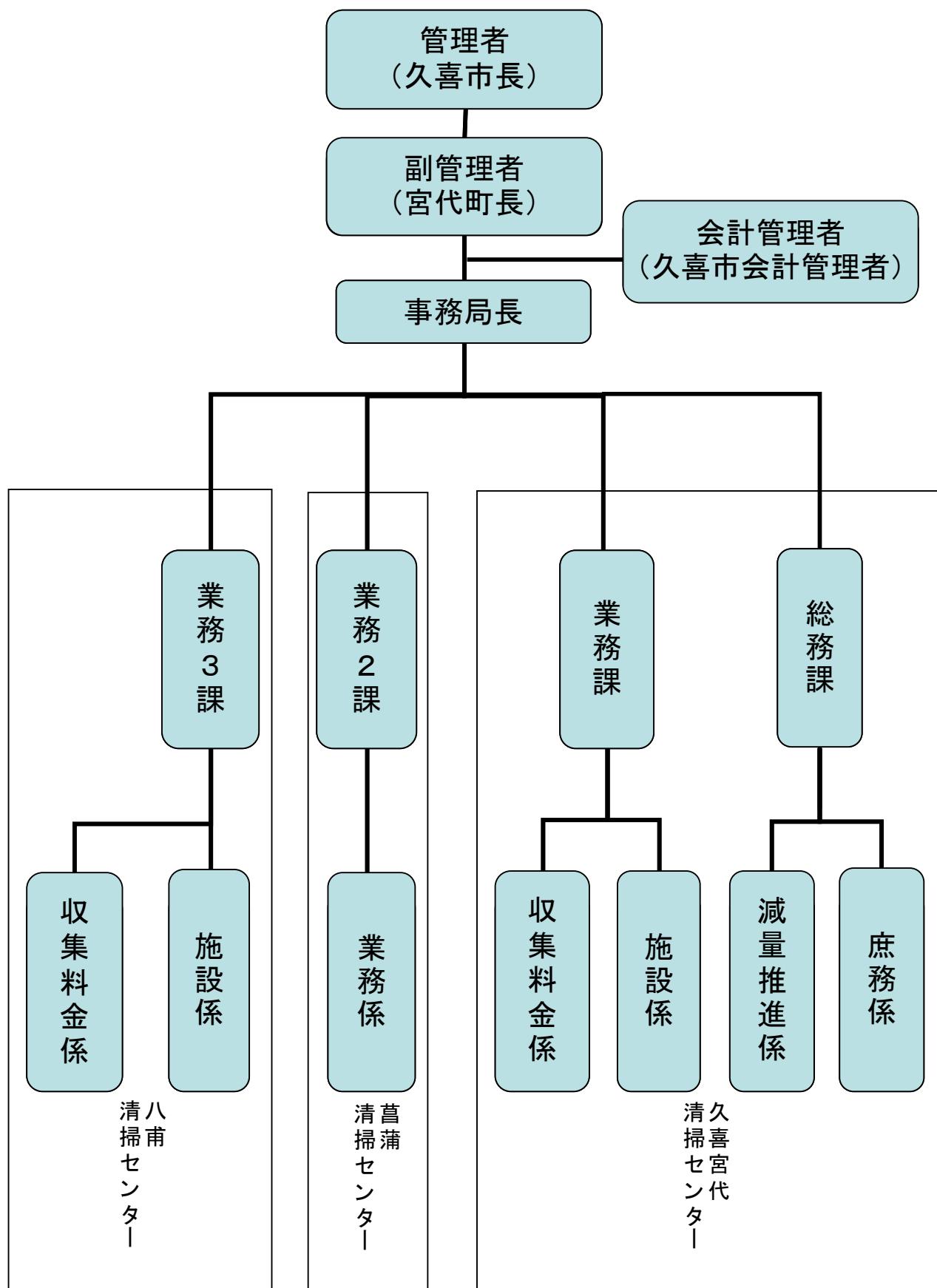
○人口・世帯・面積 (平成26年4月1日現在)

	人口 (人)	世帯数 (戸)	面積 (km ²)
久喜市	154,997	62,251	82.40
宮代町	33,221	13,779	15.95
計	188,218	76,030	98.35

○機構 (平成26年4月1日現在)

議会	14人(久喜市議会選出9人・宮代町議会選出5人)
管理者等	管理者(久喜市長)・副管理者(宮代町長)
職員	事務職員:28名 現業職員:12名 (再任用・臨時職員を含まず)

2・衛生組合の組織図



3・衛生組合の財政の概要

●財政

○平成26年度歳入予算

項目	予算額(千円)	構成比率(%)	説明
市町負担金	2,789,179	70.7	久喜市・宮代町からの負担金です。
(うち、久喜市負担金)	(2,290,277)	(58.1)	
(うち、宮代町負担金)	(498,902)	(12.6)	
使用料・手数料	218,467	5.6	ごみ・し尿の収集処理手数料等です。
国庫支出金	166,486	4.2	八甫清掃センターの施設改修に対する補助金です。
財産収入	106,730	2.7	資源等の売却収入です。
繰越金	50,000	1.3	前年度からの繰越金です。
諸収入	15,738	0.4	資源の売却益等です。
組合債	596,400	15.1	施設整備のための借入です。
合計	3,943,000	100.0	

○平成26年度歳出予算

項目	予算額(千円)	構成比率(%)	説明
議会費	2,496	0.1	久喜宮代衛生組合議会運営費です。
総務費	290,492	7.4	事務費や管理費です。
衛生費	3,298,199	83.6	ごみ・し尿の処理費等です。
公債費	341,813	8.7	借入金の返済金です。
予備費	10,000	0.2	予算外等の突発的な支出の際に充てるための費用です。
合計	3,943,000	100.0	

4・衛生組合の処理施設の概要

●処理施設の概要

○ごみ処理施設

・久喜宮代清掃センター

	竣工年	処理方式	処理能力
焼却施設	1号炉 昭和50(1975)年	ロータリードライヤー式	75t ^ン /24h
	2号炉 昭和55(1980)年	階段ストー方式	75t ^ン /24h
粗大ごみ処理施設	平成2(1990)年	衝撃剪断破碎選別処理	30t ^ン /5h
剪定枝資源化設備	平成12(2000)年	二軸せん断方式	2t ^ン /5h
生ごみ減容化及び 堆肥化処理施設 (HDM堆肥化処理施設)	平成21(2009)年	HDMシステム	4t ^ン /日

・菖蒲清掃センター

	竣工年	処理方式	処理能力
焼却施設	平成元(1989)年	機械化バッチ燃焼式	30t ^ン /8h
粗大ごみ処理施設	平成元(1989)年	回転破碎及び選別	10t ^ン /5h
可燃性粗大ごみ 切断処理施設	平成4(1992)年	油圧駆動式	1.2t ^ン /5h

・八甫清掃センター

	竣工年	処理方式	処理能力
焼却施設	昭和63(1988)年	旋回流型流動床	105t ^ン /24h
粗大ごみ処理施設	平成元年(1989)年	併用施設 (衝撃破碎、手選別)	30t ^ン /5h

○し尿処理施設

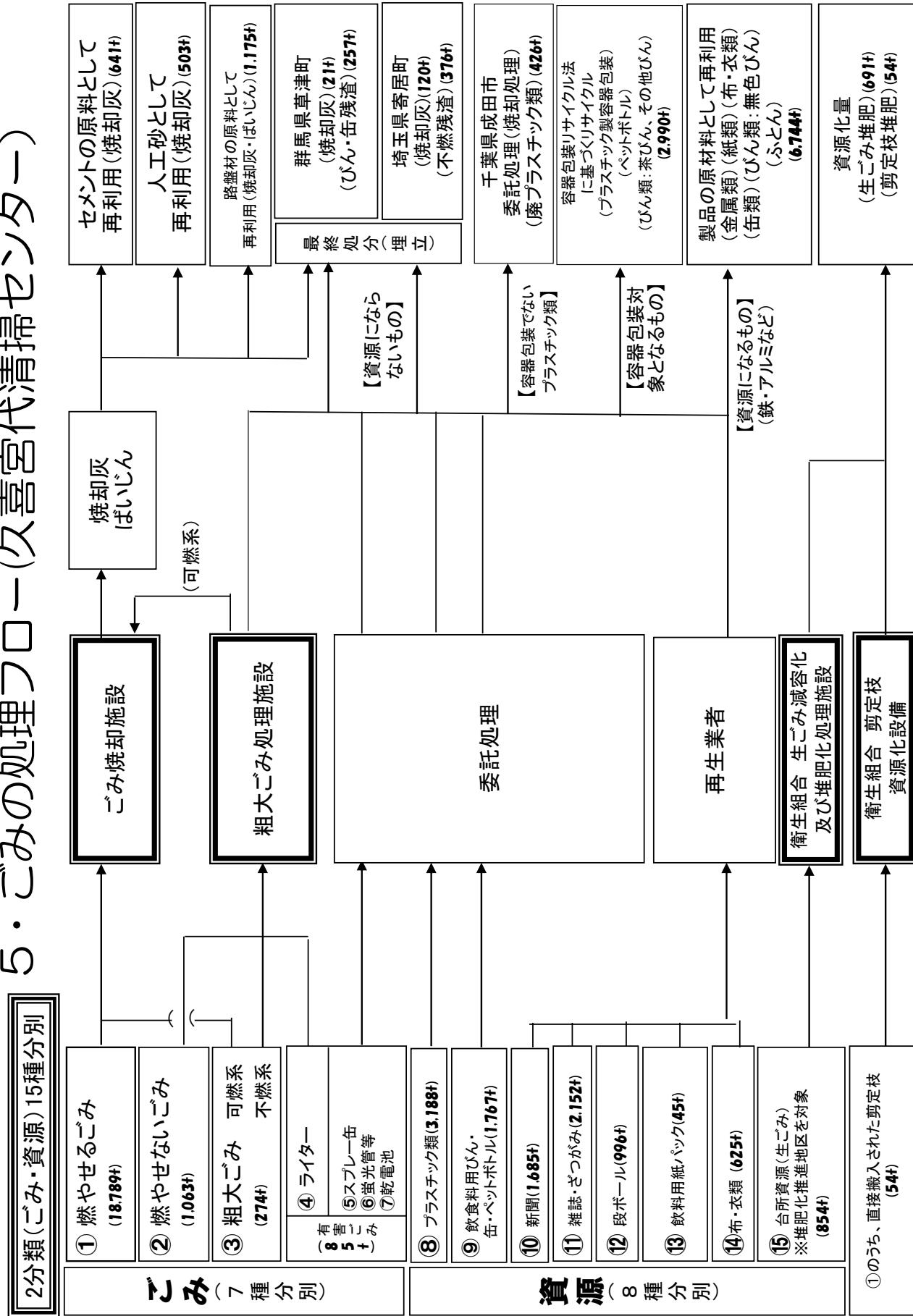
・久喜宮代清掃センター

	竣工年	処理方式	処理能力
し尿処理施設	昭和48(1973)年	高負荷膜分離 脱窒素処理	70kl/日

・八甫清掃センター

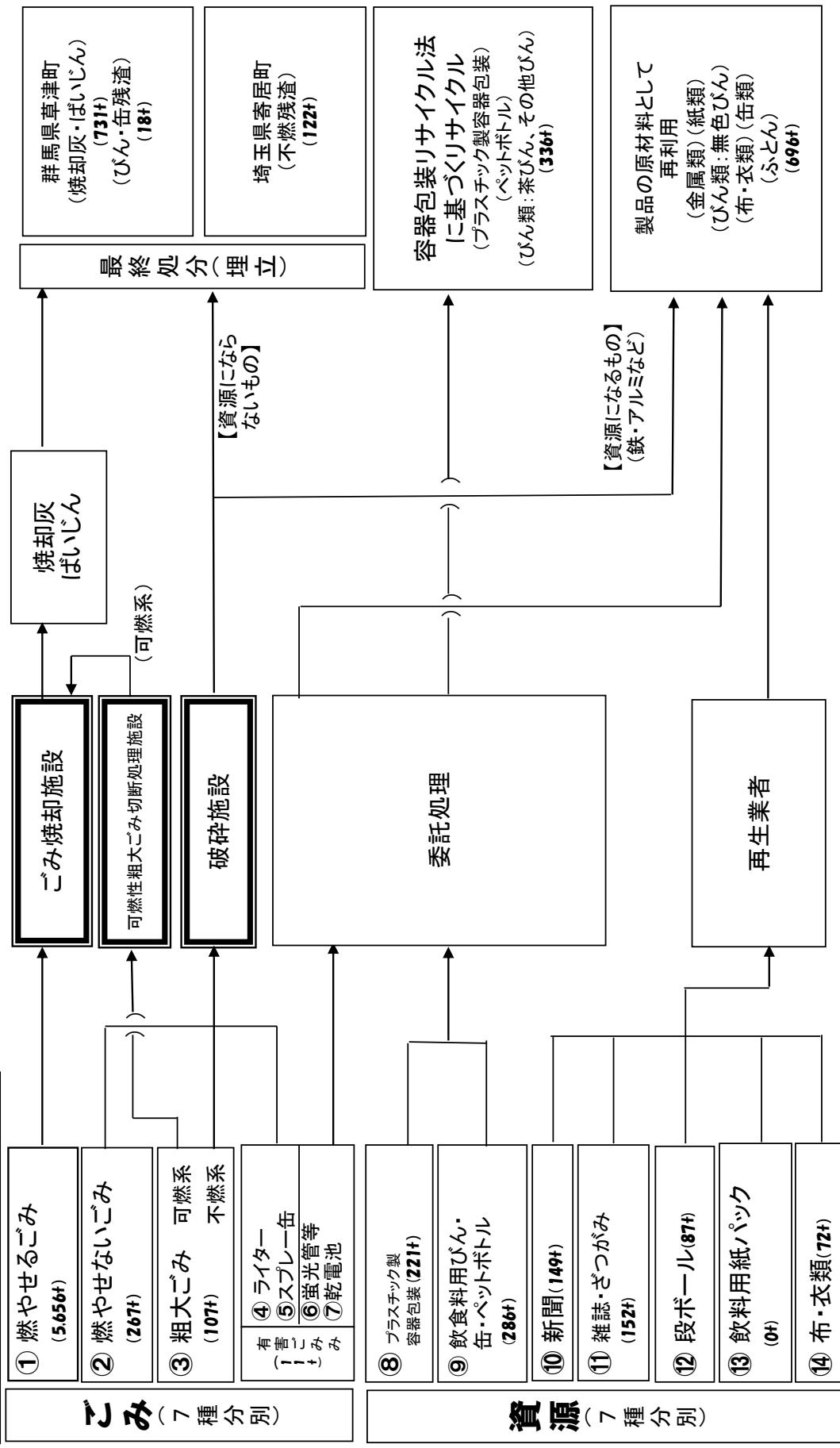
	竣工年	処理方式	処理能力
し尿処理施設	平成7年(1995)年	標準脱窒素処理+高度処理	53kl/日

5・ごみの処理フロー(久喜宮代清掃センター)



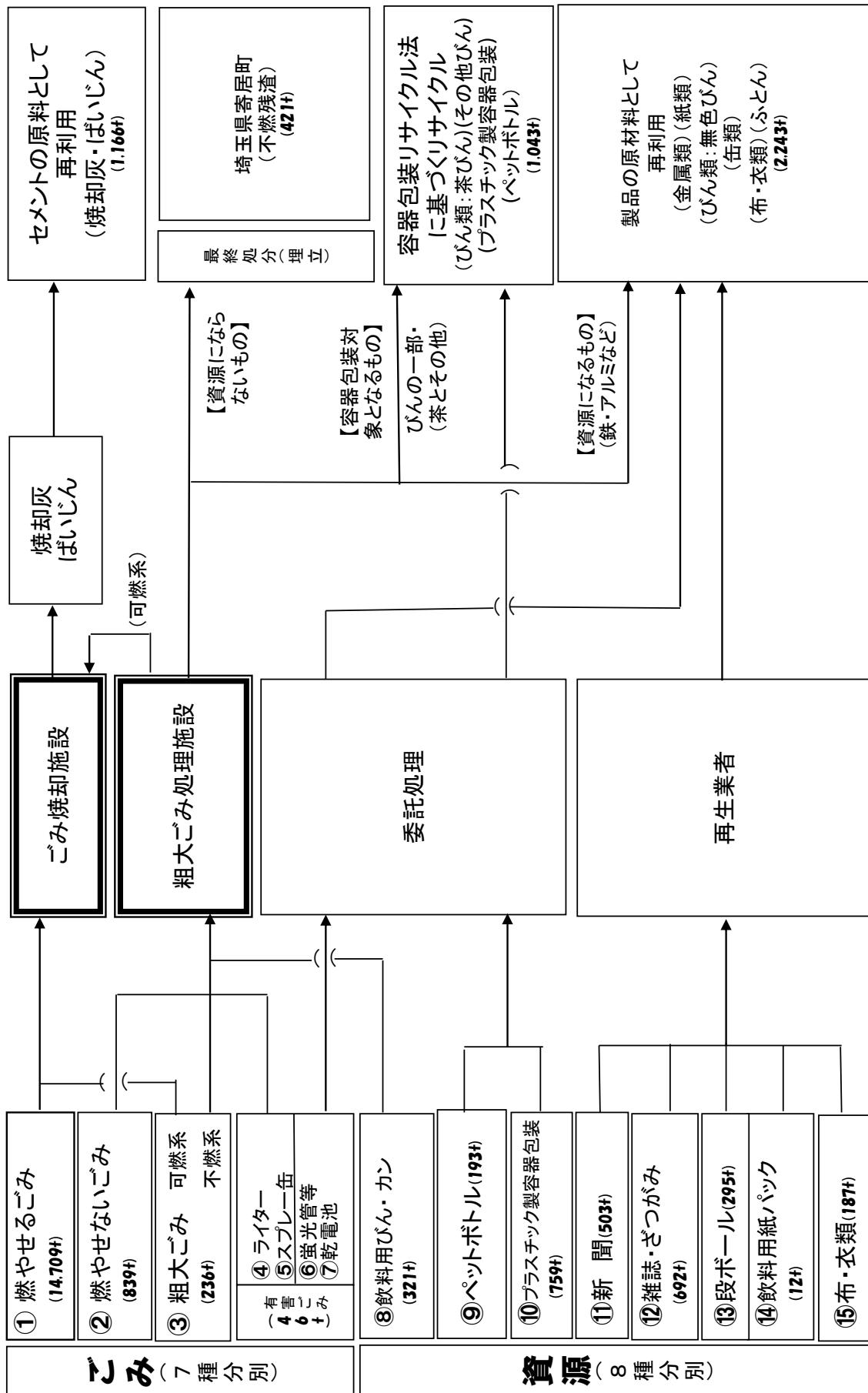
2分類(ごみ・資源)14種分別

5・ごみの処理フロー(菖蒲清掃センター)



2分類(ごみ・資源)15種分別

5・ごみの処理フロー(リサイクルセンター)



6. 「ごみ・資源の量」「最終処分量」「リサイクル率」の推移（久喜宮代清掃センター）

資源回収開始／分別元年 平成7年度：「げんりょう（原料・減量）化大作戦」開始

処理量	資源	平成4年度				7年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度		
		量(t)	増減率(%)	量(t)	増減率(%)	量(t)	増減率(%)	量(t)	増減率(%)	量(t)	増減率(%)	量(t)	増減率(%)	量(t)	増減率(%)	量(t)	増減率(%)
ごみ	燃やせるごみ	25,288	-	23,893	-	20,472	-	20,695	-	20,218	-	20,357	-	20,228	-	19,652	-
	燃やせないごみ	5,755	-	5,755	-	2,90	-	1,09	-	2,30	-	0,69	-	0,63	-	0,68	-
	粗大ごみ	4,260	-	1,958	-	1,381	-	1,437	-	1,392	-	1,325	-	1,318	-	1,350	-
	有害ごみ※	433	-	1675	-	192	-	406	-	313	-	481	-	553	-	1,302	-
	ごみ計	29,994	-	26,421	-	22,239	-	22,544	-	22,009	-	22,043	-	21,846	-	21,137	-
	リサイクル（紙布類、びん・缶・PETボトル）	5,601	-	6,39	-	6,39	-	6,39	-	6,39	-	6,39	-	6,39	-	6,39	-
	プラスチック類	26,32	-	2,10	-	3,04	-	1,295	-	1,295	-	1,295	-	1,295	-	1,295	-
	台所資源	18,942	-	1,45	-	3,280	-	3,280	-	3,268	-	3,186	-	3,156	-	3,156	-
	資源類計	15,534	-	7,352	-	14,106	-	14,227	-	12,854	-	11,386	-	10,830	-	10,761	-
	総処理量	33,773	-	36,345	-	36,771	-	34,863	-	34,863	-	33,429	-	32,676	-	31,898	-
資源化量	リサイクル（紙・布類、びん・缶・PETボトル）	1,540	(10月から)	5,601	-	9,997	-	10,045	-	8,744	-	7,398	-	6,994	-	6,890	-
	プラスチック類	1,751	-	1,894	-	1,894	-	1,894	-	1,894	-	1,894	-	1,894	-	1,894	-
	剪定枝堆肥化	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	台所資源堆肥化	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小型家電	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	場内発生分（各種金属・焼却灰・ばいじん・ふとん等）	1,507	-	283	-	1,688	-	1,978	-	2,133	-	2,172	-	2,183	-	2,183	-
	資源化量計	3,047	-	7,352	-	15,720	-	13,63	-	12,111	-	12,091	-	11,965	-	12,116	-
	焼却灰・ばいじん	3,432	-	3,014	-	2,176	-	1,883	-	1,394	-	928	-	581	-	530	-
	処理残渣各種（不燃性資源等の処理時に発生）	1,808	-	10,93	-	12,61	-	13,47	-	25,97	-	33,43	-	37,39	-	37,78	-
	最終処分量	5,240	-	4,187	-	2,956	-	2,688	-	3,351	-	2,979	-	2,350	-	1,705	-

※「有害ごみ」については、平成9年度までは廃乾電池のみ収集していた（11年度から現行の分別に改定）

最終処分量	資源化量	平成4年度				7年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度		
		量(t)	増減率(%)	量(t)	増減率(%)	量(t)	増減率(%)	量(t)	増減率(%)	量(t)	増減率(%)	量(t)	増減率(%)	量(t)	増減率(%)	量(t)	増減率(%)
埼玉県のリサイクル率(%)	焼却灰・ばいじん	1,540	(10月から)	5,601	-	9,612	-	9,652	-	8,452	-	8,480	-	6,643	-	6,575	-
	プラスチック類	1,751	-	3,120	-	3,095	-	2,207	-	2,049	-	2,1742	-	4,83	-	1,020	-
	剪定枝堆肥化	-	-	1,894	-	1,04	-	1,894	-	1,894	-	1,894	-	1,894	-	1,894	-
	台所資源堆肥化	-	-	-	-	219	-	203	-	159	-	129	-	121	-	1249	-
	小型家電	-	-	-	-	1173	-	731	-	2167	-	1887	-	620	-	1818	-
	場内発生分（各種金属・焼却灰・ばいじん・ふとん等）	1,507	-	6746	-	22,23	-	17,18	-	1,978	-	792	-	633	-	644	-
	資源化量計	3,047	-	7,352	-	15,720	-	13,63	-	12,111	-	12,091	-	11,965	-	12,116	-
	焼却灰・ばいじん	3,432	-	3,014	-	2,176	-	1,883	-	1,394	-	928	-	581	-	530	-
	処理残渣各種(不燃性資源等の処理時に発生)	1,808	-	10,93	-	12,61	-	13,47	-	25,97	-	33,43	-	37,39	-	37,78	-
	最終処分量	5,240	-	4,187	-	2,956	-	2,688	-	3,351	-	2,979	-	2,350	-	1,705	-
資源集団回収量	資源化量	量(t)	増減率(%)	量(t)	増減率(%)	量(t)	増減率(%)	量(t)	増減率(%)	量(t)	増減率(%)	量(t)	増減率(%)	量(t)	増減率(%)	量(t)	増減率(%)
久喜宮代清掃センターのリサイクル率(%)	14.4	26.1	44.5	45.1	42.4	39.5	40.3	40.2	38.4	39.4	39.4	41.9					
埼玉県のリサイクル率(%)	-	15.0	23.8	24.8	25.0	24.2	24.1	24.2	24.8	25.2	25.2	25.2					
全国のリサイクル率(%)	-	9.8	19.0	19.6	20.3	20.5	20.8	20.8	20.8	20.8	20.8	20.8					

注：リサイクル率＝（資源化量+資源集団回収量）/（総処理量+資源集団回収量）

※「増減率」＝前年度を100とした場合の増減率

6. 「ごみ・資源の量」「最終処分量」「リサイクル率」の推移（菖蒲、八甫清掃センター、久喜宮代衛生組合）

平成22年3月23日構成市町の久喜市が合併
久喜宮代衛生組合は3センターによる処理体制へ

		菖蒲清掃センター						八甫清掃センター						久喜宮代衛生組合								
		22年度			23年度			24年度			25年度			22年度			23年度			24年度		
處理量	燃やせるごみ	重量(t)	5,596	5,499	5,638	5,656	5,772	15,068	14,423	14,709	14,219	14,099	14,28	1,98	—	—	38,691	39,154	39,154			
	燃やせないごみ	重量(%)	▲5.75	▲1.73	2.53	0.32	▲1.13	▲4.46	▲4.28	1,98	—	—	▲0.36	▲3.80	▲3.80	—	3,380	3,120	3,120			
	粗大ごみ	重量(t)	239	253	263	267	760	818	842	839	—	—	2.93	▲2.93	▲2.93	—	2,190	2,190	2,190			
	有害ごみ	重量(t)	▲45.21	586	3,95	1,52	▲95.1	763	2,93	▲0.36	—	—	—	—	—	—	13,81	13,81	13,81			
	ごみ計	重量(t)	6,064	6,002	5,962	6,041	16,808	16,157	15,518	15,800	—	—	—	—	—	—	41,546	42,082	42,082			
	リサイクル(紙・布類、びん・缶・PETボトル)	重量(t)	597	734	730	746	1,760	2,067	2,247	2,203	—	—	2.01	—	—	—	▲4.66	1,129	1,129			
	プラスチック類※	重量(%)	15,86	22.95	▲0.54	2.19	16,08	17,44	8,71	▲1.96	—	—	—	—	—	—	10,116	10,219	10,219			
	台所資源	重量(t)	—	193	215	221	—	—	376	768	759	—	—	—	—	—	0.23	1,02	1,02			
	資源類計	重量(t)	—	—	—	—	—	—	—	104.26	▲1.17	—	—	—	—	—	4,168	4,168	4,168			
資源化量	総処理量	重量(t)	6,854	6,903	6,947	7,008	18,568	18,600	18,533	18,792	—	—	—	—	—	—	15,101	15,241	15,241			
	増減率(%)	増減率(%)	▲3.36	0.71	0.64	0.88	0.01	0.17	▲0.36	1.40	—	—	—	—	—	—	3,04	0.93	0.93			
	リサイクル(紙・布類、びん・缶・PETボトル)	重量(t)	597	658	667	684	1,683	1,962	2,129	2,107	—	—	9,598	9,661	9,661	—	9,791	9,791	9,791			
	プラスチック類	重量(t)	15,82	10,22	1,37	2,55	17,98	16,58	8,51	▲1.03	—	—	—	—	—	—	0.66	1,35	1,35			
	剪定枝性肥料	重量(t)	—	193	194	207	210	—	353	735	728	—	—	—	—	—	3,093	3,115	3,115			
	台所資源性肥料	重量(t)	—	—	0.52	6,70	1,45	—	—	108.22	▲0.95	—	—	—	—	—	13,55	13,55	13,55			
	小型家電	重量(t)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	89	89	89			
	場内発生分 各種金属・焼却灰・ばいじん・ふどん等)	重量(t)	120	130	101	(10月から)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12,66	12,66	12,66			
	最終処分量計	重量(t)	910	952	975	1,022	3,361	4,000	4,469	4,452	—	—	—	—	—	—	13,35	13,35	13,35			
最終処分	焼却灰・ばいじん	重量(t)	739	700	724	731	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
	處理残渣各種(不燃性資源等の処理時に発生)	重量(t)	▲2.49	▲528	3,43	0.97	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	▲6,77	▲48,10	▲48,10			
	最終リサイクル率(%)	増減率(%)	14.4	224	179	140	441	426	421	421	—	—	—	—	—	—	1,725	1,620	1,620			
	全国のリサイクル率(%)	増減率(%)	▲44.44	55.56	▲20.09	▲21.79	▲1543	▲3,40	▲1.41	0.24	—	—	—	—	—	—	▲10,39	▲6,09	▲6,09			
	最終リサイクル率(%)	増減率(%)	883	924	903	871	441	426	421	421	—	—	—	—	—	—	3,405	2,492	2,492			
	資源集団回収量	重量(t)	236	216	204	186	1,537	1,514	1,447	1,439	—	—	—	—	—	—	2,408	2,244	2,244			
	各センターのリサイクル率(%)	増減率(%)	▲4.22	▲847	▲556	▲882	▲971	▲150	▲4.43	▲781	—	—	—	—	—	—	▲127	▲681	▲681			
	全日本のリサイクル率(%)	増減率(%)	16.2	16.8	16.9	24.4	27.4	29.6	28.7	32.2	—	—	—	—	—	—	33.3	34.5	34.5			
	注:リサイクル率= (資源化量+資源集団回収量) / (総処理量+資源集団回収量)	増減率(%)	24.2	24.8	25.2	24.2	24.8	25.2	25.2	25.2	—	—	—	—	—	—	25.2	25.2	25.2			

※「増減率」=前年度を100とした場合の増減の率

注:リサイクル率= (資源化量+資源集団回収量) / (総処理量+資源集団回収量)

7・堆肥化の取り組み

		生ごみ堆肥化				その他の堆肥化	
		家庭		事業所		剪定枝資源化設備	
稼動・補助開始年度	設置型生ごみ処理機	生ごみ減容化及び堆肥化処理施設	家庭用処理機器	業務用生ごみ処理機	事業所		
稼動・補助開始年度	平成12(2000)年度	平成20(2008)年度	別紙資料9(生ごみ処理容器等購入補助制度について)を参照	平成14(2002)年度	稼動・補助開始年度	平成12(2000)年度	
対象	処理機が設置されている町会(開始当初約380世帯)	生ごみ堆肥化推進地区世帯(平成22年度未現在約10,000世帯)	設置事業所(=設置事業所数)	対象	設置場所	久喜宮代清掃センター	直接搬入された枝木
設置場所	管内2ヶ所2基設置 久喜市:1ヶ所1基 宮代町:1ヶ所1基	久喜宮代清掃センター	—	—	能力	2t/5h	
能力	40kg/日/基	4t/日	—	—	製造堆肥名 (別紙資料8参照)	久喜宮代有機1号	
製造堆肥名 (別紙資料8参照)	—	エコ葉菜来2	—	—	堆肥製造要日数	同設備にて破碎したものを180日前後発酵・熟成	
堆肥製造要日数	—	施設投後120日前後	—	—	(平成25年度実績)	53.9t (平成25年度実績)	
施設投入重量	およそ10.4t (下記堆肥生産量の約8倍と推定)	853.76t(破袋前) (平成25年度実績)	およそ13.74t (上記投入重量の1/8と推定)	施設投入重量	109.91t (平成25年度実績)	53.9t (平成25年度実績)	
堆肥生産量	1.3t (平成25年度実績)	35.78t (平成25年度実績)	堆肥生産量	堆肥生産量	—	—	
領布・使用方法	処理機から組合が回収し生ごみ減容化及び堆肥化処理施設へ副資材として投入	生ごみみたい肥を熟成し、ふるいにかけて取り出している。	(設置事業所にて利用)	領布・使用方法	希望者に配布。 ※平成25年度搬出実績21.69t		
備考	各世帯に投入口の鍵を配布し、 24時間投入が可能	推進地区全世帯に専用袋 (20L・約3円/枚)を無償配布	補助制度有り (別紙資料9参照)	備考	組合へ直接搬入された枝木 (収集された枝木は対象外)		

(注) 剪定枝資源化設備における堆肥生産量: 处理される前の剪定枝の水分は約40~50%あり、堆肥化される際に発酵するためには加水が必要となり、「堆肥量=堆肥生産量」としていますが、発酵させるためには加水が必要となります。

8・堆肥についての肥料取締法に基づく表示等

(堆肥事業の詳細については、前ページ「7・堆肥化の取り組み」を参照のこと)

		肥料の名称 (肥料の種類:たい肥)	
	久喜宮代有機1号	エコ菜来2	
届出をした都道府県・番号	埼玉県 特肥504号	埼玉県 特肥943号	
原 料	剪定枝	生ごみ	
主要成分の含有量等 (最近に公表したもの)			
窒素全量 (%)	0.76	2.20	
りん酸全量 (%)	0.23	1.90	
カリ全量 (%)	0.85	2.40	
炭素窒素比	25	9	
水分含有率 (%)	60.00	18.00	
公 表	埼玉県報 第1926号 (平成19年11月9日付)	—	
届出受理年月日	平成13年4月25日	平成24年6月25日	
使用施設・設備	剪定枝資源化設備	生ごみ減容化及び 堆肥化処理施設	
備考	希望者に配布。 ※平成25年度搬出実績 21.69 t	生ごみたい肥を熟成し、ふるい にかけて取り出したもの。	

9・生ごみ処理容器等購入補助制度

家庭用				業務用(事業所対象)	
	コンポスト	EM処理容器	電気式 生ごみ処理機	業務用生ごみ処理機	
対象者	下記の要件に該当していること		①久喜市または宮代町の住民基本台帳に登録されていること ②当組合の登録販売店から購入すること		個人 ①管内に事業所があること ②市税・町税に関し滞納がないこと ③久喜市または宮代町の住民基本台帳に登録されていること 法人 ①(左に同じ) ②(左に同じ) ③商業法人登記がなされていること
補助金額	購入費(消費税等込)の半額		本体費用+設置費用の半額		
数量	上限:2,500円	上限:1,500円	上限:30,000円	上限:2,500,000円	
申請手続	①登録販売店にある「補助金交付申請書」に必要事項を記入 ②購入の際に発行された「領収書の原本」(電気式の場合は「保証書のコピー」も要)を申請書に添付して提出 ③申請者が指定する口座に補助金を入金		申請書に必要書類を添付して提出の後、審査のうえ交付決定		
補助実績(基)	H25年度	31	10	31	2
合併後累計	5,097	1,720	1,663		8
備考	登録販売店: 管内21店舗	登録販売店: 管内19店舗	登録販売店: 管内50店舗	補助の決定に際し、条件有り 例:7年間を補助対象期間とし、その間は継続使用する 補助対象期間内は年度ごとに実績報告書を提出する…等	
	(平成25年度末現在)				

10・資源集団回収事業報奨金交付制度

	久喜宮代清掃センター	菖蒲清掃センター	ハ甫清掃センター
対象団体	久喜市及び宮代町の地域住民で組織している自治会、町内会、PTA、婦人会、子供会、老人クラブ等 (營利を目的としない団体)		
登録要件	①資源集団回収を定期的に実施すること ②資源集団回収を主体的に実施すること ③団体を構成する世帯が10世帯以上であること		
登録期間	原則6月1日から翌々年5月31日まで(2年間) ※平成26年度の登録期間は、平成27年5月31日まで		
対象品目	■紙類(新聞紙、雑誌・ざつがみ、段ボール、飲料用紙パック) ■古衣料		
報償金額	1kgあたり7円 報奨金額=回収量(kg)×7円		
各種手続	<団体登録> ①「団体登録申請書」・「実施報告書」・「前年度収支決算報告書又は会計報告書」を提出 ②申請団体に団体登録通知を送付 <報償金交付申請> ①「報償金交付申請書」・「実施明細書」・「回収量が確認できる書類(業者の計量証明等)」を提出 ②申請者が指定する口座に補助金を入金		
H 2 5 年 度 実 績	報償金交付額(円) 5,066,943	1,304,240	9,339,848
回収量(kg)	723,849	186,320	1,334,264
備考	<登録団体数> 久喜地区:16団体 宮代町:15団体	<登録団体数> 菖蒲地区:7団体	<登録団体数> 栗橋地区:19団体 鷺宮地区:23団体 (平成25年度未現在)

11・各清掃センターの沿革

久喜宮代清掃センターの沿革

年		主なできごと
S36	1961	久喜町宮代町衛生組合設立
S37	1962	し尿化学処理施設完成(処理能力:15キロットル/24h)、し尿汲取業務開始
S38	1963	リヤカー5台によるごみ収集業務開始(市街地のみ)
S39	1964	ごみ焼却炉竣工(能力8トン/日)
S46	1971	久喜町の市制施行に伴い「久喜宮代衛生組合」に名称を変更 機械化バッチ式ごみ焼却炉竣工(能力30トン/8h)
S50	1975	ごみ収集区域を管内全域に拡大 ごみ焼却施設(1号炉)が完成・稼動(ロータリードライヤー式、処理能力:75トン/24h)
S55	1980	ごみ焼却施設(2号炉)が完成・稼動(階段ストーカ式、処理能力:75トン/24h)
S60	1985	コンポストの購入費補助制度を開始(補助率1/2)・限度額2,500円、年間2基/世帯)
S63	1988	家庭ごみ処理手数料の無料化を開始
H2	1990	資源集団回収事業報償金制度を開始(5円/kg) ※H7年度に7円/kgに改定 粗大ごみ処理施設が完成・稼動(処理能力:30トン/5h)
H3	1991	ごみ減量・リサイクル推進懇話会の設置(翌年度に提言書を提出、解散)
H4	1992	ごみ収集体系の全面改定(収集区域・ルート・収集回数の見直し等) 資源類の分別回収の開始、粗大ごみの予約収集を開始
H5	1993	ごみ焼却炉から排出されるダイオキシン類の測定を実施(翌年度に測定結果公表)
H6	1994	プラスチック類の分別回収を開始
H7	1995	資源とごみの分別徹底を図るため、「げんりょう化(原料・減量)大作戦」開始 プラスチック固形燃料化施設が完成(H18年度まで稼動)
H8	1996	廃棄物減量等推進審議会を設置(翌年度に最終答申書を提出、解散) 黒い袋による資源・ごみの排出を禁止 EM処理容器の購入費補助制度を開始(補助率1/2)・限度額1,500円、年間2基/世帯) 新設炉建設検討委員会を設置
H9	1997	厚生大臣から「クリーン・リサイクル・タウン」に選定される

H10	1998	新設炉建設検討委員会から最終答申書が提出される（のち解散）【概要：①堆肥化施設の建設による生ごみ全量堆肥化 ②熱分解ガス化 溶融炉（60トン/日×1基）の建設 ③リサイクルプラザの建設】 廃棄物減量等推進員制度を開始
H11	1999	電気式生ごみ処理機購入費補助制度を開始（補助率1/2・限度額30,000円、年間1基/世帯）
H12	2000	粗大ごみの有料化を開始（500円/品） 剪定枝資源化設備を設置・稼動（処理能力：2トン/5h）
H13	2001	管内に設置型生ごみ処理機（処理能力：40kg/日）を設置・稼動 生ごみ堆肥化推進委員会を設置（H15年度に最終報告書を提出、解散）
H14	2002	一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を策定（目標：生ごみ管内全量堆肥化・リサイクル率60%） ふれあい収集制度を開始（申請により高齢者世帯等について戸別収集） 業務用生ごみ処理機の購入費補助金制度を開始（補助率1/2・限度額2,500,000円）
H15	2003	大地のめぐみ循環センター（生ごみ堆肥化処理施設）が完成・稼動（処理能力：4.8トン/日） モデル地区（当初は約8,600世帯が対象）において台所資源（=生ごみ）の分別回収開始 「台所資源（生ごみ）の堆肥化」について、堆肥生産専門委員会、流通・施用専門委員会を設置（翌年度に設置される販売専門委員会を含め、有機資源農業推進協議会を構成）
H17	2005	ノーレジ袋月間を開始
H18	2006	生ごみ堆肥化処理施設で製造された「堆肥」について、肥料取締法に基づき県へ特殊肥料の届出を行った
H19	2007	有機資源農業推進協議会から報告書が提出される
H20	2008	焼却炉排ガス高度処理設備整備・2号炉他大規模改修工事完了（バグフィルター設置等：H18～19年の2カ年度事業） 生ごみ減容化及び堆肥製造（HDMシステム）実験開始 10月から
H21	2009	生ごみ減容化及び堆肥製造（HDMシステム）本稼働（処理能力：4トン/24h） 4月から
H22	2010	市町村合併により、久喜宮代清掃センター、菖蒲清掃センター、八甫清掃センター体制となる
H23	2011	粗大ごみ処理手数料を統一
H24	2012	粗大ごみ申込みを予約センターで受付を開始 管内統一指定ごみ袋（燃やせるごみ指定袋・燃やせないごみ指定袋）の導入
H25	2013	家庭ごみの直接搬入の処理手数料を統一（10月） 事業系廃棄物の直接搬入の処理手数料を統一（10月） 犬猫等動物死体の取扱手数料を統一（10月） 小型家電リサイクル制度による小型家電の回収の実施（10月）

菖蒲清掃センターの沿革

年		主なできごと
S62 ～S63	1987 ～1988	菖蒲町清掃センター建設工事着工 可燃ごみ指定袋の導入(埼玉中部環境保全組合へ処理を委託)
H1	1989	菖蒲町清掃センター完成 ごみ焼却処理施設[機械化バッチ式、処理能力:15トン/8h × 2炉] 粗大ごみ処理施設[処理能力:10トン/5h × 1基]
H4	1992	生ごみ処理機購入費補助制度を開始 可燃性粗大ごみ切断処理施設完成(能力1. 2t/時以上)
H9	1997	資源ごみの分別収集開始(びん・缶・ペットボトル・紙・布)
H12 ～H13	2000 ～2001	粗大ごみの清掃センターへの直接搬入開始 ダイオキシン対策による基幹改修工事を実施 (排ガス高度処理施設整備工事、灰固化施設整備工事)
H19	2007	ごみ処理手数料の改正(事業系20円/kg)
H21	2009	プラスチック製容器包装の分別回収を開始 不燃ごみ、プラスチック製容器包装指定袋の導入
H22	2010	市町合併により、菖蒲町清掃センターから久喜宮代衛生組合菖蒲清掃センターとなる
H23	2011	粗大ごみ処理手数料を統一
H24	2012	粗大ごみ申込みを予約センターで受付を開始 管内統一指定ごみ袋(燃やせるごみ指定袋・燃やせないごみ指定袋)の導入
H25	2013	家庭ごみの直接搬入の処理手数料を統一(10月) 事業系廃棄物の直接搬入の処理手数料を統一(10月) 犬猫等動物死体の取扱手数料を統一(10月) 小型家電リサイクル制度による小型家電の回収の実施(10月)

八甫清掃センターの沿革

年		主なできごと
S37	1962	幸手町外三ヶ町衛生組合設立(構成町:幸手町、杉戸町、栗橋町、鷺宮町)
S41	1966	し尿処理施設完成[嫌気性消化処理方式、処理能力:36 t/24h]
S43	1968	ごみ焼却施設完成[機械化バッチ式、処理能力:30 t/8h]
S52	1977	構成町の変更により「幸手町外2町衛生組合」に名称変更(構成町:幸手町、栗橋町、鷺宮町)
S53	1978	第2し尿処理施設完成[好気性消化処理方式、処理能力:60 t/24h]
S54	1979	組合の名称を「栗橋・鷺宮・幸手衛生組合」に変更
S58	1983	構成町の変更により「栗橋・鷺宮衛生組合」に名称変更(構成町:栗橋町、鷺宮町)
S61	1986	有害ごみ(乾電池)の分別収集[拠点回収]を開始(栗橋町、鷺宮町)
S63	1988	ごみ焼却施設完成[流動床式、処理能力:70 t/16h]、「八甫クリーンセンター」に名称変更
H1	1989	家庭ごみ処理手数料の無料化を開始(鷺宮町)
		粗大ごみ処理施設完成[処理能力:30 t/5h]
		不燃ごみ、資源ごみ(ビン・カン)、粗大ごみの分別収集を開始
		資源集団回収事業報償金制度を開始(鷺宮町)
		収集運搬業務の部分委託(燃やせるごみ)を開始(鷺宮町)
H2	1990	収集運搬業務の部分委託(粗大ごみ)を開始(栗橋町)
H3	1991	資源集団回収事業報償金制度を開始(栗橋町)
H4	1992	コンポストの購入費補助制度の開始(栗橋町、鷺宮町)
H5	1993	資源ごみ(飲料用紙パック)の分別収集[拠点回収]を開始(鷺宮町)
H6	1994	有害ごみ(蛍光管等)の分別収集[拠点回収]を開始(栗橋町、鷺宮町)
		資源ごみ(飲料用紙パック)の分別収集[拠点回収]を開始(栗橋町)
H7	1995	し尿処理施設の建替え完成[標準脱窒素処理方式+高度処理、処理能力:53 t/24h]
H8	1996	もえるごみ指定袋、もえないごみ指定袋の導入(栗橋町)
		EM処理容器の購入費補助制度の開始(栗橋町)
H9	1997	資源ごみ(ペットボトル)の分別収集を開始(栗橋町、鷺宮町)
H10	1998	EM処理容器の購入費補助制度の開始(鷺宮町)
H11	1999	資源ごみ(新聞、雑誌)の分別収集を開始(栗橋町、鷺宮町)
H11	1999	排ガス高度処理施設改造工事を実施(ろ過式集塵器、触媒脱硝塔の設置等)
~H12	~2000	[処理能力:105 t/24h]
H12	2000	もえるごみ指定袋の導入(鷺宮町)

H12	2000	資源ごみ(段ボール)の分別収集を開始(栗橋町、鷺宮町) 電気式生ごみ処理機購入費補助制度を開始(栗橋町、鷺宮町)
H14	2002	粗大ごみの有料化を開始(栗橋町、鷺宮町)
H15	2003	事業系ごみ処理手数料を改定(栗橋町) 最終処分業務を組合構成町から組合に一元化 焼却灰(飛灰)のセメント原料化を開始
H18	2006	事業系ごみ処理手数料を改定(鷺宮町) 資源持ち去り禁止を条例に規定(栗橋・鷺宮衛生組合)
H19	2007	ごみ収集業務を組合構成町から組合に一元化 もえないごみ指定袋の導入(鷺宮町) ごみ収集業務の一元化に伴い、粗大ごみ処理手数料を統一 廃棄物減量等推進員制度を開始 焼却灰(主灰)のセメント原料化を開始
H21	2008	有害ごみ(噴射式スプレー缶・カセットボンベ、・ライター)の分別収集を開始 有害ごみ(乾電池、蛍光管等)をステーション収集に変更(栗橋町、鷺宮町) 資源ごみ(飲料用紙パック)をステーション収集に変更(栗橋町、鷺宮町)
H22	2010	市町合併により、栗橋・鷺宮衛生組合は解散し、久喜宮代衛生組合八甫清掃センターとなる 収集運搬業務を全部委託 ふれあい収集制度を開始(申請により高齢者世帯等について戸別収集)
H23	2011	ごみ収集体系の見直し(種別名称、分別方法、収集日、収集区域、収集回数の見直し) 資源ごみ(プラスチック製容器包装、布・衣類)の分別回収を開始 粗大ごみ処理手数料を統一
H24	2012	粗大ごみ申込みを予約センターで受付を開始 管内統一指定ごみ袋(燃やせるごみ指定袋・燃やせないごみ指定袋)の導入
H25	2013	家庭ごみの直接搬入の処理手数料を統一(10月) 事業系廃棄物の直接搬入の処理手数料を統一(10月) 犬猫等動物死体の取扱手数料を統一(10月) 小型家電リサイクル制度による小型家電の回収の実施(10月) ごみの直接持ち込みを受入れ開始(10月) ごみ焼却施設基幹的設備改良工事を実施し、施設の延命化を図る(H25~26年度工事)

久喜宮代衛生組合

(久喜宮代清掃センター)

〒345-0836 埼玉県南埼玉郡宮代町大字和戸1276-1

電話：0480（34）2042

FAX：0480（32）5361

菖蒲清掃センター 〒346-0103 久喜市菖蒲町台2770-1

電話：0480（85）7027

八甫清掃センター 〒340-0201 久喜市八甫2525

電話：0480（58）1309

ホームページURL：<http://www.crt-kuki.miyashiro.saitama.jp>

メールアドレス：mail@crt-kuki.miyashiro.saitama.jp

(各センター共通)

発行：平成26年5月

環境用語の解説

〈あ行〉

アイドリング・ストップ

自動車を利用する際に、信号待ちなどの停車中に積極的にエンジンを切ることで、二酸化炭素の削減や省エネルギーを図るもの。

アスベスト

石綿ともよばれ、天然に産する唯一の繊維状鉱石で蛇紋岩、角閃石中にクリソタイル、アモサイトなどとして存在する。用途として、耐熱材料、フロアタイル、自動車のクラッチ板、ブレーキラミングなどに加工、混合される。アスベストは生体内に気道系を通じて肺に滞留・沈着し、肺纖維症のほかに、肺ガン、悪性中皮腫の原因となることが認められている。大気汚染防止法において特定粉じんとして指定されている。

硫黄酸化物（SO_x）

二酸化硫黄、三酸化硫黄と硫酸ミスト等の総称で、大気汚染防止法では、ばい煙の一種類として規定し、一般排出基準及び特別排出基準をK値規制として設け、さらに総量規制の対象物質としている。

一般廃棄物

主として家庭から排出される廃棄物。

一般廃棄物の処理は、市町村の固有事務であるので市町村の処理計画に従って計画的に収集し、処理することとされている。

エコマーク

私たちのまわりにある様々な商品の中で、製造・使用・廃棄などによる環境への負荷が他の同様の商品と比較して相対的に少ないなど、その商品を利用することにより環境保全に役立つと認められる商品に付けられるマークであり、「私たちの手で地球を、環境を守ろう」という気持ちを表している。(財)日本環境協会が認定を行っており、代表的な商品としては、リターナブルびん(回収の上再利用されるびん)、古紙を原料にした印刷用紙、無漂白のコーヒーフィルターなどが認定されている。

オゾン層

地上 10~50 km の高層の大気にあるオゾンの層。オゾン層は太陽光線中で、酸素から生成され、有害な紫外線を吸収するため、フロンによって破壊されると皮膚ガンの増加や生態系への影響が生じることとなる。

温室効果

大気を通して太陽光線によって暖められた地表面からは、熱エネルギーとしての赤外線が放出される。この赤外線を大気中の二酸化炭素、フロン、メタン等が吸収して大気を温め、地表へその熱の一部を再放出する。このように日射に加えて大気からの放射による加熱があるため、地表面はより高い温度となる。この効果を温室効果といい、赤外線を吸収し、温室効果をもつガスを「温室効果ガス」という。化石燃料等の消費の急増による温室効果ガスの、排出削減が国際的な課題となっている。

温室効果ガス

太陽放射により暖められた熱が宇宙に逃げると、その一部を吸収して温室のように地球を暖める性質を持つ気体。平成 9 年 12 月の地球温暖化防止京都会議で削減対象となったものは、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の 6 種類。

〈か行〉

化学的酸素要求量(COD)

生活環境項目の一つであり、水の中に含まれる有機物及び被酸化性の無機物（硫化物、第一鉄、アンモニアなど）が酸化剤によって化学的に酸化されるときに消費される酸素の量をいう。単位はmg/lで表示され、数値が大きいほど汚濁の程度が高い。BODとともに水の汚濁を示す指標である。

合併処理浄化槽

し尿と台所や風呂からなる雑排水を合わせて処理する浄化槽で、し尿だけを処理する単独浄化槽に比べると、河川の水質に与える影響をおよそ1/9に減らすことができる。

家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）

平成10年6月に制定され、平成13年4月から施行された法律。市町村での処理やリサイクルが困難な使用済みの家電製品のリサイクルが目的。小売業者には過去に販売した製品などの引き取り義務を、製造業者などには小売業者からの使用済み製品の引き取り及びリサイクルの義務を課している。対象品目は、現在、エアコン、テレビ、電気冷蔵庫（冷凍庫）、電気洗濯機の4品目。循環型社会形成推進基本法の一つ。

環境影響評価（アセスメント）

開発事業等による公害の発生や自然環境の破壊について、事業者が自ら配慮するため、当該開発事業等による環境への影響について事業の実施に先立って調査、予測、評価すること。また、事業の計画立案段階で実施されるアセスメントを戦略的環境影響評価（戦略アセス）という。

環境カウンセラー

市民や事業者などに対して、環境保全活動の推進のために、助言などの支援ができる人材として登録された人。本制度は環境省が創設し、1997年から登録作業が開始されている。

市民や市民団体などからの環境問題、環境保全活動、組織運営などに関する相談、助言、環境学習講座の講師、環境関連事業などの企画・運営を助言する「市民部門」と、事業者からの環境保全の具体的な対策、環境活動評価プログラムなどに関する相談・助言をする「事業者部門」という2つの登録部門が設置されている。

環境基準

環境基準とは、大気汚染、水質汚濁、土壤汚染及び騒音について、人の健康を保護し、生活環境を保全する目的で定められた行政上の政策目標のことであり、環境基本法第16条に規定されている。この基準は、人の健康等を維持するための最低限度（規制値等）としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていこうとするものである。

環境マネジメントシステム

企業などが自ら、企業経営の中で排出物を減らすことや、エネルギー消費量を減らすことなど、環境負荷を低減していくための「計画（Plan）」を立て、それを「実施（Do）」、達成度を「評価（Check）」し、結果をもとに「更なる改善（Act）」するというPDCAサイクルを繰り返し行うことによって、継続的に環境負荷の削減が図られるような組織体制にするためのマネジメントシステム。1996年（平成8年）に、世界共通規格・基準の設定を行う国際機関である国際標準化機構により、環境マネジメント全般に係る国際標準規格である「ISO14000シリーズ」が発効され、そのうち、認証取得の対象となる「ISO14001」は、環境マネジメントシステムについて規定している。

環境ラベリング制度、環境ラベル

環境保全に役立つ商品にマークをつけて国民に推奨する制度。製品の環境影響をチェックして、一定の基準に合致するものに与えられるラベルのことで、エコマークも環境ラベルのひとつである。

京都議定書

1997年12月に京都で地球温暖化防止条約締結国会議が開催され、全会一致で議定書が採択された。その内容は、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、HFC、PFC、六フッ化硫黄の6種の温室効果ガスを対象とし、2008年から2012年までの間に先進締結国全体で、1990年比5%以上（日本6%、アメリカ7%、EU8%）削減するとの法的拘束力のある数値目標が定められた。2005年2月16日に正式発効となり、議定書を批准した国々は、温室効果ガスの排出量の削減が、国際的に義務づけられた。

クールビズ

地球温暖化防止の一環として、夏のオフィスの冷房設定温度を省エネ温度の28度にし、それに応じた軽装化する夏のビジネススタイルのこと。「ビズ」はビジネスの意味で、ここでは涼しく効率的に働くことができるノーネクタイ・ノー上着といった新しいビジネススタイルの意味が盛り込まれている。2005年に環境省によって提唱され、05年10月末には、約100万世帯の1か月分の排出量に相当する約46万トン（二酸化炭素換算）分の二酸化炭素が削減できたとされる。

グリーン購入

グリーン購入とは、商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入することをさす。

日本では、グリーン購入の取り組みを促進するために、1996年2月に企業・行政・消費者による緩やかなネットワークとしてグリーン購入ネットワーク（GPN）が設立された。また、2001年には国等によるグリーン調達の促進を定めるグリーン購入法が制定されている。

健康項目

水質汚濁物質の中で、水環境の汚染を通じ人の健康に影響を及ぼすおそれがあり、水質汚濁に関する施策を総合的にかつ有効適切に講ずる必要があると認められる項目をいい、現在、カドミウム、鉛、砒素、水銀などが定められている。一律の環境基準が定められているほか、事業所に対する排水基準も定められている。

建設リサイクル法

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」のことで、コンクリート、アスファルト、木材など特定資材を用いる建築物を解体する際に廃棄物を現場で分別し、資材ごとに再利用することを解体業者に義務づける法律。循環型社会形成推進基本法の一つ。

光化学スモッグ

大気中の窒素酸化物や炭化水素類などの汚染物質が、太陽光線（紫外線）によって複雑な光化学反応を起こして作られるスモッグをいう。特に、夏季、日ざしが強く、風の弱い日に発生しやすく、その影響は、目がチカチカするなどの健康被害のほか、視程障害、植物の葉の組織を破壊するなど広範囲にわたる。

公害

公害とは、環境基本法によれば、「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること」をいう。この「生活環境」には、人の生活に密接な関係のある財産、動植物とその生息・生育環境が含まれる。

コーポレート・ガバナンス（熱電供給システム）

発電と同時に発生した排熱も利用して、給湯・暖房などを行うエネルギー供給システムで、総合熱効率の向上を図るもの。

コンポスト

生ゴミ、落葉など様々な有機物を原料に微生物の働きで発酵、分解してできる堆肥をいう。

〈さ行〉

再生可能エネルギー

有限で枯渇の危険性を有する石油・石炭などの化石燃料や原子力と対比して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。具体的には、太陽光や太陽熱、水力（ダム式発電以外の小規模などを言うことが多い）や風力、バイオマス（持続可能な範囲で利用する場合）、地熱、波力、温度差などを利用した自然エネルギーと、廃棄物の焼却熱利用・発電などのリサイクルエネルギーを指し、いわゆる新エネルギーに含まれる。

酸性雨

化石燃料の燃焼などにより大気中に放出された硫黄酸化物や窒素酸化物及び大気中で生成された硫酸、硫酸塩、硝酸塩などが、雨滴に取り込まれ pH が低下し、地上に落下した雨等をいう。生態系に対する影響として、土壤の酸性化をもたらし、土壤の微生物活性を弱め、肥沃度を低下させ、森林生態系に重大な影響を与えることが予測されている。

産業廃棄物

廃棄物処理法により定められている、事業活動に伴って発生する特定の廃棄物。多量発生性・有害性の観点から、汚染者負担原則に基づき排出事業者が処理責任を有するものとして現在 20 種類の産業廃棄物が定められている。産業廃棄物以外を一般廃棄物と呼び、処理責任は市町村とされている。

CSR（企業の社会的責任）

企業は社会的な存在であり、自社の利益、経済合理性を追求するだけではなく、利害関係者全体の利益を考えて行動するべきであるとの考え方であり、環境保護のみならず、行動法令の遵守、人権擁護、消費者保護などの分野についても責任を有するとされている。

資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）

資源の有効利用を促進するため、リサイクルの強化や廃棄物の発生抑制、再使用を定めた法律。循環型社会形成推進基本法の一つ。

自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）

使用済自動車から出る部品などを回収してリサイクルしたり、適正に処分することを、自動車メーカーや輸入業者に義務づける法律。循環型社会形成推進基本法の一つ。

循環型社会

これまでの「大量生産・大量流通・大量消費・大量廃棄」のスタイルを改め、地球環境を保全しつつ、限りある天然資源を大切にし、持続的な発展を遂げていくために、資源・エネルギーの大量消費や廃棄物の発生を抑制するとともに、リサイクルなどの有効利用を進めて、環境への負荷をできる限り低減しようとする社会

循環型社会形成推進基本法

廃棄物処理やリサイクルを推進するため、国の基本方針や事業者、国民の責務を定めた基本法。廃棄物処理法・資源有効利用促進法・容器包装リサイクル法・家電リサイクル法・建設リサイクル法・食品リサイクル法・自動車リサイクル法・グリーン購入法の 8 つの法律を束ねる。

食品リサイクル法

食品製造工程から出る材料くずや売れ残った食品、食べ残しなどの「食品廃棄物」を減らし、リサイクルを進めるため、生産者や販売者などに食品廃棄物の減量・リサイクルを義務付けた法律。

新エネルギー

石炭・石油などの化石燃料や核エネルギー、大規模水力発電などに対し、新しいエネルギー源や供給形態の総称。「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネルギー法）」で定める

「新エネルギー等」には、太陽光発電、風力発電などの再生可能な自然エネルギー、廃棄物発電などのリサイクル型エネルギーのほか、コーチェネレーション、燃料電池、メタノール・石炭液化等の新しい利用形態のエネルギーが含まれる。

水素イオン濃度（pH）

pHとは、水の酸性、アルカリ性を表す指標で、中性の水ではpH7、酸性になると7よりも小さく、アルカリ性では7よりも大きくなる。例えば、牛乳は弱い酸性でpH6程度、石けん液は弱いアルカリ性でpH8から9程度である。

生活環境項目

水質汚濁物質の中で、生活環境に悪影響を及ぼすおそれのあるものとして定められた項目をいい、現在、pH、DO、BOD、COD、SS、大腸菌群数などが定められている。環境基準は、河川、湖沼、海域別に、水道、水産、農業用水、工業用水、水浴などの利用目的に適応した類型によって基準が定められ、排水基準も健康項目と同様に定められている。

生物化学的酸素要求量（BOD）

生活環境項目の一つであり、河川水や工場排水、下水などに含まれる有機物による汚濁の程度を示すもので、水の中に含まれる有機物が一定時間、一定温度のもとで微生物によって生物化学的に酸化されるときに消費される酸素の量をいう。単位はmg/lで表示され数値が大きいほど汚濁の程度が高い。

〈た行〉

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン（PCDD）と、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナーポリ塩化ビフェニール（PCB）と呼ばれる化合物の総称。多くの異性体があり、毒性が異なる。ダイオキシンの量は、最も毒性の強い異性体に換算した値（毒性等量=TEQ）で表す。

大気汚染

人間の経済・社会活動に伴う化石燃料の燃焼、金属冶金、化学工業品製造工程などから排出される汚染物質及び火山の爆発などの自然現象に伴って排出される汚染物質による大気の汚染のことを行う。

待機消費電力

家電製品などで、温度や時刻などのモニター表示や内臓時計、各種設定のメモリーの維持のために常に常時消費される電力。家庭消費電力の一割を占めるといわれている。

チーム・マイナス 6%

地球温暖化防止のために、京都議定書で義務付けられた6%（90年比）の日本の温室効果ガス削減目標を達成するための国民運動のこと。「チーム・マイナス6%」は二酸化炭素の削減のために、「温度調節で減らそう」、「水道の使い方で減らそう」、「商品の選び方で減らそう」、「自動車の使い方で減らそう」、「買い物とゴミで減らそう」、「電気の使い方で減らそう」といった6つのアクションを提案している。

チャレンジ25 キャンペーン

「チャレンジ25 キャンペーン」は、これまでの地球温暖化防止のための国民運動「チーム・マイナス6%」から、より温室効果ガスの削減に向けた運動へと生まれ変わり展開するもの。オフィスや家庭などにおいて実践できる温室効果ガスの削減に向けた具体的な行動を「6つのチャレンジ」とし

て提案し、その行動の実践を広く国民に呼びかけている。なお、国は2020年までに、温室効果ガスの排出量を1990年比で25%削減することを目標としている。

地球の温暖化

人間の活動の拡大により二酸化炭素(CO₂)をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。近年産業の発展による人間活動により、温室効果ガスの濃度が増加し、大気中に吸収される熱が増えたことで、地球規模での気温上昇(温暖化)が進んでいる。海面上昇、旱魃などの問題を引き起こし、人間や生態系に大きな影響を与えることが懸念されている。

窒素酸化物(NOx)

一酸化窒素、二酸化窒素、亜酸化窒素等の総称で、大気汚染を対象とした場合、一酸化窒素と二酸化窒素の混合物をさす。発生源としては、自動車を主発生源とする移動発生源と発電所、工場を主発生源とする固定発生源とに分けられる。

低公害車

既存のガソリン自動車やディーゼル自動車に比べ、窒素酸化物や二酸化炭素などの排出量の少ない自動車。地球温暖化、地域大気汚染の防止の観点から、世界各国で技術開発、普及が進められている。

日本では、電気自動車、圧縮天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車等が実用化され、その普及のための導入補助、税制優遇など支援政策が展開されている。この他、LPG車、希薄燃焼エンジン車、ソーラー自動車、水素自動車、燃料電池自動車、エタノール自動車、バイオディーゼル自動車等多種多様なものがある。

デポジット制度

空き缶等の散乱の防止と再利用のため、あらかじめ飲料水等の販売価格に一定金額の預り金(デポジット)を上乗せして、消費者が容器を返却した場合にその預り金を返却する制度をいう。

〈な行〉

内分泌かく乱化学物質(環境ホルモン)

化学物質の中には、生体内に取り込まれてホルモン系に影響を及ぼすものがあり、これらの化学物質が内分泌かく乱化学物質、いわゆる環境ホルモンと呼ばれている。環境省では、平成10年5月に「外因性内分泌攪乱化学物質問題への環境庁の対応方針について(環境ホルモン戦略計画SPE'98)」(平成12年11月改訂)を作成し、疑いのある65物質を示している。これらの物質による影響は、科学的には未解明な点が多く残されているものの、生物生存に関わる世代を越えて深刻な影響をもたらすことがあることから、環境保全上の重要課題の一つとなっている。

ナショナル・トラスト

価値ある自然環境や歴史的建造物を、広く募金などを募り取得することにより、保存し、次の世代に引き継いでいくことを目的とした環境保護活動。

燃料電池

天然ガス、メタノールなどの燃料を改質して得られた水素と大気中の酸素とを化学的に反応させることにより直接発電せるもので、排出されるのは水だけであり、クリーンで高い発電効率のため、地球温暖化問題の解決として、期待されている。

ノーカーデー

特定の日や曜日を決めて自動車の利用を自粛するキャンペーン。大気汚染や地球温暖化の防止を目的としている。

農業集落排水施設

農業用の用排水の水質を保全し、農山村における生活環境を改善するための農山村地域における生活排水処理施設のこと。公共下水道計画区域外の農業振興地域などの集落を対象とし、数集落の単位で効率的に整備を図る小規模分散の集合処理方式をとっている。

〈は行〉

バイオディーゼルフューエル（BDF）

菜種油、大豆油、コーン油などの植物性廃食油を原料として、燃料化プラントで精製して生まれる軽油代替燃料のことで、バイオマスエネルギーのひとつ。ディーゼル車に改造無しで給油でき、二酸化炭素の排出を大幅に削減することができるため、地球温暖化の防止に役立つ。また、植物性廃食油を使うので、廃棄物リサイクルにもなる。

バイオマスエネルギー

生物体を利用して得られるエネルギーのことで、無限に再生可能なエネルギー資源として注目されている。バイオマスエネルギーの利用方法としては、燃焼して発電するほか、アルコール発酵やメタン発酵による燃料化炭化水素を含む植物から燃料成分を抽出する方法がある。

廃棄物

廃棄物とは、その物を占有している者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないため不要となった物をいい、ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油などの固形状又は液状のものをいう。

廃棄物の中には、主として家庭から発生する厨芥などの一般廃棄物と、主として工場から発生する汚泥などの産業廃棄物の二つに大別される。

廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）

廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。廃棄物の排出企業が処理業務を委託した際に不適正処理や不法投棄が起きた場合、排出企業にも罰則や現状回復義務を負わせる法律。循環型社会形成推進基本法の一つ。

ばい煙

大気汚染防止法において、次の物質をばい煙と定義している。（1）燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物、（2）燃料その他の物の燃焼または熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん、（3）物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く）に伴い発生する物質のうち、人の健康または、生活環境に係る被害を生ずる恐れがある物質で政令で定めるもの（有害物質という）。

九都県市指定低公害車

首都圏の広域的課題について取り組む八都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）において、電気自動車並びに天然ガス、メタノール、ガソリン、軽油及び液化石油ガスを主たる燃料とし、窒素酸化物等の排出量が指定基準値以下の自動車として指定したもの。

ヒートアイランド現象

自然の気候とは異なる都市独特の局地的気候。都市に機能と人口が集中した結果、冷房による人工排熱、コンクリートの建物による蓄熱により、都市の熱収支が周辺部と異なり、最低気温が下がらなくなる現象。都心ほど気温が高く、等温線が島のような形になるためヒートアイランド（熱の島）といわれる。

ビオトープ

生物を意味する“Bio”と場所を意味する“Tope”を合成したドイツ語であり、生物が互いに

つながりを持ちながら生息している空間を示す言葉だが、特に、開発事業などによって環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭などに造成された生物の生息・生育環境空間を指して言う場合もある。このようなビオトープ造成事業では、昆虫、魚、野鳥など小動物の生息環境や特定の植物の生育環境を意識した空間造りが行われる。

P D C A サイクル

Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検）、Action（是正）を意味し、品質向上のためのシステム的考え方となる。管理計画を作成（Plan）し、その計画を組織的に実行（Do）し、その結果を内部で点検（Check）し、不都合な点を是正（Action）したうえでさらに、元の計画に反映させていくことで、螺旋状に、品質の維持・向上や環境の継続的改善を図ろうとするものである。

この考え方は、ISO9000 や ISO14000 のマネジメントシステムに採用されているほか、種々のシステムの維持、改善に共通に通用する。

P R T R

有害性のある化学物質がどのような発生源からどれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを国などの機関が把握、集計、公表する仕組み。

フードマイレージ

輸入食料の重量と輸送距離を掛け合わせたもの。食料の生産地から消費地が遠いほど、輸送の燃料や二酸化炭素の排出量が多くなるため、フードマイレージの高い国ほど、食料の消費が環境に対して大きな負荷を与えることになる。

富栄養化

富栄養化とは、湖沼や東京湾などの閉鎖性水域で植物が生育するうえで必要とする栄養塩類（代表的なものとして窒素、りん）が、非常に低い濃度から次第に高い濃度になっていく現象をいう。その結果として、特に湖沼においてはアオコの発生、海においては赤潮の発生などの現象が起こり、生息動物や浄水場での浄化処理などに障害を及ぼす場合がある。

フロン・特定フロン

炭素、フッ素、塩素等の化合物の総称で、洗浄剤、冷媒、発泡剤等に使用されている。特にオゾン層を破壊する作用の強いフロンについては、オゾン層保護条約議定書で特定フロンに指定され、生産が全廃されている。

ポリ塩化ビフェニール（P C B）

有機塩素化合物の一種であり、主に電気機器の絶縁油等に使用されている。人体に有害なため昭和47年に製造中止となっているが、化学的に安定であることや食物連鎖により濃縮されやすいことから人体や環境への影響が懸念されている。

〈ま行〉

マニフェスト制度

産業廃棄物の収集・運搬や中間処理（無害化や減量化などの処理）、最終処分（埋め立て処分）などを他人に委託する場合、排出者が委託者に対して「マニフェスト（産業廃棄物管理票）」を交付し、委託した内容通りの処理が適正に行われたことを確認するための制度。

ミティゲーション

開発行為で受ける環境ダメージを回避、軽減、代償する手法。開発によって失われる自然環境に対して、いかに負荷を小さくするかなど開発と環境を両立させる行為全体を示す考え方。

〈や行〉

有害廃棄物の越境移動

自国で処理すると高い費用のかかる有害廃棄物を他国へ送って処理すること。移動先では、しばしば不法投棄されたり、安易な処理をされ環境汚染を起こすことが地球環境において大きな問題となっている。

容器リサイクル法

容器包装ごみのリサイクルを製造者に義務付けた法律。正式名称は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」。消費者は容器包装ごみの分別排出、市町村は分別収集の責任を負い、製造者をあわせた3者（役割分担）により容器包装のリサイクルを促進することが目的。法の対象となる容器包装を使っている食品などのメーカーと容器包装を作っているメーカーには、市町村が回収した容器包装の使用量に応じたリサイクルが義務付けられる。

〈ら行〉

ライフサイクルアセスメント

商品の環境に与える影響を、資源の採取、原材料への加工、商品の生産・運搬・販売・消費・廃棄までの各課程ごとに評価し、より環境負荷の小さい生産方法や原料、製品を選択していく考え方。

リサイクル

廃棄物を再生使用すること。一般的には、紙、鉄くず、アルミニウム、ガラスびん、布など有価物の再生使用、不用品交換などをいう。リサイクルの効用として、資源やエネルギーの節約、ゴミの減量化による環境保全、ゴミ処理費の節約、経済活動の活性化などがある。

リターナブル容器

繰り返し使用できる容器のことで、ビールや牛乳の瓶などが代表的なものである。自然保護につながり、環境を配慮した容器といわれている。

リデュース

廃棄物を出さないこと。「ごみの発生抑制」ともいわれる。生産工程で出るごみを減らしたり、使用済み製品の発生量を減らすことを指す。具体的には、原材料使用量を減らすような製品設計上の工夫をしたり、製品の寿命を長くしたり、生産工程での歩留まり（原材料に対する製品の比率）を上げたりすることでごみの発生を抑えることができる。消費者が製品を長く使うこともリデュースのひとつである。循環型社会形成推進基本法は、廃棄物処理やリサイクルの優先順位を（1）リデュース、（2）リユース（再利用）、（3）リサイクル（再資源化）、（4）熱回収（サーマルリサイクル）、（5）適正処分としており、リデュースを最も優先するよう定めている。

リユース

使用を終えた製品を、基本的な形を変えずに他の利用法で用いること。具体的には、不要になったがまだ使えるものを他者に譲ったり売ったりして再び使う場合や、生産者や販売者が使用済み製品、部品、容器などを回収して修理したり洗浄してから、再び製品や部品、容器などとして使う場合がある。リデュース（廃棄物の発生抑制）とリサイクル（廃棄物の再利用）の中間に位置している。

レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物の種をリストアップし、その生息・生育状況を解説した資料集である。国際的には、国際自然保護連合（I C U N）が昭和41年（1966年）に刊行を開始し、その後改

訂が続けられている。表紙が危機を意味する赤であったことから、レッドデータブックと呼ばれている。

我が国では、平成 3 年に環境庁が「日本の絶滅のおそれのある野生生物（脊椎動物編）」を発行し、以後順次発行・改訂している。

久喜市の環境 平成26年版No.27（平成25年度報告）
平成27年1月発行

編集・発行
久喜市 環境経済部 環境課
〒346-8501
久喜市下早見85番地の3
TEL 0480 (22) 1111
FAX 0480 (22) 9364
Eメール kankyo@city.kuki.lg.jp



○この印刷物は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく、基本方針の判断基準を満たす紙を使用しています。